平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

有料老人ホームにおける
情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業
報　告　書

平成２９年３月

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

は　じ　め　に

我が国の有料老人ホームは、今や定員数において特別養護老人ホーム等の介護老人福祉施設に次ぐ規模となっており、高齢期の暮らしを、住まいと生活・介護の両面から支える大きな存在となっている。また、有料老人ホームについては、その量的な増加とともに、サービスの多様化が著しいことから、消費者（住民・利用者）が、住替え・入居に際して、それぞれのライフスタイルや予算・嗜好にあった住まいを適切に選択できるような、わかりやすい情報環境の整備が求められている。

有料老人ホームの事業は、事業者と入居者の契約が基本であることから、消費者の適切な選択に資するためには、消費者にとって必要・有益と思われる情報ができる限り多く公開されることが重要である。本調査研究事業は、そのなかでも、自治体（都道府県等）が行う消費者向けの情報公開のあり方について検討を行ったものである。

現在、自治体による消費者向け情報公開の方法としては、自治体独自の取組として「有料老人ホーム一覧」が、また、厚生労働省通知により「情報開示等一覧表」や「重要事項説明書」により提供されることとされているが、公開の有無や内容（項目や様式等）については自治体の考え方によって差があり、消費者にとって全国共通の基準で有料老人ホームの比較・選択が可能になっているとは言い難い状況にある。

本調査研究事業は、上記のような問題意識の下、まず「有料老人ホーム一覧」、「情報開示等一覧表」、「重要事項説明書」による情報の公開の現状と課題を明らかにしたうえで、消費者の有料老人ホーム選択に資するという観点からの自治体による情報公開のあり方について検討し、今後に向けた提案を行ったものである。

折しも、近く国会審議が予定されている老人福祉法の改正案中においても、有料老人ホームに関する情報公開についての規定整備が盛り込まれていることから、今後、その改正趣旨に沿って、自治体が公開する情報が消費者の選択に資するよう有効に活用されるとともに、入居者の保護の一層の推進に資するよう、国、各自治体、全国有料老人ホーム協会等の間で、これまで以上に緊密な連携協力が行われることを期待するものである。

最後に、お忙しい中、本委員会に参加し、ご議論いただいた委員各位に対し、心より謝意を表する次第である。

平成 29 年 3 月

有料老人ホームにおける情報開示の取組促進
に向けた方策に関する調査研究事業委員会
委 員 長　　井　守　明　央

目　　次

序章　調査研究事業実施概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　調査研究事業の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　調査研究事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　３　検討体制と検討経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１章　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の枠組みと検討の背景　・・・・・5
　１　有料老人ホームに関する情報公開の枠組みと検討の範囲　・・・・・・・・・・・5
　２　検討にあたっての背景、問題意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２章　自治体の有料老人ホームに関する情報の作成・公開の現状　・・・・・・・・・11
～自治体アンケート調査結果～
　１　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の現状　・・・・・・・・・・・・・・11
　２　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の方針等について　・・・・・・・・・18
　３　アンケート調査結果のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第３章　自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けた提案　・・・・・・・・25
　１　基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　２　自治体の有料老人ホームの情報公開の枠組み　・・・・・・・・・・・・・・・・27
　３　「有料老人ホーム一覧」「重要事項説明書（概要版）」の具体的な情報公開項目の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
　４　利用しやすく、かつ公開しやすい情報公開の手法について　・・・・・・・・・・41
　５　情報公開促進に向けた検討課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

参考資料
　１　自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けてのアンケート調査結果　・・・・・53
　２　重要事項説明書の情報項目及び記載例（全国有料老人ホーム協会版）　・・・・131

※本報告書で使用している用語について
　公開　　　　　　　　：「閲覧及び交付」の意味とする。
　消費者（住民・利用者）：有料老人ホームの情報を入手しようとする方々をさす。
　　　　　　　　　　　　報告書本文中では「消費者（住民・利用者）」を「消費者」とする。
　自治体　　　　　　　：「都道府県」「政令市」「中核市」「その他権限移譲市」をいう。

序章　調査研究事業実施概要

１　調査研究事業の背景と目的

有料老人ホームをはじめとする高齢者向け住まいは、種類の多様化やホーム数の増加がみられており、消費者が高齢期の住替え・入居に際して、自身のライフスタイルや予算・嗜好にあった住まいを適切に選択できるような、消費者にとってわかりやすい情報環境の整備が求められている。

現在、自治体のホームページ上では、消費者向け情報として「有料老人ホーム一覧」等が公開されているが、その内容（項目数や様式等）は自治体によって差があり、消費者が、全国どこに住んでいても共通の基準で比較･選択が可能な状況になっているとは言い難い。

また、自治体は、有料老人ホーム事業の新規届出や、事業者からの毎年の定期的な情報提出（重要事項説明書、入居契約書等）、立入調査等の監査結果等、有料老人ホームに関する多くの情報を得ているものの、それらを消費者向けに公開していく仕組みは三者三様である。

他方、サービス付き高齢者向け住宅においては、必須サービスである状況把握・生活相談サービスの内容を中心に、従来からある情報提供システムに「運営情報」を追加し、事業者による積極的な情報公表を行うための仕組みがスタートする予定である。

有料老人ホーム事業は、事業者と入居者の契約が基本であり、消費者の選択に資するためには、消費者にとって必要・有益と思われる情報ができる限り多く公開されることが重要である。また、高齢者向けの住まいが多様化していくなかでは、将来的には、類似の高齢者向け住まいを含めた情報公開のあり方についての検討が必要となっているといえる。

本調査研究事業は、上記の問題意識のもとで、以下について検討していくことを目的として実施した。

・自治体の有料老人ホームに関する情報公開状況等を把握する。
・消費者にとって必要な情報項目を整理するとともに、今後の情報公開の取組促進に向けた方策を検討した。

具体的には、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 27 年 3 月 30 日改正）で示された「各都道府県においても、有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開する」ことが、すべての自治体において実施されることを目標と設定した。

その際、具体的な情報公開項目や手法については、有料老人ホームの重要事項説明書をはじめ、すでに一定の実績を有する「介護サービス情報公表制度」及び「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」等との整合性についても考慮した。

２　調査研究事業の内容

調査研究事業実施にあたっては、以下の検討テーマを設定し、調査等の実施、委員会での検討を行った。主な内容は、次のとおりである。

（１） 検討テーマ１

自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けた方策検討

（検討方法）

標記方策の検討にあたっては、

①自治体のホームページを検索して、自治体における「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧」「重要事項説明書」の作成・公開状況の把握

②自治体の担当者にあてたアンケートによる実態把握と課題の整理

を実施した。

なお、上記「自治体アンケート」の概要は下記のとおりである。

- **調査目的**

自治体の有料老人ホームに関する消費者向け情報公開の現状や意向を把握し、今後の情報公開の促進に向けた方策を検討するための基礎資料とすることを目的とした。

- **調査対象**

本調査では、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の自治体における情報公開状況を把握するため、都道府県・政令市・中核市・権限移譲市を対象とした調査を行った。

- **調査方法**

自記式のアンケート調査とし、原則として配布・回収は電子メールにより行った。

- **調査票の構成**

アンケート調査票は、「Ⅰ自治体における有料老人ホームに関する情報の作成・公開等の現状について」、「Ⅱ有料老人ホームに関する情報公開の方針等について」の 2 部で構成した。

- **回答状況**

平成 28 年 12 月 5 日に発信し、平成 29 年 1 月 10 日までに回答されたものを集計対象とした。回答状況は以下のとおりであった。

➢ 自治体アンケート　発送・回収状況

自治体種別	発送数	回収数	有効回答数	有効回答率（%）
都道府県	47	43	43	91.5
政令市	20	18	18	90.0
中核市	47	44	44	93.6
その他権限移譲市	28	9	9	32.1
合計	142	114	114	80.3

※その他権限移譲市
自治体のホームページで有料老人ホームの設置届出の受理等の権限が委譲されていることが確認できた自治体
（広域連携により有料老人ホームに係る事務を共同処理している場合は、広域連携体を 1 自治体としてカウントしている）

（２） 検討テーマ２

有料老人ホームとして必要な情報公開の在り方及び公開項目の検討

検討テーマ２においては、下記の手順・方法で検討を行った。

①自治体のホームページの検索により、公開されている情報項目の比較・整理
・厚生労働省の標準指導指針で示された情報項目
・自治体で追加的に掲載されている情報項目の把握

②他の情報公表システムにおける公開情報項目の比較・整理
・サービス付き高齢者向け住宅（登録情報・運営情報）
・介護サービス情報公表システム
・全国有料老人ホーム協会チェックリスト　等

③自治体の担当者へのヒアリングの実施
上記①及び②の検討を行ったうえで、複数の自治体担当者に対するヒアリング調査を行い、情報項目として公開することの実効性等についてご意見をうかがった。

３　検討体制と検討経過

本調査研究事業は、下記のメンバーで構成する委員会を設置し、企画・調査の実施から報告書の作成まで検討いただいた。委員会における検討経過は次のとおりである。

有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業委員会
委員名簿（敬称略）

〈委員〉

池田敏史子	NPO 法人シニアライフ情報センター 代表理事
※井守　明央	独立行政法人国民生活センター 参与（全国有料老人ホーム協会理事）
三重野　真	株式会社アライブメディケア 専務取締役
向井　幸一	株式会社シルバーライフネットワーク 代表取締役
吉田　肇	株式会社マザアス 代表取締役
渡邊　峰樹	徳島県保健福祉部長寿いきがい課 課長

（※は委員長）

〈オブザーバー〉

橋口　真依	厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐
横手　昌幸	国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐
長谷川敏也	国土交通省住宅局安心居住推進課 高齢者住宅企画係長
東京都福祉保健局高齢社会対策部・都市整備局住宅政策推進部	
神奈川県保健福祉局	
永野　浩子	一般社団法人高齢者住宅推進機構事務局 企画部長

〈開催日及び議題〉

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 28 年 9 月 12 日	調査研究の趣旨 事業実施計画案と到達点について
第 2 回	平成 28 年 11 月 1 日	自治体の情報開示書類の現状について 自治体へのアンケート・ヒアリング調査について
第 3 回	平成 29 年 1 月 23 日	自治体アンケート調査の結果報告 情報開示に向けた方策の提案 情報開示諸表における項目の検討 第三者評価の必要性について
第 4 回	平成 29 年 3 月 10 日	調査研究事業報告書（案）について 情報公開の促進に向けた提案について 第三者性に留意した質の評価の仕組みについて

※上記委員会のほか、ワーキング委員会を 5 回開催

第１章　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の枠組みと検討の背景

１　有料老人ホームに関する情報公開の枠組みと検討の範囲

（１）自治体の有料老人ホームに関する情報公開の枠組み

自治体の消費者向けの有料老人ホームに関する情報公開は、現状では、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 27 年 3 月 30 日改正）の「２　指導上の留意点（６)情報開示、報告の徴収等」で、「重要事項説明書」並びに「有料老人ホーム情報開示等一覧表」の作成・徴収と公開が「努力規定」として位置づけられている。

また、同年 7 月には、厚生労働省「有料老人ホームからの報告の徴収について(通知)」が出され、有料老人ホーム情報開示等一覧表の作成・公開、重要事項説明書等の公開に努めるよう、改めて通知されている。

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

老発第 0718003 号　平成 14 年 7 月 18 日
最終改正 老発 0330 第３号　平成 27 年３月 30 日

⑹ 情報開示、報告の徴収等

有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

また、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、入居案内パンフレット等について、定期的に又は変更の都度、提出を求め、表示と実態が乖離することのないよう指導されたい。

さらに、各都道府県においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について

老高発 0730 第 1 号
平成 27 年 7 月 30 日

３ 有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

また、標準指導指針の２（６）中「各都道府県等においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するように努められたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年７月１日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県等において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。

以上、厚生労働省通知より抜粋

（２）本調査研究事業における検討の対象・範囲

自治体が公開する有料老人ホーム関連の情報について、消費者の入居検討プロセスに即して整理すると、下記のとおりとなる。このうち、「①有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設）」は、主に介護保険者向け情報と位置づけられる書類である。また「②（自治体独自に作成の）有料老人ホーム一覧」は、消費者向けの第一段階の情報として、自治体が独自に作成しているものである。

本調査研究事業では、主に、介護保険者向けに作成される「①有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設）」を除く、②～④の各書類を検討の対象とした。

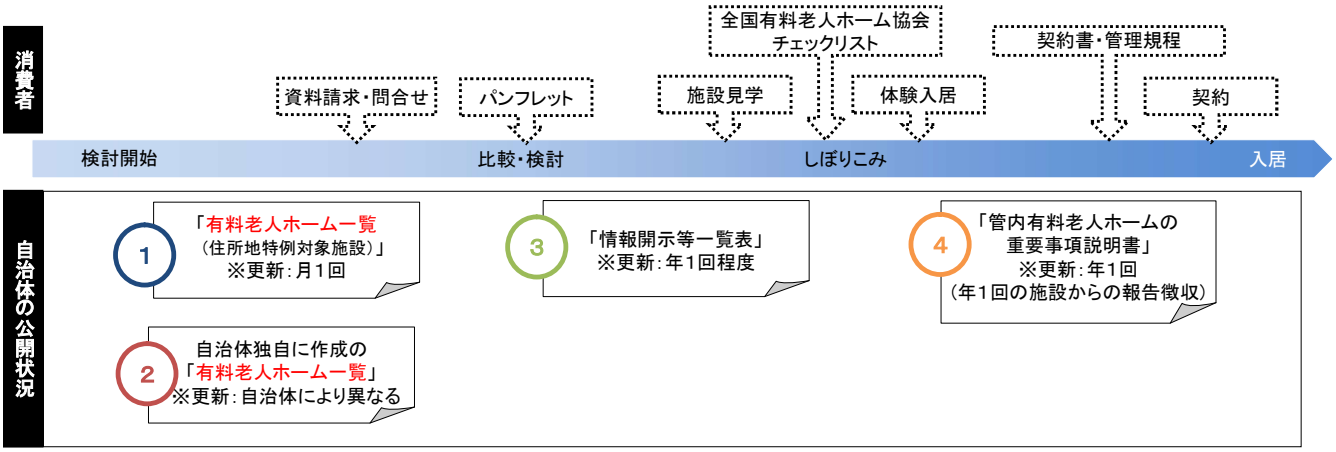

① 有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設）
→H27.2.26 付「有料老人ホーム一覧の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」〔老介発 0226 第 2 号、老高発 0226 第 2 号、国住心第 188 号〕により求められる書類

② 有料老人ホーム一覧
→①以外の、自治体が独自に作成している有料老人ホーム一覧

③ 情報開示等一覧表
→「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（老高発 0730 第 1 号、平成 27 年 7 月 30 日）で示された様式

④ 重要事項説明書

２　検討にあたっての背景、問題意識

検討にあたっての背景や問題意識は、次の 2 点に集約できる。

◎消費者向けの情報公開が十分に行われていない状況にあり、更なる情報公開促進が求められる。

◎その際、作成・公開について、自治体、事業者の役割や責任とともに、実効性についても検討していく必要がある。

先ず、既に公表されている調査・検討報告等において指摘されている、情報公開の現状や課題は下記のとおり。

（１）自治体が公開している消費者向け情報の現状

＊平成 26 年度「有料老人ホームにおける前払金の実態に関する調査研究事業報告書」より抜粋

有料老人ホーム関連の情報について、自治体担当者に対してホームページ上での公開状況を複数回答で尋ねたところ、「(当該自治体の)設置運営指導指針」、「有料老人ホーム一覧」については、9 割前後の自治体が公開していた。しかしながら、「情報開示等一覧表」については 42%、「各ホームの重要事項説明書」に至っては 13%と極めて低位であった。

図 1-1　ホームページ上で、消費者向け情報として公開しているもの（複数回答）

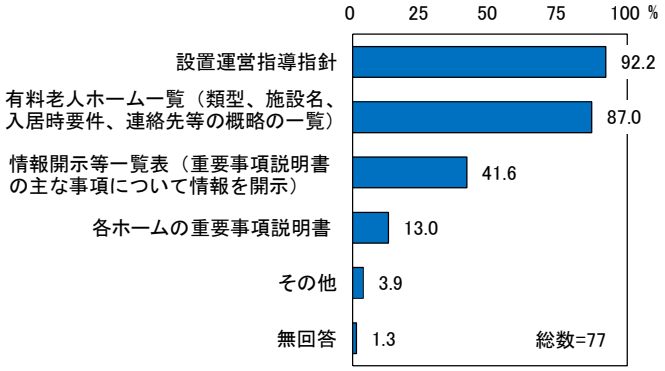

＊調査対象と回答数
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を所管する都道府県及び
政令指定都市・中核市の 110 自治体の担当課あて調査、77 自治体が回答（有効回答率：67.3%）。

資料：公益社団法人全国有料老人ホーム協会　平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「有料老人ホームにおける前払金の実態に関する調査研究事業報告書」（平成 27 年 3 月）89 頁

（２）総務省「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

平成 28 年 9 月 16 日に報告された、総務省「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」では、有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果として、以下の 3 点が勧告された。

〇未届施設の把握・届出促進【有料老人ホームの的確な把握】

〇指導監督の充実・強化【施設入所者の保護】

〇情報公開の促進【利用者の利便性の向上、施設の適切な選択】

この勧告が示された背景には、30 自治体を対象に実施された調査の結果、

・「重要事項説明書」については、30 自治体のうち 17 自治体が未公開、

・「情報開示等一覧表」については、30 自治体のうち、15 自治体が未作成／未公開

であることが明らかとなり、利用者の利便性の向上や施設の適切な選択に向けた情報公開の促進の必要性が改めて浮き彫りになったことがあげられる。(勧告のポイントについては次頁参照)

（３）社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」における「有料老人ホームの入居者保護の充実等」の指摘

平成 28 年 12 月 9 日に提出された、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「３. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等」の一項目として、有料老人ホームの情報公開や入居者保護の促進が示された。

（４）安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホームの入居者保護の充実）

・（中略）有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が提供されることが望ましい。

・このような状況を踏まえ（中略）、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報（開示等）一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令遵守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

参考

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成28年9月16日
勧告先：厚生労働省

背景

○単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加（H10：593万世帯→H25：1,136万世帯）
○介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増
施設数は30.4倍（H12：349施設→H27：10,627施設）、定員は11.5倍（H12：36,855人→H27：422,612人）
○一方、未届の施設も増加（H21：389施設→H27：1,650施設）、その実態は未解明
⇒未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査
＜調査対象機関＞・160有料老人ホーム（79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設）
・30都道府県等（17都道府県、13市町村）
・53地域包括支援センター（注）

（注）市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施

有料老人ホームの施設数の推移

①未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの適確な把握

主な調査結果
●未届施設の把握が不十分
●未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告
●関係機関との連携による実態把握の徹底
●ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の安心・安全の確保

②指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果
●立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制もぜい弱

主な勧告
●指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

③情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果
●都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告
●重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
●公開方法の見直し（紙→インターネット）

1　有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進（略）

2　有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

調査結果

結果報告書P104～114

◆立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分
・指導監督体制がぜい弱などの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない（14/30都道府県等）。中には、3年間（H24～26年度）未実施の例あり（3都道府県等）
・一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり
（自主点検の実施（2/30都道府県等）、集団指導の実施（12/30都道府県等））
・死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底
（H24～26年度で8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり）
・届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（17/79施設）
また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり

勧告

○自主点検や集団指導等の活用、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施

○指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

3　有料老人ホームに関する情報の公開の促進

調査結果

結果報告書P159～161

◆都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分
・重要事項説明書を未公開（17/30都道府県等）、公開していても紙媒体のみ（6/13都道府県等）
・情報開示一覧表を未作成又は未公開（15/30都道府県等）
→限定的な内容での公開
・情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施
（6/12都道府県等）

✓重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの
✓情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの

勧告

○重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
○公開方法の見直し
（紙→インターネット）

これらの先行調査結果及び資料を踏まえ、本調査研究事業では特に以下の観点から検討を行うこととした。

◆消費者から見た利便性

・消費者の視点からみて、どのような情報項目が、どのような方法（使用する用語や表現方法を含む）で提供されることが望ましいか。

・どのような公開方法が適切・有効で、かつ実効性が高く、消費者にとって情報が見やすく、使いやすいか。

◆自治体による情報公開の現状・課題

・自治体により公開されている情報量に開きがあり、総じて公開が進んでいない。
少なくとも、自治体は、公開可能な重要事項説明書の提出を受けているのではないか。

・自治体だからこそ公開できることは何か。
自治体ならではの公開項目があるのではないか。

◆どのような方法であれば、すべての自治体の実効性が確保されるのか

・どのような支援があれば、すべての自治体で公開が進むのか。

・上記に関連して、全国有料老人ホーム協会としてサポートできることは何か。

◆その他

・公開した情報の正確性については誰が責任を負うか。

・現在の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」は、事業者が入力した内容が公開されている。ただし、事業者の自己申告による誤った情報があった場合に、そのまま掲載され続けてしまう懸念もある。

第２章　自治体の有料老人ホームに関する情報の作成・公開の現状
～自治体アンケート調査結果～　（詳細は「参考資料１」）

１　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の現状

（１）「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の作成・公開状況

アンケート回答 114 自治体の「有料老人ホーム一覧」、「情報開示等一覧表」、「重要事項説明書」の作成・公開状況を整理すると下表のとおりであった。

「有料老人ホーム一覧」については、作成・公開とも実施している自治体が 88 自治体で、回答全体の 77%にあたる。1 自治体のみ、作成はしているものの未公開である。未公開の理由は、「住所地特例適用施設一覧及び自治体ホームページに記載されている有料老人ホーム一覧表とほとんどの記載内容が同じであるため」としている。未作成の自治体は 25 自治体で回答全体の 2 割超である。

「情報開示等一覧表」は、作成・公開とも実施している自治体が 56 自治体で、回答全体の 49%と半数弱である。作成していない自治体が 37 自治体(32%)、作成しているものの公開していない自治体も 20 自治体(18%)となる。

「重要事項説明書」については、公開している自治体は 45 自治体で、回答全体の 40%と、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の中では最も低い値となる。「重要事項説明書」の場合、全体の 6 割が、徴収はしているが公開はしていないという結果であった。

表 2-1　作成・公開の状況

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
	【回答自治体　114】	【回答自治体　114】	【回答自治体　114】
①	**作成・公開　88(77.2%)**	**作成・公開　56(49.1%)**	**公開　45(39.5%)**
②	作成済み・未公開　1(0.9%)	作成済み・未公開　20(17.5%)	未公開　69(60.5%)
③	作成していない　25(21.9%)	作成していない　37(32.5%)	
		無回答　1(0.9%)	

表 2-2　自治体における有料老人ホームに関する情報公開の現状　　総括表　再掲

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
作成・公開状況	【回答自治体　114】 ① **作成・公開　88(77.2%)** ② 作成済み・未公開　1(0.9%) ③ 作成していない　25(21.9%)	【回答自治体　114】 **作成・公開　56(49.1%)** 作成済み・未公開　20(17.5%) 作成していない　37(32.5%) 無回答　1(0.9%)	【回答自治体　114】 **公開　45(39.5%)** 未公開　69(60.5%)
作成・徴収方法等 【母数は作成自治体】	【母数　89 自治体】 自治体が作成　89(100.0%)	【母数　76 自治体】 ・自治体が作成　9(11.8%) ・事業者が作成　66(86.8%) ・無回答　1(1.3%) →(うち) 内容について修正を求めた経験「あり」　50(75.8%) ＊事業者が作成している66件に対する比率	【母数　114 自治体】 【徴収方法】 ・紙媒体による提出　54(47.4%) ・電子媒体による提出　32(28.1%) ＊双方提出は「14 自治体」 ・どちらでも可　41(36.0%) ・無回答　1(0.9%) →(うち) 確認後修正を求めた経験「あり」　93(81.6%)
公開の有無と方法 ＊複数回答可 【母数は作成・徴収自治体】	【母数　89 自治体】 (公開方法　複数可) ・紙媒体　41(46.1%) ・ホームページ　84(94.4%) ＊両方公開　37(41.6%) 公開していない　1(1.1%)	【母数　76 自治体】 (公開方法　複数可) ・紙媒体　27(35.5%) ・ホームページ　43(56.6%) ＊両方公開　14(18.4%) 公開していない　20(26.3%)	【母数　114 自治体】 (公開方法　複数可) ・紙媒体　22(19.3%) ・ホームページ　26(22.8%) ＊両方公開　3(2.6%) 公開していない　69(60.5%)
定期更新の頻度 【母数は公開自治体】	【母数　88 自治体】 ・年 1 回　17(19.3%) ・年に複数回　67(76.1%)	【母数　56 自治体】 ・年 1 回　43(76.8%) ・年に複数回　9(16.1%)	【母数　45 自治体】 ・年 1 回　37(82.2%) ・年に複数回　4(8.9%)
事業者から変更届の受理後の更新時期 【母数は公開自治体】	【母数　88 自治体】 ・次の更新月　60(68.2%) ・その都度更新　26(29.5%)	【母数　56 自治体】 ・次の更新月　42(75.0%) ・その都度更新　9(16.1%)	【母数　45 自治体】 ・次の更新月　28(62.2%) ・その都度更新　12(26.7%)
作成していない理由 ＊複数回答可 【母数は未作成自治体】	【母数　25 自治体】 ・住所地特例適用施設一覧で代替　20(80.0%) ・作成にかかる手間が大　2(8.0%) ・民間の紹介情報が存在　1(4.0%) ・書類が多く利用者に煩雑 1(4.0%) ・その他　8(32.0%)	【母数　37 自治体】 ・重要事項説明書の内容と重なる　11(29.7%) ・作成にかかる手間が大 9(24.3%) ・他の類似資料を作成　7(18.9%) ・国の通知を認識せず　6(16.2%) ・その他　10(27.0%)	—
公開していない理由 ＊自由記載を整理	【母数　1 自治体】 ・住所地特例適用施設一覧及び自治体ホームページに記載されている有料老人ホーム一覧とほとんど記載内容が同じであるため	【母数　20 自治体】 (準備・検討中を除き) ・作成した事業者が自ら公開している(すべきものである)ため ・類似書類で代替可能 ・事務負担が大 ・努力規定となっているため ・情報の正確性	【母数　69 自治体】 (準備・検討中を除き) ・作成した事業者が自ら公開しているため ・類似書類で代替可能 ・事務負担が大 ・努力規定となっているため ・変更が反映されにくい、情報の正確さ

(%は各項目の母数に対する値)

（２）「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を「作成している」、あるいは「作成しかつ公開している」自治体の作成・公開方法

①作成方法

【有料老人ホーム一覧】

「有料老人ホーム一覧」を作成している自治体は、89 自治体にのぼっている。「有料老人ホーム一覧」は、自治体独自の取組であることから、基本的には自治体が自ら作成して公表しているものである。（調査票では、特に作成方法については確認していない。）

【情報開示等一覧表】

「情報開示等一覧表」を作成している 76 自治体のうち、「自治体自らが作成している」のは 9 自治体であり、87%にあたる 66 自治体では、「個々の事業者が作成」しているとの回答であった。

「個々の事業者が作成している」と回答した 66 自治体のうち、76%にあたる 50 自治体が、「内容について修正を求めた経験がある」としており、事業者が作成した情報のチェックを行っている様子がうかがえる。

【重要事項説明書】

「重要事項説明書」については、提出を求める際の媒体について確認した。「紙媒体による提出」が 54 自治体、「電子媒体による提出」が 32 自治体、「どちらでも可」が 41 自治体である。14 自治体は、紙媒体・電子媒体双方での提出を求めている。「重要事項説明書」は、事業者が作成し自治体に提出するが、8 割超にあたる 93 自治体で、「事業者から提出された書類について確認後修正を求めたことがある」としており、「情報開示等一覧表」同様に、提出された書類について多くの自治体がチェックをしている。

表 2-3　作成・徴収の方法等　（表 2-1・表 2-2 で①②の自治体の再掲）

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
作成・徴収の方法等 【母数は作成自治体】	【母数　89 自治体】 自治体が作成　89(100.0%)	【母数　76 自治体】 ・自治体が作成　9(11.8%) ・事業者が作成　66(86.8%) ・無回答　1(1.3%) →(うち) 内容について修正を求めた経験「あり」　50(75.8%) ＊事業者が作成している 66 件に対する比率	【母数　114 自治体】 【徴収方法】 ・紙媒体による提出　54(47.4%) ・電子媒体による提出　32(28.1%) ＊双方提出は「14 自治体」 ・どちらでも可　41(36.0%) ・無回答　1(0.9%) →(うち) 確認後修正を求めた経験「あり」　93(81.6%)

②公開の有無と方法

前述のとおり、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を作成し、かつ公開している自治体数は、それぞれ 88 自治体、56 自治体、45 自治体である（表 2-1・表 2-2「作成・公開の状況」参照）。これらの自治体の公開の方法や更新頻度について確認したところ、以下の結果となった。

公開方法では、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」は、ホームページによる公開が紙媒体による公開を大きく上回っている。ただし、「有料老人ホーム一覧」については、紙媒体・ホームページ両方で公開している自治体も 37 自治体（公開している自治体の 4 割）にのぼる。「重要事項説明書」の場合は、紙媒体とホームページの割合が他に比べて拮抗しており、両方で公開している自治体は 3 自治体と少数である。

更新の頻度をみると、「有料老人ホーム一覧」の場合は、およそ 76%の自治体が「年に複数回」更新としているのに対し、「情報開示等一覧表」や「重要事項説明書」では、8 割前後の自治体が「年に 1 回」としている。

事業者からの変更届受理後の更新時期を「その都度更新」している自治体は、「有料老人ホーム一覧」ではおよそ 30%、「情報開示等一覧表」では 16%、「重要事項説明書」では 27%に留まっており、「有料老人ホーム一覧」を除き多くの自治体では年 1 回の更新であることが確認された。

表 2-4　作成・徴収している自治体の公開の有無と方法（表 2-1・表 2-2 で①の自治体の再掲）

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
公開の有無と方法 ＊複数回答可 【母数は作成・徴収自治体】	【母数　89 自治体】 （公開方法　複数可） ・紙媒体　41(46.1%) ・ホームページ　84(94.4%) ＊両方公開　37(41.6%) 公開していない　1(1.1%)	【母数　76 自治体】 （公開方法　複数可） ・紙媒体　27(35.5%) ・ホームページ　43(56.6%) ＊両方公開　14(18.4%) 公開していない　20(26.3%)	【母数　114 自治体】 （公開方法　複数可） ・紙媒体　22(19.3%) ・ホームページ　26(22.8%) ＊両方公開　3(2.6%) 公開していない　69(60.5%)
定期更新の頻度 【母数は公開自治体】	【母数　88 自治体】 ・年 1 回　17(19.3%) ・年に複数回　67(76.1%)	【母数　56 自治体】 ・年 1 回　43(76.8%) ・年に複数回　9(16.1%)	【母数　45 自治体】 ・年 1 回　37(82.2%) ・年に複数回　4(8.9%)
事業者から変更届の受理後の更新時期 【母数は公開自治体】	【母数　88 自治体】 ・次の更新月　60(68.2%) ・その都度更新　26(29.5%)	【母数　56 自治体】 ・次の更新月　42(75.0%) ・その都度更新　9(16.1%)	【母数　45 自治体】 ・次の更新月　28(62.2%) ・その都度更新　12(26.7%)

「紙媒体」で作成・公開している自治体について、紙媒体の公開場所をみると、いずれの書類をみても、ほぼ「担当課」で公開し配布するに留まっており、関連部局や地域包括支援センター等の相談窓口への配布は低位に留まっている。また紙媒体での配布に関する住民への周知を行っている自治体は10%台に留まっている。

表 2-5　紙媒体の公開場所

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
公開場所 ＊複数回答可 【母数は紙媒体での公開を行っている自治体】	【母数　41 自治体】 ・担当課　41(100.0%) ・担当課以外の関連部局 5(12.2%) ・福祉事務所　5(12.2%) ・地域包括支援センター 5(12.2%) ・消費生活センター・相談窓口等 1(2.4%)	【母数　27 自治体】 ・担当課　25(92.6%) ・担当課以外の関連部局 0(0.0%) ・福祉事務所　2(7.4%) ・地域包括支援センター 0(0.0%) ・消費生活センター・相談窓口等 1(3.7%)	【母数　22 自治体】 ・担当課　20(90.9%) ・担当課以外の関連部局 1(4.5%) ・福祉事務所　1(4.5%) ・地域包括支援センター 0(0.0%) ・消費生活センター・相談窓口等 0(0.0%)
住民への周知 【母数は紙媒体での公開を行っている自治体】	・行っている　6(14.6%) ・行っていない　35(85.4%)	・行っている　4(14.8%) ・行っていない　22(81.5%)	・行っている　3(13.6%) ・行っていない　18(81.8%)

（３）「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を「作成していない」、あるいは「作成しているが未公開」の自治体の理由

①未作成自治体の作成していない理由

「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」を作成していない自治体の「作成していない理由」をみると、「有料老人ホーム一覧」では、「住所地特例適用施設一覧で代替」が多くあげられた。「情報開示等一覧表」の場合、「重要事項説明書の内容と重なる」が最も多いものの、「作成にかかる手間が大きい」「他の類似資料を作成している」「国の通知等を認識していなかった」などが理由としてあげられている。

表 2-6　未作成自治体の「作成していない理由」　（表 2-1・表 2-2 で③の自治体の再掲）

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
作成していない理由 ＊複数回答可 【母数は未作成自治体】	【母数　25 自治体】 ・住所地特例適用施設一覧で代替 20(80.0%) ・作成にかかる手間が大　2(8.0%) ・民間の紹介情報が存在　1(4.0%) ・書類が多く利用者に煩雑 1(4.0%) ・その他　8(32.0%)	【母数　37 自治体】 ・重要事項説明書の内容と重なる　11(29.7%) ・作成にかかる手間が大 9(24.3%) ・他の類似資料を作成　7(18.9%) ・国の通知を認識せず　6(16.2%) ・その他　10(27.0%)	—

②作成しているが「公開していない」自治体の未公開の理由

他方、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を作成しているのに公開していない自治体の理由を自由記述からみると、「有料老人ホーム一覧」では、「住所地特例適用施設一覧等類似書類で代替可能」であること、「情報開示等一覧表」では、「準備・検討中」を除き、「事業者が自ら公開している（すべきものと認識）」「類似書類で代替可能」「事務負担が大きい」「努力規定である」などの意見があげられた。

「重要事項説明書」の場合、「準備・検討中」以外では、「事業者が公開している」「類似書類で代替」「事務負担が大きい（人員不足）」「努力規定である」「情報の正確性」などの意見があがっている。

表 2-7　作成・徴収済だが未公開自治体の「公開していない理由」　（表 2-1・表 2-2 で②の自治体の再掲）

	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
公開していない理由 ＊自由記載を整理	【母数　1 自治体】 ・住所地特例適用施設一覧及び自治体ホームページに記載されている有料老人ホーム一覧とほとんど記載内容が同じであるため	【母数　20 自治体】 （準備・検討中を除き） ・作成した事業者が自ら公開している（すべきものである）ため ・類似書類で代替可能 ・事務負担が大 ・努力規定となっているため ・情報の正確性	【母数　69 自治体】 （準備・検討中を除き） ・作成した事業者が自ら公開しているため ・類似書類で代替可能 ・事務負担が大 ・努力規定となっているため ・変更が反映されにくい、情報の正確さ

今回の調査では、未作成の自治体の存在とともに、書類は作成しているが未公開となっている自治体の存在も明確となった。未公開の理由をみると、事業者が提出してきた種類の内容の正確性の問題とともに、「事業者が自ら公開すべきものと認識」あるいは重要事項説明書では、「（公開は）努力規定である」等の声も複数挙げられている点が着目される。

以下に寄せられた自由意見の抜粋を掲載する。

「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」未公開の理由（抜粋）

作成している有料老人ホーム一覧の未公開の理由（自由記述）

理由	主な回答
類似書類で代替可能 1 件	・住所地特例適用施設一覧及び自治体ホームページに記載されている有料老人ホーム一覧表とほとんどの記載内容が同じであるため

作成している情報開示等一覧表の未公開の理由　（自由記述）

理由	主な回答
検討・準備中　9 件	・情報公開について検討中であるため ・公開に向け、現在準備中のため
事業者が公開・対応（すべき）　4 件	・作成した事業者が、自ら公開している（すべきものである）ため
類似書類で代替可能 4 件	・必要最低限の情報は、有料老人ホーム一覧表で足りている ・項目を絞った県独自の様式で公開しているため ・現況調査票を公開しており、内容が重複するため公開不要であると考える
事務負担（人員体制） 3 件	・事業者から提出された一覧表をまとめられていないため ・人員不足によるもの ・各施設から提出された一覧は、データ量も多く公開するのは困難

努力規定　1 件	・標準指導指針の中では、公開については努力規定となっているため
その他　3 件	・厚労省による年１回（7／1 時点）の定期調査に伴う現況調査票を施設一覧表とあわせてホームページにて公開している ・「情報開示等一覧表」と「届出済みの重要事項説明書」の内容が異なるため、内容確認後、掲載する予定 ・詳細については、直接各施設へ問い合わせをしてもらうため

重要事項説明書の未公開の理由（自由記述）

理由	主な回答
検討・準備中　15 件	・掲載内容の更新頻度を検討している ・最新の情報となっていない可能性があるため、各施設に問い合わせていただくよう案内していたため。なお、今年度は、施設の同意を得たものについて公開するよう準備中 ・昨年度まで県のホームページで掲載していたが、今年度から市で公開することとなり、現在準備中
事業所が公開・対応（問い合わせ対応）するため　14 件	・入居を検討中の市民には、施設に直接問い合わせていただくよう伝えており、施設から最新情報に基づく説明を受けた方が良いと考える
類似書類で代替可能　10 件	・情報開示等一覧表で、有料老人ホームの類型及び表示事項の記載がされているため ・必要最低限の情報は、県が公開している有料老人ホーム一覧表で足りている ・ホームページの有料老人ホーム一覧において各施設のホームページにリンクさせており、また介護付・住宅型の別、住所（地図サイト）、定員数、電話番号等の情報を公開しているため
事務負担　7 件（人員不足）	・公開にかかる手間が大きいため。積極的な情報提供はできていないが、定期報告や立入検査時に提供された重要事項説明書は、求めに応じ、コピーを配布可 ・ホームページや窓口で公開できるように整備するための、必要な人手と時間がないため。閲覧や配布希望があった時のみ個別に対応
努力規定　6 件	・標準指導指針の中では、公開については努力規定となっているため ・市の要綱等において、重要事項説明書を公開することとなっていないため ・国の通知により情報開示一覧表は公開することになっているが、重要事項説明書については努力義務とされているため ・情報公開制度に基づく開示のみを行っている
情報の正確性　3 件	・重要事項説明書は頻繁に変更するため、最新の重要事項説明書を保管している訳ではないから ・年１度の徴収のため、変更があった場合にそれが反映されにくい。
その他　16 件	・内容に不備が多く、修正指導しても再提出等に時間を要する。提出が大幅に遅れる施設もあり、情報公開に差が生じる ・窓口で相談を受けたときに紙媒体で提示できるようにしている ・今まで依頼がなかったので公開はしていないが、今後依頼があれば紙媒体で閲覧等できるよう検討したい ・公開することについてコンセンサスを課内で統一していない。今後においては、何らかの方策で公開することを考えている ・施設数が多く、全ての重要事項説明書をまとめるとかなりのページ数になり、窓口に置く場所がない。また、ホームページ上の公開にもかなりの手間を有する ・権限移譲で事務を行っており、都道府県では重要事項説明書を公開していないため整合性を図るもの ・重要事項説明書は消費者が施設に請求し入手すべきものであるため ・公開予定の情報開示等一覧表で、入居希望者は、自身のニーズに合う施設をある程度、絞り込める。また、重要事項説明書については、入居希望者が施設に直接内容を確認し、理解したうえで、入手するものと考えるため ・市民から重要事項説明書の公開を求められたことがないため ・特別養護老人ホームなど他の介護サービス事業の重要事項説明書を公開していない中、有料老人ホームのみ公開することは公平性の観点から望ましくないと考える ・紙媒体を PDF 化し、市ホームページに掲載することが認められていないため ・事業者数が膨大で、全てをアップするとホームページの負荷が重くなる恐れがあるため

※回答件数は、類似回答を１件としてカウントしている

２　自治体の有料老人ホームに関する情報公開の方針等について

（１）「重要事項説明書」及び「情報開示等一覧表」を、紙媒体及びホームページで公開することについての自治体としての意向

アンケート調査では、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の作成・公開の現状とあわせ、「情報開示等一覧表」及び「重要事項説明書」の今後の公開意向についても確認した。

下表①～⑤の 5 つの選択肢のうち、①②については、既に公開あるいは公開が予定されている自治体で、「情報開示等一覧表」では全体の 4 割、「重要事項説明書」では、全体の 3 割弱が回答している。

回答として最も多かったのは、「③現在は紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能」とする回答で、「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」ともに 4 割にのぼる。

他方、「④紙媒体として公開することは困難」、「⑤ホームページにて公開することは困難」と回答した自治体（④⑤の回答については複数回答可）は、「情報開示等一覧表」では各 1 割、「重要事項説明書」では各 2 割弱にのぼる。（紙媒体、ホームページともに公開することは困難と回答した自治体は、「情報開示等一覧表」では 4 自治体、「重要事項説明書」では 7 自治体。）

全体としてみると、現在公開していない自治体でも 5 割（下表②＋③）は今後公開することが可能としており、「困難」としている自治体を上回ることがわかる。

表 2-8　「重要事項説明書」及び「情報開示等一覧表」を、紙媒体及びホームページで公開することについての、自治体としての意向

選択肢	情報開示等一覧表	重要事項説明書
①すでに、紙媒体及びホームページで公開	36(31.6)	18(15.8)
②現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定	10(8.8)	11(9.6)
③現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能	44(38.6)	46(40.4)
④紙媒体として公開することは困難	13(11.4)	21(18.4)
⑤ホームページにて公開することは困難	10(8.8)	20(17.5)
⑥無回答	5(4.4)	4(3.5)
合　計	114(100.0)	114(100.0)

＊選択肢④⑤は複数回答可　単位：自治体、％

「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を紙媒体あるいはホームページで公開することは困難と回答した自治体に、「どのような支援や協力があれば公開が可能となるか」について尋ねた。

具体的な支援内容としては、「ホームページの作成・支援」という回答が3割弱であり、「雛形の提供」「一般的な情報開示手法についての研修」が続く。

④、⑤を選んだ自治体への質問

どのような支援や協力があれば、公開することが可能となると思うか

表 2-9　情報公開に向けて必要な支援や協力

選択肢	情報開示等一覧表	重要事項説明書
①雛形の提供	3(15.8)	5(14.3)
②ホームページの作成・支援	5(26.3)	10(28.6)
③一般的な情報公開手法についての研修	3(15.8)	5(14.3)
④その他	12(63.2)	19(54.3)
無回答	1(5.3)	4(11.4)
合　計	19(100.0)	35(100.0)

＊複数回答可　単位:自治体、%

最も多く回答が寄せられた「その他」の項目について具体的内容をみると、実質的には「必要ない、必要性を感じない」という内容のものが大半を占めた。具体的な支援の内容としては、次のような事柄が挙げられている。

[その他の支援例]

・とりまとめ作業、データ化、公開に対する紙媒体の作成・支援
・各施設で入力し、地方自治体で確認するシステムの構築
・事業者に公表する旨の通知が必要（反対されたホームは掲載しないことも考える必要がある）

[「必要ない」という意見]

・ホームページ上では公開しているため、紙媒体での提供は想定していない。最新の情報であれば施設に直接問い合わせするよう案内している
・現在ホームページにて公開しており、最新の内容をダウンロードできる。変更や申請があるたびに紙媒体を送付すると費用がかかるうえ、県民の方から「紙媒体で設置してほしい」といった要望を受けていないため、紙媒体での設置は考えていない
・複数施設の重要事項説明書を毎年公開、更新することは、業務量が膨大になると思われる。また、県への問合せとしては、情報開示等一覧表で十分対応でき、重要事項説明書まで求めている場合が少ないことから、必要性が薄いと思われる。（重要事項説明書は、施設見学の際に施設から説明を受けながら、交付されるのが望ましいと考える）
・本市においては権限移譲を行っているが、家族や利用者等から利用に関する問い合わせはないため、特段紙媒体等で公開することに疑問を感じる。むしろ、保険者の方が、家族からの問い合わせがあると考える
・施設数が多いため、ホームページ上で施設ごとの公開は難しい。要点を絞って各施設の情報を１つの表にまとめたものであれば公開可能
・内容変更に対して、変更届の提出不備により、随時更新に対応できない可能性があるため、公開は困難である
・内容の問い合わせに対応できないため、自治体で公開するより、事業者において公開するべき

（２）「有料老人ホーム一覧」の作成・公開について、どのような支援・協力があれば公開可能か

すべての自治体に対し、調査実施段階で検討中の「有料老人ホーム一覧（案）」（「参考資料 1」末尾調査票参照）を添付しながら、「有料老人ホーム一覧（案）」作成・公開のために必要な支援・協力について尋ねた。

回答が最も多かったのは、「雛形の提供」で 6 割の自治体が回答している。次いで「ホームページの作成・支援」（31.6%）だが、「その他」の回答も 24.6%であった。「その他」の具体的内容については、次頁を参照されたい。

表 2-10　「有料老人ホーム一覧（案）」作成・公開のために必要な支援・協力

選択肢	自治体数（全体）
①雛形の提供	69（ 60.5）
②ホームページの作成・支援	36（ 31.6）
③一般的な情報公開手法についての研修	15（ 13.2）
④その他	28（ 24.6）
無回答	8（ 7.0）
合　計	114（100.0）

＊複数回答可　単位：自治体、%

「その他」の内容

アンケートに添付の「有料老人ホーム一覧（案）」の項目関連
・サ高住と有料を分けて一覧を作成していることに加え、未届有料老人ホームを公開していないため、別添のような「有料老人ホーム一覧表（案）」での公開は難しい
・月額利用料が介護度や部屋によって違っている場合、場合分けが必要となり記載が難しい。詳細については重要事項説明書等を確認及び事業所へ直接確認して頂いた方が誤解の恐れが少ないと考えられる
・改善命令が文書指導なのか口頭指導でも改善命令とするのか、一定の指標が必要

事務支援
・入力業務・データ化支援
・無料での作成代行
・更新頻度によるが、全ての施設を必ず更新させるとなると、督促等の対応が必要であるが、督促に係る協力・支援体制については想定できない
・別添の「有料老人ホーム一覧表（案）」のような一覧表の作成・整備に必要な人員の配置

事務負担（人員体制）
・現在、自治体の工夫により各一覧を作成している状況であり、さらに別添のような「有料老人ホーム一覧表（案）」を作成するとなった場合、複数の種類の一覧を作成、管理、公表していく事務にかなりの労力がかかることが考えられる
・人員不足のため、技術の提供等のみでの解決は困難
・更新の頻度により負担が大きい

類似書類の活用
・一覧になっているのが理想的ではあるが、一覧表に落とし込む作業量が膨大になるので、事業者から提出された情報開示等一覧表をそのまま提供することで対応できないか
・そもそも未作成であり、また、情報開示等一覧表を代替資料として公開
・別添のような「有料老人ホーム一覧表（案）」の項目は情報開示等一覧表にて公開済み
・本市では既に有料老人ホーム一覧（住所地特例施設に限る）の他に、消費者の利便性を考え、有料老人ホームを含む高齢者施設の一覧を作成している。一覧の種類がさらに増えることは望ましくないと考える

システム導入
・サービス付き高齢者向け住宅のように全国統一的な情報提供システムに事業者が自ら入力する仕組みの導入
・施設数が多く、自治体がホームページを管理・作成・更新していくのは人員的に難しい。サ高住のように、国のシステムに事業者が直接入力していくようなシステムであれば可能かもしれない

サービス付き高齢者向け住宅関係
・サービス付き高齢者向け住宅に関する情報の共有・提供
・サービス付き高齢者向け住宅への周知及び啓発

その他
・内容変更に対して、変更届の提出不備により、随時更新に対応できない可能性があるため、公開は困難である
・都道府県や他市が公開するのであれば可能
・公開内容について検討中

提案
・事業者が入力する形式のサービス付き高齢者向け住宅登録システムと同様・類似のシステム（別添「有料老人ホーム一覧表（案）」を盛り込んだもの）を、国もしくは有老協で作成いただくことで、当該自治体だけではなく、全国の有料老人ホームの情報を検索することが可能となり、消費者の利便性が向上すると考えられる
・厚労省から住所地特例一覧の様式例が示されているので、そちらと統合するような様式で全国的に統一してはどうか。（一つの一覧を見れば、有料・サ高住・有料該当サ高住・住所地特例の該当有無、各ホームの情報がわかるようなもの）

３　アンケート調査結果のまとめ

（１）「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の作成・徴収と公開の現状

アンケート回答 114 自治体(回答率 80%)の「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の作成・公開状況を整理すると、

①「有料老人ホーム一覧」について、公開している自治体は 88 自治体と、77%にあたる。

②「情報開示等一覧表」について、公開している自治体は 56 自治体(49%)である。未公開自治体のうち、作成していない自治体が 37 自治体(33%)、作成しているものの公開していない自治体が 20 自治体(18%)であった。(「表 2-1」参照)

③「重要事項説明書」については、公開している自治体は 45 自治体(40%)で、69 自治体(61%)は、徴収はしているが公開はしていないという結果であった。
特に、「情報開示等一覧表」、「重要事項説明書」はいずれも自治体の「努力規定」として示されている書類だけに、その原因や背景が問題となる。

以上を、自治体種別に集計すると下記のとおりとなる。

表 2-11　　自治体における「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の情報公開状況（アンケート調査回答による）

自治体種別	アンケート回答数	有料老人ホーム一覧				情報開示等一覧表※2				重要事項説明書			
		公開			未公開※1	公開			未公開※1	公開			未公開
		自治体数	紙媒体	HP		自治体数	紙媒体	HP		自治体数	紙媒体	HP	
都道府県	43	35	10	35	8	20	6	16	22	17	7	11	26
(構成比)	100.0	81.4	23.3	81.4	18.6	46.5	14.0	37.2	51.2	39.5	16.3	25.6	60.5
政令市	18	16	9	15	2	11	5	9	7	8	3	5	10
(構成比)	100.0	88.9	50.0	83.3	11.1	61.1	27.8	50.0	38.9	44.4	16.7	27.8	55.6
中核市	44	33	21	30	11	21	15	15	23	16	11	7	28
(構成比)	100.0	75.0	47.7	68.2	25.0	47.7	34.1	34.1	52.3	36.4	25.0	15.9	63.6
その他権限移譲市	9	4	1	4	5	4	1	3	5	4	1	3	5
(構成比)	100.0	44.4	11.1	44.4	55.6	44.4	11.1	33.3	55.6	44.4	11.1	33.3	55.6
合計	114	88	41	84	26	56	27	43	57	45	22	26	69
(構成比)	100.0	77.2	36.0	73.7	22.8	49.1	23.7	37.7	50.0	39.5	19.3	22.8	60.5

※１：「未作成自治体」と「作成しているが未公開の自治体」の合計　　＊複数回答可　単位：自治体、%
※２：１自治体は無回答であったため合計は114にならない

「表 2-12」は、調査対象となる 142 自治体について、ホームページ検索により、自治体ホームページにおける公開状況を確認したものである。

表 2-12　　自治体ホームページにおける情報公開の現状

自治体種別	調査対象数	有料老人ホーム一覧	情報開示等一覧表	重要事項説明書
都道府県	47	39	16	11
（構成比）	100.0	83.0	34.0	23.4
政令市	20	17	10	5
（構成比）	100.0	85.0	50.0	25.0
中核市	47	33	15	7
（構成比）	100.0	70.2	31.9	14.9
その他 権限移譲市	28	18	11	5
（構成比）	100.0	64.3	39.3	17.9
合計	142	107	52	28
（構成比）	100.0	75.4	36.6	19.7

＊アンケート調査結果＋自治体ホームページ検索による　　単位：自治体、%

（２）「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を作成・公開していない理由

「情報開示等一覧表」を作成していない自治体の理由をみると、「手間ひまの大きさ」と同時に「重要事項説明書と同様の内容なので」、「努力規定なので」という回答も多かった。

他方、「重要事項説明書」を公開していない理由をみると、「事業者提出の書類の整理ができていない、内容精査中（＝タイムラグが生じる）」、「（更新頻度等の事情により）変更が反映されにくい、情報の正確さ（更新）」などの内容面での整理・正確さの確保に対する問題意識とともに、「事業者が自ら公開するものと認識」、「法令等で定められていない」など、職員体制等の問題以外の、作成・公開に対する自治体の意識が明らかとなった。さらに「他の公開情報で対応（可能）」という指摘も複数あった。

（３）「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」を、紙媒体及びホームページで公開することについての自治体としての意向や必要な支援

アンケート調査で、「既に公開」や「今後公開を予定」している自治体は 4 割強で、必ずしも情報公開が進んでいるとは言えない状況にある。なお、明確に「紙媒体やホームページでの公開は困難」と回答した自治体は、「情報開示等一覧表」では（紙媒体、ホームページともに）1 割強、「重要事項説明書」では（紙媒体、ホームページともに）2 割弱であった。（「表 2-8」参照）

他方、「公開は困難」とした自治体が求める具体的な支援・協力内容としては、「ホームページの作成・支援」、「雛形の提供」、「一般的な情報開示手法についての研修」が続くことから、こうした取組への支援のあり方が課題となる。（「表 2-9」参照）

さらに、「困難」と回答した自治体の多くは、特に紙媒体の公開の必要性について多くの疑問を感じていることも明らかとなった。つまり、紙媒体で印刷をした場合、情報の更新が難しい、ホームページ上での公開情報があれば、インターネット環境のない（あるいはインターネットを使えない）消費者には、ホームページ上の公開情報を印刷して配布することができる、等の理由による。この点については、総務省の見解とあわせ、実効性や利便性の高い媒体や提供方法の観点から整理が必要と思われる。

以上を総合すると、今回の調査結果から得られた検討課題や取組促進に向けたヒントは次のように整理できよう。

①自治体の意識や取組実態をみると、「情報開示等一覧表」と「重要事項説明書」については、作成の責任(役割)と公開の責任(役割)を分けて考えていくことで、作成・公開が促進され、消費者の利便性につながるのではないか。

②「情報開示等一覧表」と「重要事項説明書」の位置づけ、関係性の整理をしていくことが重要ではないか。

③「紙媒体」「ホームページ」等の公開の方法については、目的や公開・利用の現状等を参考に、より有効な方法を検討していく必要がある。

第３章　自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けた提案

１　基本的考え方

（１）前提

自治体アンケート結果及びこれを踏まえての委員会での議論から、自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けた提案の前提となる基本的な考え方を次のように整理した。

①有料老人ホームへの入居を検討している消費者にとっての利便性(必要な時に必要な情報を得られる)を最優先とする。
②一方で、情報公開の業務にあたる自治体の職員体制、業務量等を考慮し、自治体に過度の負担をかけない現実的な提案を行う。

（２）基本的視点

上記を前提として、具体的には、以下の 3 点を提案にあたっての基本的な視点とする。

①自治体が徴収した情報の公開による消費者の利便性の向上

アンケート調査では、「重要事項説明書」を中心に、自治体が事業者から徴収している情報は、様々な事情から、消費者に届いていないという問題がみられた。

消費者の立場から見ると、有料老人ホームの入居検討のために必要な情報は、必要な時に確実に入手できることが重要である。しかしながら、消費者向け相談窓口等には、「事業者が重要事項説明書を交付してくれない」、「契約時にならないと重要事項説明書を見せてもらえない」などの相談が寄せられている。有料老人ホームに関しては、いわゆる「情報の非対称性」の問題があるということからも、情報公開を事業者と消費者の両者間のみの問題とするのではなく、有料老人ホームの入居を検討するために有益な情報を消費者に向けて、自治体の立場から「見える化」していくことも求められるのではないか。

自治体へのアンケート調査の「自由回答」からは、「事業者から提出された情報のチェック等に時間がかかる」「徴収に非協力的な事業者がある」等、公開する以上、できる限り正確な情報提供を行いたいとする自治体の考え方も伝わってくる。情報の公開では、消費者にとっての利便性を重視し、自治体の役割は、「徴収した情報を公開すること」と考えることができないか。

②全国統一様式での公開

現在自治体から公開されている「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」については、いずれの書類も、自治体における掲載項目、掲載方法、様式等は一様ではなく、消費者にとって全国共通の基準で比較しにくいという課題を残している。

「有料老人ホーム一覧」は、自治体が独自に作成している書類であるため、自治体による掲載項目の違いは当然発生してくる。

「情報開示等一覧表」は、厚生労働省通知により掲載項目が示されているものの、半数の自治体では未作成、ないし作成していても未公開である。また、作成・公開している自治体においても、実際の情報項目やスタイルは多種多様である。

また、「重要事項説明書」については、厚生労働省から標準様式が示されてはいるが、基本的には、所管の自治体の考え方によって項目の追加等は変更が可能となっていることからも、自治体による違いがみられるのもやむを得ない。

消費者が情報を比較しやすいという点では、上記のいずれかの書類については、全国統一の様式による比較検討が可能であることが望ましいのではないか。その際、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の性格を考えると、「有料老人ホーム一覧」及び「重要事項説明書」は自治体の主体性・独自性に委ねられている側面が強いため、消費者の利便性の視点から「情報開示等一覧表」の様式統一を図ることが現実的であると考えられる。

③正確性・真実性の確保

公開される情報の正確性・真実性をいかに担保していくかは、情報公開を促進するうえで重要なポイントとなる。今回調査では、正確性を重視するあまり公開が進まない自治体の現状が浮き彫りとなったが、もとより有料老人ホームに関する基本情報を正しく作成する責務は事業者にあり、自治体の役割は、事業者が正しい情報を適切なタイミングで提出・更新していくように働きかけることであると考えられないか。

また、同時に、記載内容と実態に乖離・齟齬があった場合は、自治体の担当窓口に連絡をしてもらうように消費者、関係者に周知を図る等の対応も必要と思われる。

２　自治体の有料老人ホームの情報公開の枠組み

①初動から契約準備までの選択の段階と整備すべき情報の位置づけ（対応）の明確化

アンケート調査では、消費者向け情報（「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」）が、必ずしも消費者に十分活用されていない現状にあることが明らかとなった。

そこで、消費者の選択プロセスは 3 ステップに分かれると想定し、それぞれの段階に対応する必要・有効な公開情報を整備することを検討する。

選択の段階	想定される情報公開の目的、役割	対応公開情報と作成者
第 1 ステップ	入居検討に際して、自分の希望に沿い、かつ入居可能な有料老人ホームを選択するための情報 （例　10 ホーム程度を選ぶ段階）	**有料老人ホーム一覧** **（提出された情報を元に自治体が整理）**
第 2 ステップ	第 1 ステップで候補にあがった有料老人ホームの中から、具体的な入居ホームの候補を絞り込んでいくための情報 （例　10 ホームから 3～4 ホームに絞る段階）	情報開示等一覧表 ↓ **重要事項説明書（概要版）** **（作成時に事業者が重要事項説明書と併せて作成・提出）**
第 3 ステップ	第 2 ステップで絞りこまれた数件の有料老人ホームから、入居ホームを選択していくための情報 （例　最後の 1 つのホームを選択する段階）	**重要事項説明書** **（届出時及び毎年定期報告として事業者が作成・提出）**

【説明】

◎第 1 ステップ：「有料老人ホーム一覧」

「有料老人ホーム一覧」は、自治体による任意の情報提供として位置づけられるが、アンケート調査の結果、項目の多寡や様式の違いはあるにせよ、現状でも 8 割弱の自治体で、作成・公開がされている。

入居検討を開始した初期段階では、数多いホームの中から、自身が入居可能なホーム（費用、生活環境等）を絞り込むことになる。よって、第 1 ステップの情報としては、そのために必要な「最低限の情報」に絞って一覧を作成し公開する。

◎第 2・第 3 ステップ：「重要事項説明書（概要版）」及び「重要事項説明書」

アンケート調査では、現行の「情報開示等一覧表」と「重要事項説明書」の目的や位置づけが明確でなく、むしろ、内容に重複した部分のある書類として認識されていた傾向がある。しかしながら、仮に公開される情報が「有料老人ホーム一覧」と「重要事項説明書」の二つに限定された場合、消費者は「有料老人ホーム一覧」で絞り込んだ複数のホームすべての「重要事項説明書」に目を通す必要があり、それでは、消費者にとっては負荷が大きいのではないか。

そこで、現行の「情報開示等一覧表」を、「重要事項説明書の概要版」と位置づけ、消費者の第２ステップの絞り込みにとって有効・必須と思われる情報を「重要事項説明書」から抜き出して記載していくことが有用ではないか。

具体的には、事業者は、届出時及び毎年の報告時の「重要事項説明書」提出の際に、必ず「重要事項説明書（概要版）」を作成して冒頭に添付し、いわば両者を一体的なものとしてセットで考えていくことが合理的ではないか。

その際、「重要事項説明書」は、自治体によって独自の様式となっているものもあるが、「重要事項説明書（概要版）」については、全国共通の項目建てとする。

②自治体の役割を「徴収と公開」に明確化する

自治体は、事業者が作成・提出した「重要事項説明書」の内容に直接責任を持つのではなく、記載内容についてはあくまで事業者が責任をもつものとする。自治体は、当該事業者から報告のあった内容を公開することに責任の重点があること、いわば情報公開についての自治体の役割を、老人福祉法の改正を含む制度改正などにより明確化してはどうか。

③情報公開後のチェック体制の担保・強化を図る必要

情報の正確性・真実性をいかに確保していくか、対応策を検討していく必要がある。調査によれば、現状でも多くの自治体で、事業者が作成した「重要事項説明書」等の書類の記載内容をチェックしていることが明らかになっている。上記②の提案では、自治体の責務を「公開の責務」としているが、このことは、必ずしも、自治体による従前からのチェックを妨げるものではないことに留意が必要である。

また、公開された情報の内容について、「実態との乖離・齟齬」に関する第三者（消費者等）からの情報提供の集約の仕組みを構築していくことなど、自治体だけではなく、消費者や地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、民間の相談機関等を含めたユーザーとのネットワークも重要となる。

さらに、将来的には、「サービスの第三者評価」に代表されるような、書面、サービス実態面双方からのサービス評価の仕組みの在り方等についても検討が必要と思われる。

図 3-1　有料老人ホーム検討の流れ及び消費者が有料老人ホームを検討する際の書類（見直し案）

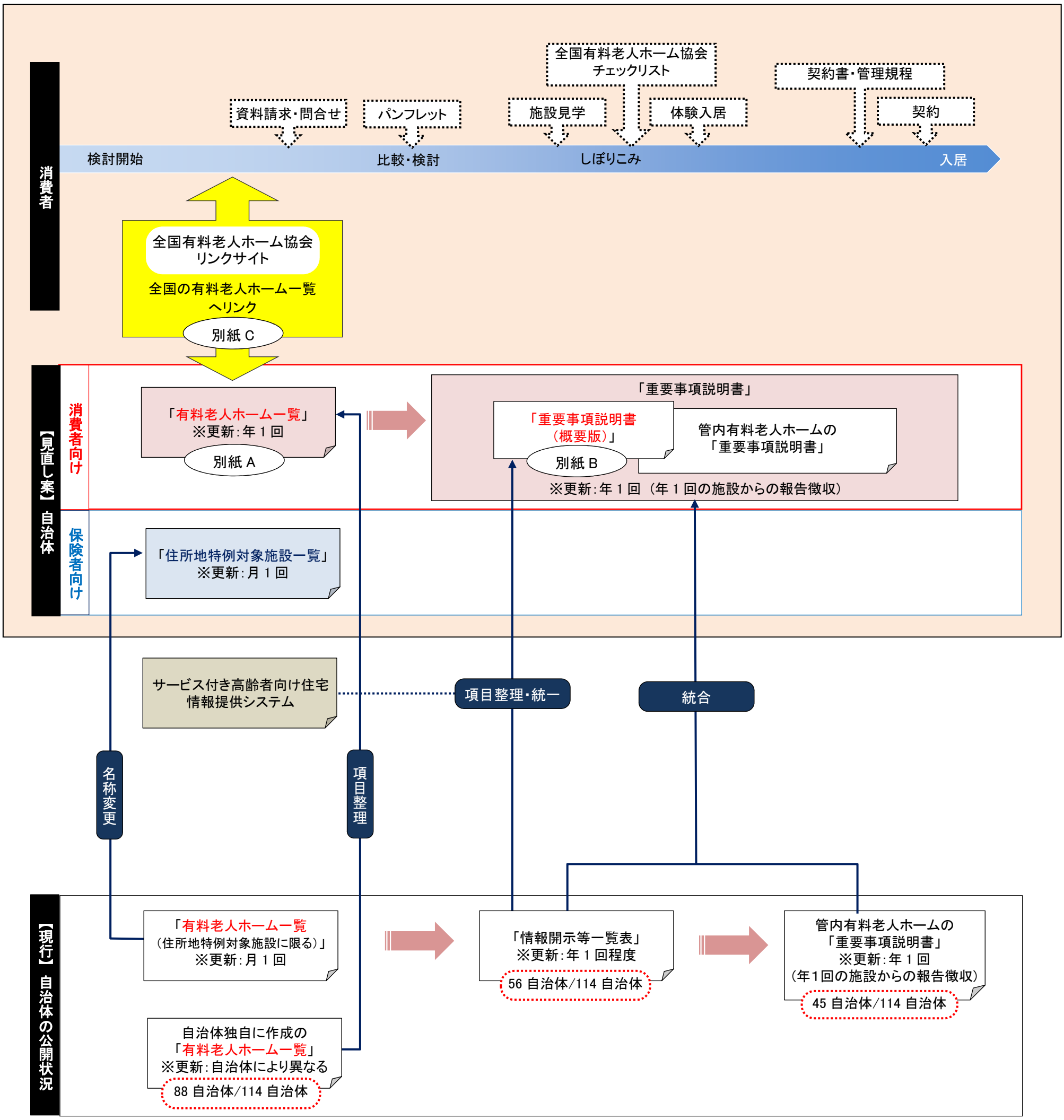

注）アンケート回答 114 自治体の公開状況

以上一連の検討・提案の流れを図示すると、下図のようになる。

図 3-2　自治体による有料老人ホームの情報公開の枠組み　案

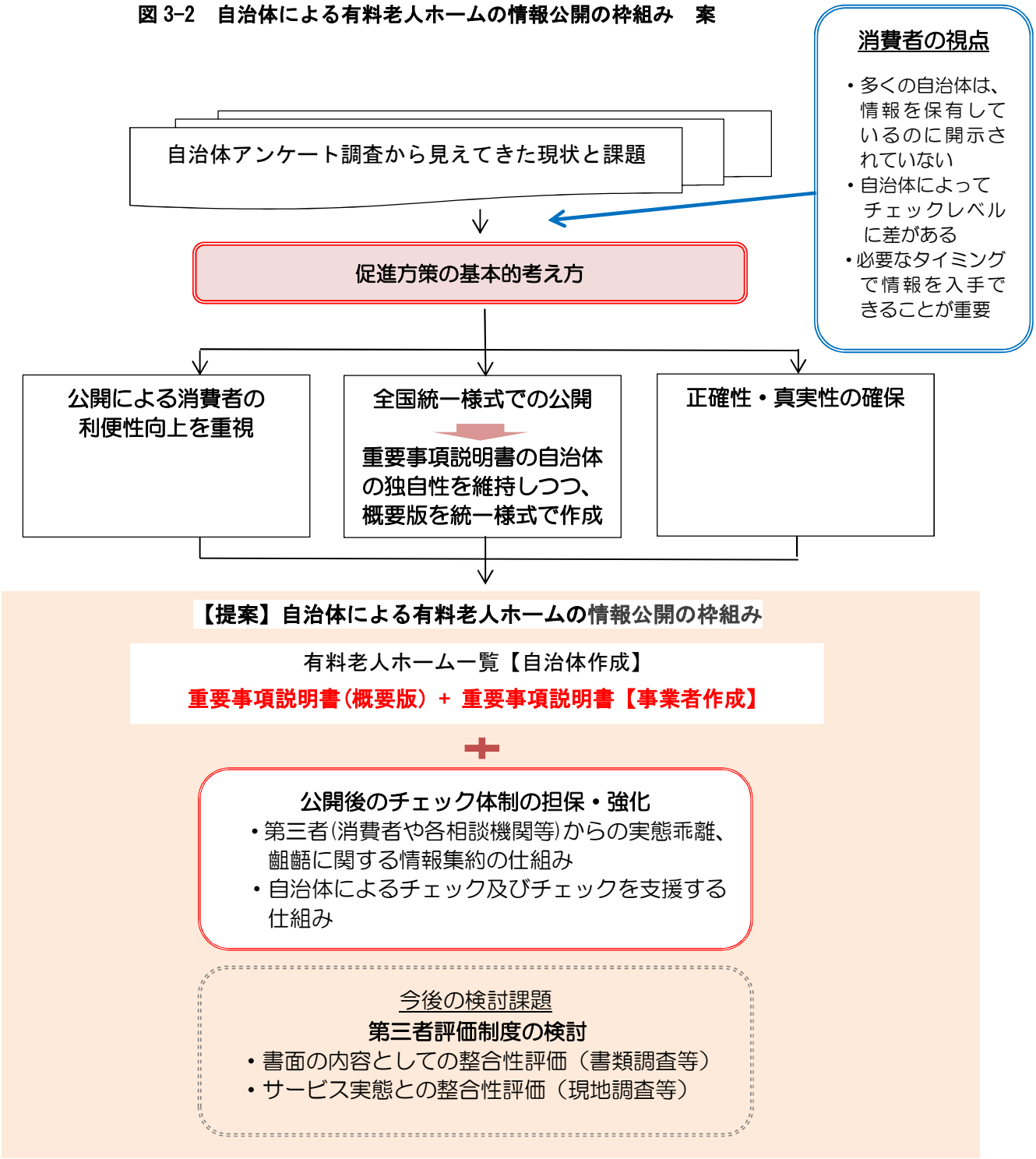

３ 「有料老人ホーム一覧」「重要事項説明書（概要版）」の具体的な情報公開項目の考え方

（１）基本的な考え方

①検討の手順：「重要事項説明書（概要版）」の掲載項目→「有料老人ホーム一覧」の順で必要な項目を絞り込む

消費者の有料老人ホーム選定にあたっては、最終的には、「重要事項説明書」に記載されている情報がポイントとなる。しかしながら、「重要事項説明書」は情報量も多く、消費者にとって容易に比較しやすいとは言いにくい面もある。そこで、「重要事項説明書」の項目のなかでも特にポイント（最初の比較選択に適切）と思われる項目を絞り込み、「重要事項説明書（概要版）」として事業者に作成させ、その項目の中から、入居検討の初期段階で必要と思われる情報を「有料老人ホーム一覧」の項目とした。

その際、ホームページ掲載後、紙媒体で出力・配布することも想定し、仕上がりが各ページA4サイズで収められるように配慮した。

図 3-3　「有料老人ホーム一覧」「重要事項説明書（概要版）」「重要事項説明書」の項目比較

資料請求・問合せ　パンフレット　施設見学　全国有料老人ホーム協会チェックリスト　体験入居　契約書、管理規程　契約

検討開始 → 比較・検討 → しぼりこみ → 入居

情報量・内容の詳細

有料老人ホーム一覧

更新日：平成〇年〇月〇日

施設名
事業者名
住所
開設年月日
TEL
FAX
有料老人ホームの類型
入居時要件
定員数(人)
居室数(室)
居室面積(㎡)
月額利用料の価格帯
前払金の保全方法
全国有料老人ホーム協会加入
重要事項説明書（概要版）

重要事項説明書（概要版）

（平成　　年　　月　　日現在）

施設名				
所在地(市区町村名)	住所			
	主な利用交通手段			
	電話番号		ファックス番号	
	ホームページ			
開設年	竣工年月日		事業開始年月日	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型）　・　介護付（外部サービス利用型）　・　住宅型　・　健康型			
事業主体名				
所在地(市区町村名)				
居室数等	定員数（居室数）	人（　　室）	居室面積	㎡～　㎡
入居時要件	入居対象	自立　・　要支援　・　要介護		
	入居時年齢			
職員体制	職員体制は、重要事項説明書「5. 職員体制」参照			
月額利用料（一人入居の場合） ＊介護保険に係る利用料を除く	「前払金あり」の場合		「前払金なし」の場合	
月額利用料				
家賃				
管理費・共益費				
食費（3食30日分）				
光熱水費				
その他				
敷金				
前払金（一人入居の場合）				
前払金の保全措置の内容				
入居者の状況 ＊「重要事項説明書(概要版)」記載日時点	入居者数	人	入居率	%
第三者による評価の実施 ＊過去3年間の実施状況	有　・　無			
情報開示	入居申込・入居契約に限定せず、消費者の求めに応じた開示方法			
重要事項説明書	HPで公開　・　事業所にて配布　・　送付可　・　事業所にて閲覧　・　開示無し			
運営懇談会	有→ 前年度の開催実績　（年　　回）　・　無			
サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無	有　・　無			
指導指針不適合事項	有　・　無			
公益社団法人全国有料老人ホーム協会への加入	加入　・　未加入			
備考				

青字：「有料老人ホーム一覧」の項目

重要事項説明書

記入年月日／記入者名／所属・職名

1. 事業主体
種類／名称／主たる事務所の所在地／連絡先（電話番号、FAX番号、ホームページアドレス）／代表者（氏名、職名）／設立年月日／主な実施事業

2. 有料老人ホーム事業の概要
（住まいの概要）名称／所在地／主な利用交通手段（最寄駅、交通手段と所要時間）／連絡先（電話番号、FAX番号、ホームページアドレス）／管理者（氏名、職名）／建物の竣工日／有料老人ホーム事業の開始日
（類型）【表示事項】

3. 建物概要
土地（敷地面積、所有関係）、建物（延床面積、耐火構造、構造、所有関係）／居室の状況（居室区分）、共用施設、消防用設備等、その他

4. サービスの内容
（全体の方針）運営に関する方針／サービスの提供内容に関する特色／入浴、排泄又は食事の介護／洗濯、掃除等の家事の供与／健康管理の供与／安否確認又は状況把握サービス／生活相談サービス
（介護サービスの内容）特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無／人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無
（医療連携の内容）医療支援、協力医療機関、協力歯科医療機関
（入居後に居室を住み替える場合）入居後に居室を住み替える場合／判断基準の内容、手続きの内容／追加的費用の有無／居室利用権の取扱い、前払金償却の調整の有無、従前の居室との仕様の変更
（入居に関する要件）入居対象となる者【表示事項】／留意事項／契約の解除の内容／事業主体から解約を求める場合／入居者からの解約予告期間／体験入居の内容／入居定員／その他

5. 職員体制
（職員別の職員数）管理者（氏名、職名）、生活相談員、直接処遇職員（介護職員、看護職員）、機能訓練指導員、計画作成担当者、栄養士、調理員、事務員、その他職員／1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間
（資格を有している介護職員の人数）社会福祉士、介護福祉士、実務者研修の修了者、初任者研修の修了者、介護支援専門員
（資格を有している機能訓練指導員の人数）看護師又は准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師
（夜勤を行う看護・介護職員の人数）夜勤帯の設定時間／看護職員・介護職員（平均人数、最少時人数）
（特定施設入居者生活介護等の提供体制）特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合／外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制
（職員の状況）管理者（他の職務との兼務、兼務に係る資格等）／前年度1年間の採用者数、前年度1年間の退職者数／業務に従事した経験年数に応じた職員の人数／従業者の健康診断の実施状況

6. 利用料金
（利用料金の支払い方法）居住の権利形態【表示事項】／利用料金の支払い方式【表示事項】／年齢に応じた金額設定／要介護状態に応じた金額設定／入院等のよる不在時における利用料金（月払い）の取扱い／利用料金の改定
（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）入居者の状況（要介護度、年齢）／居室の状況（床面積、便所、浴室、台所）／入居時点で必要な費用（前払金、敷金）／月額費用の合計（家賃、サービス費用（特定施設入居者生活介護の費用、介護保険外の食費・管理費・介護費用、光熱水費、その他））
（利用料金の算定根拠）家賃、敷金、介護費用、管理費、食費、光熱水費、利用者の個別的な選択によるサービス利用料、その他のサービス利用料
（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）特定施設入居者生活介護に対する自己負担／特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）
（前払金の受領）算定根拠、想定居住期間（償却年月数）、償却の開始日、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）、初期償却率、返還金の算定方法／前払金の保全先

7. 入居者の状況
（入居者の人数）性別、年齢別、要介護度別、入居期間別
（入居者の属性）平均年齢、入居者数の合計、入居率
（前年度における退去者の状況）退去先別の人数、生前解約の状況

8. 苦情・事故等に関する体制（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）
窓口の名称、電話番号、対応している時間、定休日
（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）損害賠償責任保険の加入状況／介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応／事故対応及びその予防のための指針
（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）利用者アンケート調査、意見箱燈利用者の意見等を把握する取組の状況／第三者による評価の実施状況

9. 入居希望者への事前の情報開示
入居契約書の雛形／管理規程／事業収支計画書／財務諸表の要旨／財務諸表の原本

10. その他
運営懇談会／提携ホームへの移行【表示事項】／有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出／高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録／有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項／有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項

添付書類：別添1（個別選択による介護サービス一覧表）
添付書類：別添2（別に実施する介護サービス一覧表）

赤字：「重要事項説明書（概要版）」の項目

項目の選択

②参照の範囲

項目検討に際しては、「重要事項説明書」、「情報開示等一覧表」の項目を基本としつつ、さらに類似の情報公表システムである「介護サービス情報公表制度」での情報項目のほかに、「サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業報告書（平成 28 年 3 月　一般社団法人高齢者住宅推進機構）」で記載された項目等を参考にした。

なお、平成 27 年 7 月 1 日以降の「重要事項説明書」について、全体構成並びに記載例を「参考資料 2」として掲載しているので参照されたい。（「参考資料 2」は、全国有料老人ホーム協会ホームページにおいても掲載。）

参考　　平成 28 年度秋季「有料老人ホーム協会セミナー」アンケート結果より

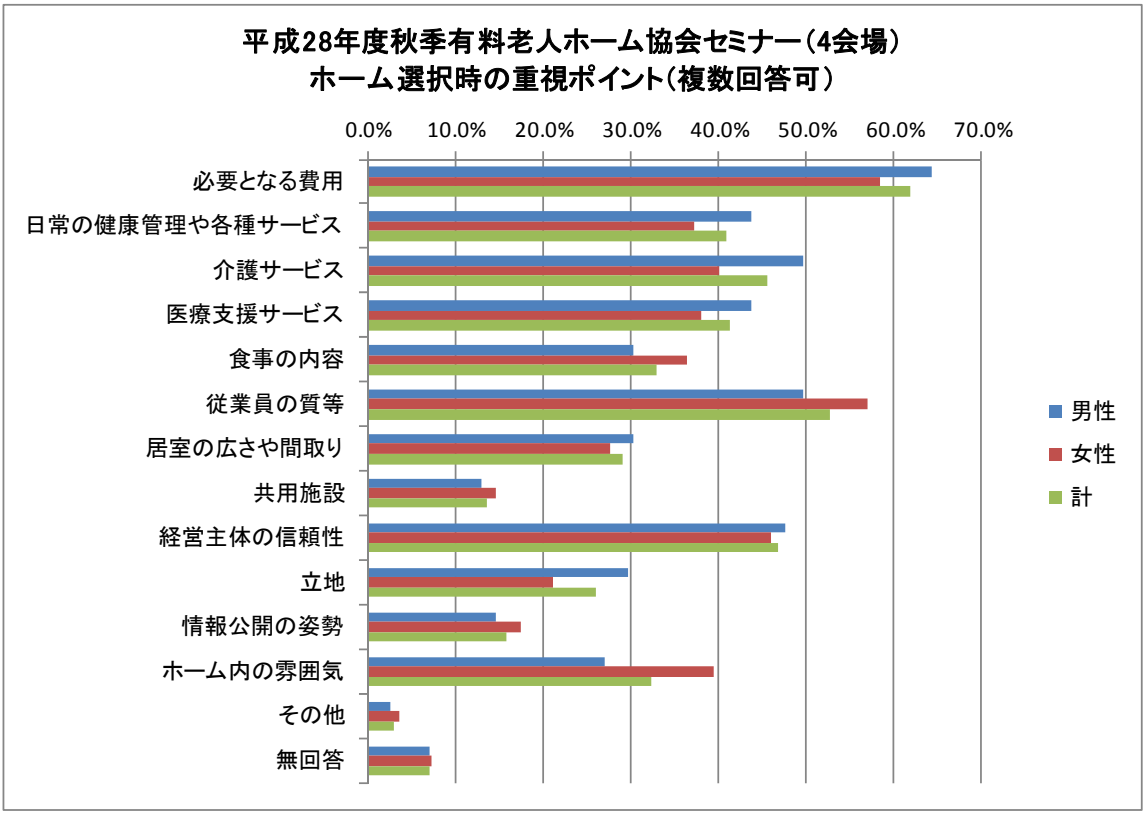

平成28年度秋季有料老人ホーム協会セミナー　回収数

	東京会場	大阪会場	福岡会場	札幌会場	計
男性	87	60	19	19	185
女性	47	50	18	22	137
計	134	110	37	41	322

参考　参照した他の情報開示項目

介護サービス情報公表システム

事業所の概要

●所在地・連絡先
　事業者名
　介護サービスの種類
　住所
　連絡先
　記入日
　介護予防サービスの実施
　併設している介護サービス
●地図
●運営状況：レーダーチャート　→チェック項目（68）
　利用者の権利擁護
　サービスの質の確保への取組
　相談・苦情等への対応
　外部機関等との連携
　事業運営・管理
　安全・衛生管理等
　従業者の研修等
●事業者概要
　運営方針
　事業開始年月日
　協力医療機関
●サービス内容
　入居に関する要件
　体験入居の有無
　サービスの特色
●設備の状況
　居室の状況（面積、室数）
　　一般（自立した人）の個室・相部屋、介護が必要な人の個室・相部屋、一時的に介護が必要になったときの部屋
　消火設備の有無
●利用料
　利用料の支払方式
　入居時に必要な費用（一時金方式の場合）
　　入居一時金、初期償却率、償却期間、解約時の返還金の算定方法
　毎月必要な主な費用（月払い方式の場合）
　　家賃、管理費、食費、光熱水費
●従業員情報
　総従業員数
　　看護職員数（常勤・非常勤別）
　　看護職員数の退職者数（常勤・非常勤別）
　　介護職員数（常勤・非常勤別）
　　介護職員の退職者数（常勤・非常勤別）
　経験年数5年以上の従業員の割合
　夜勤を行う従業員数
●入居者情報
　入居定員
　入居率
　入居者の平均年齢
　入居者の男女別人数
　要介護度別入居者数
　昨年度の退居者数
●その他
　苦情相談窓口
　利用者の意見を把握する取組
　第三者による評価
　損害賠償保険の加入
　法人等が実施するサービス（または同一敷地で実施するサービスを掲載）

情報開示等一覧表

●サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無

●施設の類型

●所在地(市区町村名)

●事業主体名

●開設年

●定員等
　入居者数／入居定員
　住宅戸数

●前払金
　入居一時金（円）
　介護費用の一時金（円）
　返還金の保全措置

●入居者基金への加入

●月額利用料（円）（食費、管理費、介護費用を含む）

●要介護状態になった場合
　介護を行う場所
　追加費用の有無

●体験入居の有無

●情報公開
　重要事項説明書の公開
　契約書の公開
　管理規程の公開
　財務諸表の閲覧

●（公社）全国有料老人ホーム協会への加入

●備考

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

例　情報の提供方法

欄を新設

登録番号	住宅名	所在地	家賃 共益費 （万円・概算）	専用面積 （㎡）	サービス						竣工年月 入居開始時期	併設施設の有無	運営実態情報
					状況把握	生活相談	食事	介護	家事	健康維持	その他			
12345	A ハウス	東京都世田谷区千歳台 6 丁目	11.9-32.4 1.5	25.69- 63.52	○	○	―	―	○	○	2017/08 2017/09/30	有	自己診断
12346	B ホーム	東京都立川市幸町二丁目	8.6-10.9 2.0	25.00- 31.85	○	○	○	○	○	○	2015/03 2015/05/01	有	第三者確認
12347	C レジデンス	東京都足立区西伊興四丁目	7.0 3.0	18.57- 19.35	○	○	○	○	○	○	2011/10 入居開始済み	有	

資料：一般社団法人高齢者住宅推進機構　平成 27 年度住宅市場整備推進等事業重層的住宅セーフティネット構築支援事業「サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業報告書」（平成 28 年 3 月）53 頁

（２）「重要事項説明書（概要版）」、「有料老人ホーム一覧」の掲載項目案

「重要事項説明書（概要版）」、「有料老人ホーム一覧」の掲載項目案及び項目についての考え方は、以下に示すとおりである。

①「重要事項説明書（概要版）」、「有料老人ホーム一覧」の位置づけ

「重要事項説明書（概要版）」は、消費者が有料老人ホームを選択する際に、「必ずチェックしておく必要があると思われる」項目のインデックス機能も果たすように設計する。

「有料老人ホーム一覧」は、有料老人ホームの概略が簡単にわかるようにまとめたものである。そのため、ホームへの入居を検討し始めた消費者にとって最低限必要となる情報を、「重要事項説明書（概要版）」から抜粋して記載している。

検討初期段階の消費者にとっては意味がよくわからない用語や項目もあるため、一覧の見方や、項目の意味の説明等、消費者への解説の工夫が必要となる。

②項目選定の考え方

ア　「重要事項説明書（概要版）」、「有料老人ホーム一覧」の掲載情報は、「比較的動きや変化の少ない項目」（例えば、所在地、類型、定員等）と「変化が起こりうる項目」（例えば、入居者数、職員体制、利用料等）に分類できる。項目選定にあたっては、自治体の情報の更新頻度等を考慮に入れつつ、「比較的動きや変化の少ない」と想定される項目を中心に採用した。ただし、「変化が起こりうる項目」であっても、入居者の選択・判断にとって重要と思われる場合は、時点を明記して掲載するものとした。

イ　「Ａ４サイズ１枚」とするため、「重要事項説明書（概要版）」に直接的な体制等の記入は行わないが、選択に際しては必ず「重要事項説明書」の該当ページを確認するように注意喚起を促した項目もある。

③「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報との関係について

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホーム（特に住宅型有料老人ホーム）は、制度や管轄省庁の違いはあるものの、「高齢期の住まい」としては同じ範疇に含まれるものであり、両者を統合して整理できることが望ましいはずであるが、一般の人にはわかりにくいという懸念もある。

そこで、今回は、「有料老人ホーム」を基軸として、「サービス付き高齢者向け住宅登録の有無」のみを、「重要事項説明書（概要版）」に掲載するにとどめた。

「有料老人ホーム一覧」の項目案

① 有料老人ホーム一覧

更新日：平成〇年〇月〇日

任意記載事項

施設名 事業者名	住所 開設年月日	TEL FAX	② (*1) 有料老人ホームの類型	入居時要件	定員数（人） 居室数（室）	居室面積（㎡）	③ 月額利用料の価格帯 (*2) ※一人入居の場合 上段：前払金がある場合 下段：前払金がない場合 ～10万円	10～15万円	15～20万円	20万円～	④ (*3) 前払金の保全方法	⑤ (*4) 全国有料老人ホーム協会加入	⑥ 重要事項説明書（概要版）	⑦ 重要事項説明書
グランドホーム〇〇〇	中央区日本橋*-*-*	03-0000-0000	介護付	自　立	260	50～100	－	〇	－	－	（対象外）	加入	〇 PDF	〇 PDF
▲▲株式会社	平成3年3月3日	03-0000-0001			200		－	－	－	－				
〇〇ホーム	新宿区新宿*-*-*	03-1111-1111	介護付（サ高住）	自　立	20	30	－	－	－	－	（月払のみ）	未加入	〇 PDF	〇 PDF
特定非営利法人▲▲	平成23年10月10日	03-1111-1112		要支援 要介護	20		－	－	〇	－				
シルバーマンション〇〇〇	府中市府中*-*-*	042-000-0000	介護付	自　立	60	18～60	〇	－	〇	－	保全なし	未加入	〇 PDF	〇 PDF
▲▲有限会社	平成20年4月1日	042-000-0001		要支援 要介護	50		－	－	－	－				
〇〇〇レジデンス	調布市調布*-*-*	042-111-1111	住宅型		160	20～40	〇	－	－	－	金銭信託	加入	〇 PDF	〇 PDF
▲▲株式会社	平成29年8月28日予定	042-111-1112		要介護	150		－	－	－	〇				
〇〇〇マンション	多摩市多摩*-*-*	042-222-2222	介護付	自　立	380	25～100	〇	〇	－	－	その他	加入	〇 PDF	〇 PDF
株式会社▲▲	平成20年1月1日	042-222-2223		要支援 要介護	300		－	〇	〇	〇				

※未届の有料老人ホーム一覧

施設名 事業者名	住所 開設年月日	TEL FAX	届出の予定
〇〇〇〇荘	江戸川区中央*-*-*	03-0000-0002	協議中
有限会社▲▲	不明	03-1111-1113	

(*1) 有料老人ホームの類型について

表示	有料老人ホームの類型	類型の説明
介護付	介護付有料老人ホーム	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 介護付有料老人ホームには、大別すると下記の2つがあります。 （一般型特定施設入居者生活介護） 介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。 （外部サービス利用型特定施設入居者生活介護） 有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
住宅型	住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型	健康型有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

※サービス付き高齢者向け住宅として登録している場合は、類型表示のあとに「（サ高住）」と表示しています。

(*2) 月額利用料の価格帯について

・一人入居の場合の月額利用料（※）について、下記の価格帯別に表示しています。

※　月額利用料：「家賃」「管理費」「食費（30日、朝食・昼食・夕食の3回の食事をとった場合）」の合計

～10万円　10万円以下　　10～15万円　10万円超15万円以下　　15～20万円　15万円超20万円以下　　20万円～　20万円超

・上段は「前払金がある場合」、下段は「前払金がない場合」の月額利用料で、月額利用料の価格帯欄の「－」は、その価格帯がないことをあらわしています。

・「前払金がある場合」は、月々の支払いのほかに入居する際に前払金が必要となります。「前払金がない場合」でも入居時に敷金が必要となる場合もあります。
前払金の金額や敷金の有無等、利用料金については、かならず重要事項説明書等で確認してください。

「有料老人ホーム一覧」の月額利用料の価格帯の見方の例

施設名 事業者名	月額利用料の価格帯 (*2) ※一人入居の場合 上段：前払金がある場合 下段：前払金がない場合 ～10万円	10～15万円	15～20万円	20万円～
グランドホーム〇〇〇	－	〇	－	－
▲▲株式会社	－	－	－	－
〇〇〇マンション	〇	〇	－	－
株式会社▲▲	－	〇	〇	〇

前払金がある場合	前払金を支払ったうえで必要となる月額利用料が「10万円超15万円以下」であることを表しています。
前払金がない場合	すべて「－」となっている場合は、月払のみの支払方法はなく、入居する際には前払金が必要となることを表しています。
前払金がある場合	前払金を支払ったうえで必要となる月額利用料が「15万円以下」であることを表しています。
前払金がない場合	前払金を支払わずに入居した場合の月額利用料が「10万円超」であることを表しています。

(*3) 前払金の保全方法について

表示	表示の説明
銀行保証	①銀行等との連帯保証委託契約
損害保険	②保険事業者との保証保険契約
金銭信託	③信託会社等（信託会社及び信託業務を行う金融機関）との信託契約
その他	④高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人との間の保全のための契約で前記①から③に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの（例えば、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度が該当）
（月払方式）	入居時に支払う前払金がなく月々の支払のみ（月払方式）の場合　＊前払金がないため保全措置は必要ありません。
（対象外）	平成18年3月31日以前に届け出ている有料老人ホーム（保全義務はなく、努力義務とされています）の場合
保全なし	保全措置が義務付けられているにもかかわらず、上記①～④の保全措置を講じていない場合

※複数の保全措置を講じている場合は、いずれかひとつを表示しています。

(*4) 全国有料老人ホーム協会は、有料老人ホーム利用者の保護と、ホームを設置・運営する事業者の健全な発展を図ることを目的に設立された老人福祉法第30条に規定されている公益社団法人です。

「有料老人ホーム一覧」の項目の考え方

① 有料老人ホーム一覧

更新日：平成○年○月○日

任意記載事項

施設名	住所	TEL	② (*1) 有料老人ホームの類型	入居時要件	定員数（人）	居室面積（㎡）	③ 月額利用料の価格帯 (*2) ※一人入居の場合 上段：前払金がある場合 下段：前払金がない場合	④ (*3) 前払金の保全方法	⑤ (*4) 全国有料老人ホーム協会加入	⑥ 重要事項説明書（概要版）	⑦ 重要事項説明書
事業者名	開設年月日	FAX			居室数（室）		～10万円 / 10～15万円 / 15～20万円 / 20万円～				

①	届出を行っている有料老人ホームのみを一覧に記載し、入居を検討する場合は、この一覧に記載がある有料老人ホーム（届出のされているホーム）かどうか必ず確認するよう、消費者に注意を促す。 また、把握している未届の有料老人ホームについては、欄外に記載。
②	有料老人ホームの類型について、介護サービスの提供方法の違いを消費者が理解できるような説明が必要。 また、サービス付き高齢者向け住宅としての登録の有無についても、説明が必要。
③	ホームに入居する際に、前払金が必要となるのかどうかは重要な情報であるため、月額利用料は前払金の有無に分けて記載。 月額利用料については、ホームに入居した場合に月々必要となる費用を価格帯別に記載。 ただし、価格帯別に表示する月額利用料は、「家賃」「管理費」「食費（朝食・昼食・夕食の 3 回×30 日）」の合計とし、これ以外の費用については「重要事項説明書」で確認するよう説明が必要。
④	万が一の事業者の倒産等に備えて、前払金の保全の有無は重要な情報であるため、前払金の保全方法を記載。
⑤	公益社団法人全国有料老人ホーム協会は老人福祉法に規定された法人であり、協会の加入法人に対して下記のようなチェック機能等があることから、加入の有無を記載。 (a) 定期的に「重要事項説明書」「契約書」「管理規程」の記載内容が、法令に遵守しているかチェック、必要に応じてアドバイスを実施。 (b) 加入法人の事業相談に対応。職員研修の実施、協会独自の評価基準に基づくサービス第三者評価の受審機会の提供。
⑥	「有料老人ホーム一覧」は、有料老人ホームの検討を始めた初期段階に最低限必要となる情報を、「重要事項説明書（概要版）」から抜粋して記載したものであるため、さらに詳細な情報を得るために、「重要事項説明書（概要版）」をリンクする。
⑦	自治体が記載すべきと判断する事項を任意に記載。 例えば、「重要事項説明書」のリンク等

「重要事項説明書（概要版）」の項目案

	重要事項説明書（概要版） （平成〇年〇月〇日現在）					重要事項説明書 該当ページ	
	施設名	〇〇〇ホーム				P1～2	2. 有料老人ホーム事業の概要
①	所在地(市区町村名)	住所	〒000-0000　〇〇市〇〇▲-▲-▲				
		主な利用交通手段	①●●駅より、〇〇バスで乗車約〇分、△△停留所で下車、徒歩約〇分 ②●●駅より、タクシー利用で約〇分				
		電話番号	042-123-4567	ファックス番号	042-123-4568		
		ホームページ	www.				
②	開設年	竣工年月日	平成10年9月1日	事業開始年月日	平成10年10月10日		
③	有料老人ホームの類型	介護付（一般型）・介護付（外部サービス利用型）・住宅型・健康型					
④	事業主体名	△△△株式会社				P1	1. 事業主体概要
	所在地(市区町村名)	〒000-0000　東京都中央区八重洲＊-＊-＊　〇〇ビル7階					
⑤	居室数等	定員数（居室数）	360人（300室）	居室面積	18㎡～70㎡	P2～4	3. 建物概要
⑥	入居時要件	入居対象	自立・要支援・要介護			P4～6	4. サービスの内容
		入居時年齢	入居時満75歳以上				
⑦	職員体制	職員体制は、重要事項説明書「5. 職員体制」参照				P6～8	5. 職員体制
⑧	月額利用料（一人入居の場合） ＊介護保険に係る利用料を除く	「前払金あり」の場合		「前払金なし」の場合		P9～11	6. 利用料金
	月額利用料	120,000円～280,000円		320,000円			
	家賃	0円～160,000円		200,000円			
	管理費・共益費	60,000円		60,000円			
	食費（3食30日分）	60,000円		60,000円			
	光熱水費	実費		実費			
	その他	介護費用（介護保険に係る利用料以外）、医療費他		介護費用（介護保険に係る利用料以外）、医療費他			
	敷金	不要		1か月分の家賃×6か月分			
⑨	前払金（一人入居の場合）	5,000,000円～20,000,000円					
	前払金の保全措置の内容	全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度					
⑩	入居者の状況 ＊「重要事項説明書(概要版)」記載日時点	入居者数	250人	入居率	69.4%	P11～12	7. 入居者の状況
⑪	第三者による評価の実施 ＊過去3年間の実施状況	有・無				P12～13	8. 苦情・事故等に関する体制
⑫	情報開示	入居申込・入居契約に限定せず、消費者の求めに応じた開示方法				P13	9. 入居希望者への事前の情報開示
	重要事項説明書	HPで公開・事業所にて配布・送付可・事業所にて閲覧・開示無し					
⑬	運営懇談会	有 → 前年度の開催実績　（年 1 回）　・無				P13～14	10. その他
	サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無	有・無					
⑭	指導指針不適合事項	有・無					
⑮	公益社団法人全国有料老人ホーム協会への加入	加入・未加入					
⑯	備考	改善命令の有無等					

赤字：「情報開示等一覧表」に訂正・追加した項目

「重要事項説明書(概要版)」の項目の考え方

①	ホームの所在地に加え、交通手段を記載。 また、電話番号・ファックス番号に加えて、ホームページアドレスについても記載。
②	事業開始の年月日のみではなく、竣工年月日を記載。 ただし、そのホームの事業者が途中で変更（事業承継等）があった場合や、既存の建物の改修等で有料老人ホームを開設した場合には、竣工年月日と事業開始年月日に開きが生じるため、年月日に乖離がある場合について、「重要事項説明書（概要版)」の見方として説明する必要あり。 ＊開きが生じている理由については、「重要事項説明書」に記載すべきか検討要（現在の「重要事項説明書」には記載なし）
③	有料老人ホームの類型について、介護が必要になった時のサービス提供方法の違いを消費者が理解できるような説明が必要。 また、サービス付き高齢者向け住宅としての登録の有無についても、説明が必要。
④	＊事業主体が、主としてどのような事業を行っているのか、有料老人ホームの運営以外にどのような事業を行っているのか、「重要事項説明書」に記載させるか検討要。
⑤	月額利用料の家賃については、居室面積が影響することから面積を記載。
⑥	どのような状況で入居できるかは重要な情報となるので、入居時要件を記載。
⑦	職員体制については入居を検討する際の重要な項目のひとつであるが、変化がある項目であり、また記載に際しては説明を要するため、「重要事項説明書（概要版)」には記載せず、「重要事項説明書」を参照する旨記載。
⑧	月額利用料については、前払金の有無により分けて記載。 その他費用については、代表的なものを記載することとし、詳細（費用の内容、費用の額等）については、「重要事項説明書」を確認することの説明要。
⑨	前払金を受領している場合については、その保全方法の必要性と保全方法の説明要。
⑩	入居者の状況については、「重要事項説明書（概要版)」作成時点の入居者数及び入居率を記載。 その他の入居者の状況については、「重要事項説明書（概要版)」には記載せず、「重要事項説明書」に記載。
⑪	第三者のチェックが入っていることは、透明性の観点からも重要なため、第三者評価の実施の有無を追加。(ただし、過去3年間の実施の有無とする。)
⑫	「重要事項説明書」は、入居申込や入居契約段階に限らず消費者に開示されることが重要なため、どのような方法で開示されているかを記載。管理規程・契約書・財務諸表の開示については、「重要事項説明書」を確認することの説明要。
⑬	運営懇談会は、入居者の積極的な参加を促し、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から設置すると位置づけられていることから、重要な情報として「重要事項説明書（概要版)」に記載。
⑭	指導指針不適合事項とは何かについて、「重要事項説明書（概要版)」の消費者向け解説として説明要。
⑮	公益社団法人全国有料老人ホーム協会は老人福祉法に規定された法人であり、協会の加入法人に対して、事業者健全育成の観点から、事業者の契約書等のチェックを実施していることから、加入の有無を記載。
⑯	自治体が記載すべきと判断する事項を任意に記載。 例えば、改善命令等

４　利用しやすく、かつ公開しやすい情報公開の手法について

（１）インターネットによる情報公開の促進について

アンケート調査では、「情報開示等一覧表」や「重要事項説明書」の、特に紙媒体による情報公開の意向について、内容の正確さをチェックする労力に加え、例えば「年複数回の更新が困難」「利用ニーズがない」などの声も聞かれた。これら書類の紙媒体による公開について、住民に周知を図っている自治体は少なく、関連部署・機関等への配布もあまりなされていないという課題も見受けられた。

インターネットによる情報公開は、最新の更新情報が公開できるというメリットがある。現状でも、「インターネット環境がない」、もしくは「インターネットが扱えない」消費者からの問合せに対しては、ホームページ掲載分を印刷して手渡す、郵送するなどの個別対応がとられていることが多い。ホームページによる公開を前提とし、インターネット環境が整っていない消費者等からの問合せに対しては、最新の情報を印刷のうえ、交付することが望ましい。少なくとも、ホームページによる公開がなく紙媒体のみによる公開という状況は避けるべきと考える。

（２）公開に向けた技術的課題

「有料老人ホーム一覧」「重要事項説明書（概要版）」作成にあたっての自治体からの要望として、「丁寧な記入例の例示」「雛形の提供」等が多くあげられている。

「雛形の提供」に際しては、例えば、事業者が作成する「重要事項説明書（概要版）」と自治体が作成する「有料老人ホーム一覧」がリンクするようなシート設計により、転記ミスを防止し、作成の手間を省くなどの工夫が考えられる。

（３）全国有料老人ホーム協会のホームページを利用したリンクサイトの開設

アンケート調査では、全国有料老人ホーム協会のホームページにリンクページを作成した場合、自治体の有料老人ホーム関連のホームページアドレスの提供や、アドレス変更時の連絡等の協力について、大半の自治体が「協力できる」と回答していることから、後述の「別紙Ｃ」に示すような全国有料老人ホーム協会ホームページとのリンクが可能となる。

更に、情報公開等に関わる研修ニーズも一定程度見られることから、事業者、自治体職員を対象とした研修も必要である。

消費者向け解説（イメージ）

任意記載事項

○○県に届出を行っている有料老人ホームの一覧です。
この一覧に記載のないホームは、届出がされていないホーム（未届の有料老人ホーム）ということが考えられます。
入居を検討する場合は、この一覧に記載のある有料老人ホーム（届出のされているホーム）かどうか必ず確認してください。
※○○県が把握している未届の有料老人ホームについては、欄外に別の一覧として記載しています。
※この情報は、平成○年○月○日現在となりますので、これ以降に届出がされた有料老人ホームは一覧に記載はありません。
※この一覧にないホームについては、○○課にお問い合わせください。

有料老人ホームは、下記の類型に分類されています。
介護が必要になったときの、それぞれの違いを理解したうえで、希望にあったホームを選択してください。

類型	どこで	介護保険サービスの類型	誰が
介護付	居室	特定施設入居者生活介護	ホーム職員 ＊外部サービス利用型の場合は、委託先の介護サービス事業所
住宅型	居室	居宅サービス	地域の介護サービス事業所
健康型	契約を解除して退去		

一人でホームに入居した場合、月々必要となる費用を、前払金の有無にわけて価格帯別に表示しています。
表示している月額利用料は、「家賃」「管理費」「食費（朝食・昼食・夕食の3回×30日）」の合計です。
※一覧表の月額利用料の価格帯の見方については、注釈(*2)を参照ください。

ホームに入居するにあたっては、入居する際に、前払金が必要となるのか、月額利用料のみなのか、大きくわけてふたつの支払パターンがあります。
前払金がなく月額利用料のみの場合であっても、敷金が必要となる場合もあります。
入居を希望するホームに、どのような支払方法があるのか、月々にどのような費用が、いくら必要となるのか、詳細は「重要事項説明書」等で必ず確認してください。

有料老人ホーム一覧

更新日：平成○年○月○日

施設名 事業者名	住所 開設年月日	TEL FAX	(*1)有料老人ホームの類型	入居時要件	定員数（人） 居室数（室）	居室面積（㎡）	月額利用料の価格帯 (*2) ※一人入居の場合 上段：前払金がある場合 下段：前払金がない場合 ～10万円	10～15万円	15～20万円	20万円～	(*3)前払金の保全方法	(*4)全国有料老人ホーム協会加入	重要事項説明書（概要版）	重要事項説明書
グランドホーム○○○	中央区日本橋*-*-*	03-0000-0000	介護付	自 立	260	50	－	○	－	－	（対象外）	加入	○ PDF	○ PDF
▲▲株式会社	平成3年3月3日	03-0000-0001			200	～100	－	－	－	－				
○○ホーム	新宿区新宿*-*-*	03-1111-1111	介護付（サ高住）	自 立	20	30	－	－	－	－	（月払のみ）	未加入	○ PDF	○ PDF
特定非営利法人▲▲	平成23年10月10日	03-1111-1112		要支援 要介護	20		－	－	○	－				
シルバーマンション○○○	府中市府中*-*-*	042-000-0000	介護付	自 立	60	18	○	－	○	－	保全なし	未加入	○ PDF	○ PDF
▲▲有限会社	平成20年4月1日	042-000-0001		要支援 要介護	50	～60	－	－	－	－				
○○○レジデンス	調布市調布*-*-*	042-111-1111	住宅型		160	20	○	－	－	－	金銭信託	加入	○ PDF	○ PDF
▲▲株式会社	平成29年8月28日予定	042-111-1112		要介護	150	～40	－	－	－	○				
○○○マンション	多摩市多摩*-*-*	042-222-2222	介護付	自 立	380	25	○	○	－	－	その他	加入	○ PDF	○ PDF
株式会社▲▲	平成20年1月1日	042-222-2223		要支援 要介護	300	～100	－	○	○	○				

※未届の有料老人ホーム一覧

施設名 事業者名	住所 開設年月日	TEL FAX	届出の予定
○○○○荘	江戸川区中央*-*-*	03-0000-0002	協議中
有限会社▲▲	不明	03-1111-1113	

自治体保有の情報にリンクします。
「有料老人ホーム一覧」より、さらに詳しい情報が記載されています。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会は、加入法人に対して下記のようなチェックを行っています。加入法人は協会とともに、サービスの質の向上に取り組んでいます。
(a)定期的に「重要事項説明書」「契約書」「管理規程」の記載内容が、法令に遵守しているかチェックし、必要に応じてアドバイスを実施。
(b)加入法人の事業相談に対応。職員研修の実施、協会独自の評価基準に基づくサービス第三者評価の受審機会の提供。

前払金を受領するホームについては、前払金の保全措置を講じることが法律で定められています。前払金がある場合には、前払金の保全が行われているか確認しましょう。
複数の保全措置を行っている場合は、いずれかひとつを表示しています。詳細は「重要事項説明書」等で確認してください。
＊平成18年3月31日以前に届け出ている有料老人ホームについては、前払金の保全は努力義務とされております。前払金の保全義務はありませんので、前払金の保全措置を行っていない場合があります。

(*1) 有料老人ホームの類型について

表示	有料老人ホームの類型	類型の説明
介護付	介護付有料老人ホーム	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 介護付有料老人ホームには、大別すると下記の2つがあります。 （一般型特定施設入居者生活介護） 介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。 （外部サービス利用型特定施設入居者生活介護） 有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
住宅型	住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型	健康型有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

※サービス付き高齢者向け住宅として登録している場合は、類型表示のあとに「（サ高住）」と表示しています。

(*2) 月額利用料の価格帯について
・一人入居の場合の月額利用料（※）について、下記の価格帯別に表示しています。
※ 月額利用料：「家賃」「管理費」「食費（30日、朝食・昼食・夕食の3回の食事をとった場合）」の合計
～10万円 10万円以下　10～15万円 10万円超15万円以下　15～20万円 15万円超20万円以下　20万円～ 20万円超
・上段は「前払金がある場合」、下段は「前払金がない場合」の月額利用料で、月額利用料の価格帯欄の「－」は、その価格帯がないことをあらわしています。
・「前払金がある場合」は、月々の支払いのほかに入居する際に前払金が必要となります。「前払金のない場合」でも入居時に敷金が必要となる場合もあります。
前払金の金額や敷金の有無等、利用料金については、かならず重要事項説明書等で確認してください。

「有料老人ホーム一覧」の月額利用料の価格帯の見方の例

施設名 事業者名	月額利用料の価格帯 (*2) ※一人入居の場合 上段：前払金がある場合 下段：前払金がない場合 ～10万円	10～15万円	15～20万円	20万円～
グランドホーム○○○	－	○	－	－
▲▲株式会社	－	－	－	－
○○○マンション	○	○	－	－
株式会社▲▲	－	○	○	○

前払金がある場合	前払金を支払ったうえで必要となる月額利用料が「10万円超15万円以下」であることを表しています。
前払金がない場合	すべて「－」となっている場合は、月払のみの支払方法はなく、入居する際には前払金が必要となることを表しています。
前払金がある場合	前払金を支払ったうえで必要となる月額利用料が「15万円以下」であることを表しています。
前払金がない場合	前払金を支払わずに入居した場合の月額利用料が「10万円超」であることを表しています。

(*3) 前払金の保全方法について

表示	表示の説明
銀行保証	①銀行等との連帯保証委託契約
損害保険	②保険事業者との保証保険契約
金銭信託	③信託会社等（信託会社及び信託業務を行う金融機関）との信託契約
その他	④高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人との間の保全のための契約で前記①から③に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの（例えば、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度が該当）
（月払方式）	入居時に支払う前払金がなく月々の支払のみ（月払方式）の場合　＊前払金がないため保全措置は必要ありません。
（対象外）	平成18年3月31日以前に届け出ている有料老人ホーム（保全義務はなく、努力義務とされています）の場合
保全なし	保全措置が義務付けられているにもかかわらず、上記①～④の保全措置を講じていない場合

※複数の保全措置を講じている場合は、いずれかひとつを表示しています。

(*4) 全国有料老人ホーム協会は、有料老人ホーム利用者の保護と、ホームを設置・運営する事業者の健全な発展を図ることを目的に設立された老人福祉法第30条に規定されている公益社団法人です。

消費者向け解説（イメージ）

建物の竣工した日と、ホームの開設日を記載しています。
竣工年月日と事業開始年月日に乖離がある場合は、下記のような理由が考えられます。
・既存の建物の改修等で有料老人ホームを開設した場合
・ホームの事業者が途中で変更（事業承継等）された場合

有料老人ホームは、下記の類型に分類されています。
介護が必要になったときの、それぞれの違いを理解したうえで、希望にあったホームを選択してください。

類型	どこで	介護保険サービスの類型	誰が
介護付	居室	特定施設入居者生活介護	ホーム職員 ＊外部サービス利用型の場合は、委託先の介護サービス事業所
住宅型	居室	居宅サービス	地域の介護サービス事業所
健康型	契約を解除して退去		

すべての有料老人ホームで入居時の条件が一定ではありません。どのような健康状態や年齢で入居できるのかをご確認ください。その他の入居時要件は「重要事項説明書」に記載されています。

月額利用料は、一人入居の場合の、「家賃」「管理費・共益費」「食費（3食30日分）」の合計金額です。

家賃は、居室の広さ等により差があります。
また、家賃の支払方法(※)によっても家賃に差が生じます。前払金の金額と家賃についての詳細は「重要事項説明書」やパンフレット等で必ず確認してください。
（※）家賃の支払方法
・入居時に家賃の全額を一括で支払う
・入居時に家賃の一部を前払金として支払い、残りを利用期間中に月々支払う
・家賃を月払いで利用期間中支払う

管理費・共益費に何が含まれているのか「重要事項説明書」でご確認ください。

食事をとらなくても、食堂の人件費や厨房維持費として一定額必要となるホームもあります。

介護保険では賄えない手厚い介護サービスを行うための費用や、利用者の個別選択によるサービスの費用、アクティビティの費用などが必要となる場合があります。「重要事項説明書」で費用の内容や支払方法等ご確認ください。

前払金を受領するホームについては、前払金の保全措置を講じることが法律で定められています。前払金がある場合には、前払金の保全がどのような方法で行われているのかを記載しています。保全措置が講じられていない場合は「無」としています。
ただし、平成18年3月31日以前に届け出ている有料老人ホームについては、前払金の保全は努力義務とされております。この場合、前払金の保全措置を行っていない場合があります。

事業者から提供される情報は正確かどうか、提供されているサービスの質はどうか、第三者による視点が入ることは入居者にとって有意義なことです。第三者による評価は、事業者のサービスの質の振り返りや、サービスの質の向上につながります。過去3年間の第三者評価の実施状況については「重要事項説明書」で確認してください。

入居申込や契約時に限定せず、消費者が求めた場合に、「重要事項説明書」をどのような方法で公開しているかを記載しています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームの場合、登録「有」となります。

重要事項説明書（概要版） （平成〇年〇月〇日現在）					重要事項説明書該当ページ	
施設名	〇〇〇ホーム				P1～2	2. 有料老人ホーム事業の概要
所在地(市区町村名)	住所	〒000-0000　〇〇市〇〇▲-▲-▲				
	主な利用交通手段	①●●駅より、〇〇バスで乗車約〇分、△△停留所で下車、徒歩約〇分 ②●●駅より、タクシー利用で約〇分				
	電話番号	042-123-4567	ファックス番号	042-123-4568		
	ホームページ	www.				
開設年	竣工年月日	平成10年9月1日	事業開始年月日	平成10年10月10日		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型）・ 介護付（外部サービス利用型） ・ 住宅型 ・ 健康型					
事業主体名	△△△株式会社				P1	1. 事業主体概要
所在地(市区町村名)	〒000-0000　東京都中央区八重洲＊-＊-＊　〇〇ビル7階					
居室数等	定員数（居室数）	360人（300室）	居室面積	18㎡～70㎡	P2～4	3. 建物概要
入居時要件	入居対象	自立 ・ 要支援 ・ 要介護			P4～6	4. サービスの内容
	入居時年齢	入居時満75歳以上				
職員体制	職員体制は、重要事項説明書「5. 職員体制」参照				P6～8	5. 職員体制
月額利用料（一人入居の場合） ＊介護保険に係る利用料を除く	「前払金あり」の場合		「前払金なし」の場合		P9～11	6. 利用料金
月額利用料	120,000円～280,000円		320,000円			
家賃	0円～160,000円		200,000円			
管理費・共益費	60,000円		60,000円			
食費（3食30日分）	60,000円		60,000円			
光熱水費	実費		実費			
その他	介護費用（介護保険に係る利用料以外）、医療費他		介護費用（介護保険に係る利用料以外）、医療費他			
敷金	不要		1か月分の家賃×6か月分			
前払金（一人入居の場合）	5,000,000円～20,000,000円					
前払金の保全措置の内容	全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度					
入居者の状況 ＊「重要事項説明書(概要版)」記載日時点	入居者数	250人	入居率	69.4%	P11～12	7. 入居者の状況
第三者による評価の実施 ＊過去3年間の実施状況	有 ・ 無				P12～13	8. 苦情・事故等に関する体制
情報開示	入居申込・入居契約に限定せず、消費者の求めに応じた公開方法				P13	9. 入居希望者への事前の情報開示
重要事項説明書	HPで公開 ・ 事業所にて配布 ・ 送付可 ・ 事業所にて閲覧 ・ 公開無し					
運営懇談会	有 → 前年度の開催実績（年 1 回） ・ 無				P13～14	10. その他
サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無	有 ・ 無					
指導指針不適合事項	有 ・ 無					
公益社団法人全国有料老人ホーム協会への加入	加入 ・ 未加入					
備考	改善命令の有無等					

事業者が有料老人ホームの運営以外にどのような事業を行っているかは、「重要事項説明書」に記載されています。

どのような居室タイプがあるのか、共用施設としてどのようなものがあるのかは、「重要事項説明書」やパンフレット等でご確認ください。

有料老人ホームにおいては「食事サービス」「介護サービス」「アクティビティ」「生活支援サービス」「健康管理サービス」「生活相談サービス」などのサービスを提供しています。
すべてのホームにおいて、上記のサービスを提供しているわけではありません。どのようなサービスが提供されているのかは、「重要事項説明書」でご確認ください。

「重要事項説明書」には、職員の数や勤務の形態、職員の資格、勤続年数など職員体制について記載されていますのでご確認ください。

利用料金は、ホームのサービス内容、職員数、入居時の年齢や介護度、居室面積等で異なります。記載の利用料で自身が入居できるかどうかは、「重要事項説明書」やパンフレット等でご確認ください。
また、管理費や食費、介護費の他に、別途費用が必要となるのか、「重要事項説明書」等で必ず確認してください。
前払金がある場合は、前払金の算定根拠・返還金の計算式・前払金の保全・短期解約特例についても確認ください。

「重要事項説明書」には、入居者数や入居率のほかに、入居者の性別・要介護度別・入居期間別の人数や、平均年齢等が記載されています。また、前年度の退去者数が退去先別に記載されています。
ホームの現状がどうなっているか等、「重要事項説明書」でご確認ください。

入居者からの苦情に対して、どのような体制をとっているのか、苦情相談の窓口はどこか、また、事故がおきたときの対応や入居者の意見を反映するための手段をとっているのか等について、「重要事項説明書」に記載されています。

「重要事項説明書」以外の「契約書」「管理規程」「事業収支計画書」「財務諸表」のそれぞれが入居希望者に情報公開されているかについては、「重要事項説明書」をご確認ください。

「運営懇談会」とは、事業者が開催し、事業者、入居者や家族等が一緒になって、ホームの運営について話し合いを行う場です。運営懇談会は、「選ばれる住まい・開かれた住まい」づくりの手立てとして取り組むことが求められています。（ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、代替措置をとることができます。）
運営懇談会の運営においては、「管理者、職員及び入居者によって構成されること」「開催にあたっては入居者や身元引受人等に周知し、必要に応じて参加できるようにすること」「外部からの点検が働くように第三者的立場にある学識経験者や民生委員等を加えるよう勤めること」等に配慮することとされています。
ホームの運営について意見交換や情報共有することは重要なことです

自治体の指導指針に対して不適合な事項があるかどうかを記載します。不適合事項が「有」の場合は、不適合の内容がどのようなことなのか「重要事項説明書」にて確認してください。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会は、加入法人に対して下記のようなチェックを行っています。加入法人は協会とともに、サービスの質の向上に取り組んでいます。
a)定期的に「重要事項説明書」「契約書」「管理規程」の記載内容が、法令に遵守しているかチェック、必要に応じてアドバイスを実施。
(b)加入法人の事業相談に対応、職員研修の実施、協会独自の評価基準に基づくサービス第三者評価の受審機会の提供。

全国の「有料老人ホーム一覧」へのリンクイメージ

全国の有料老人ホーム一覧

有料老人ホームの入居を検討する場合には、下記のようなステップを踏んでホームを選択していくことになります。
ホームを選択する際には、「有料老人ホーム一覧」「重要事項説明書（概要版）」「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

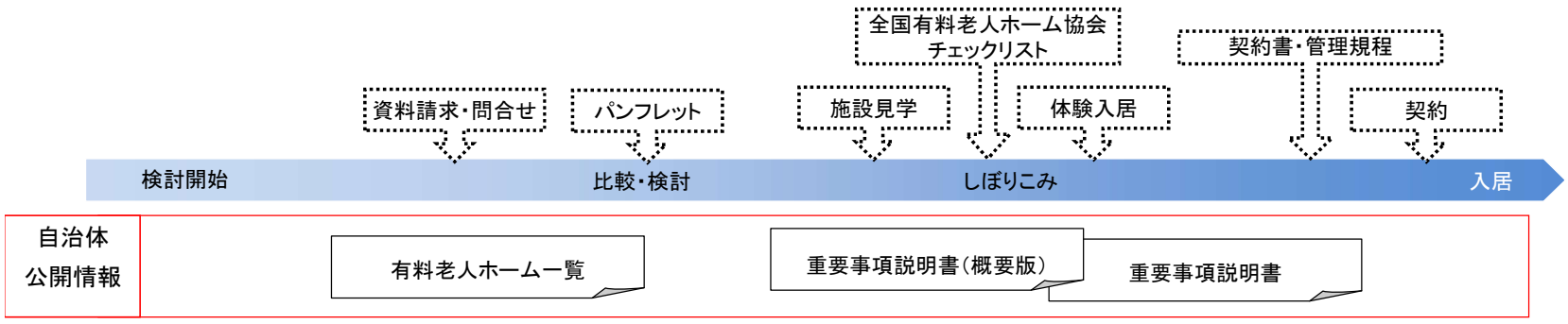

〇全国の都道府県・政令市・中核市・その他権限移譲市のホームページへのリンクの一覧
※下表「青字部分」の都道府県等名をクリックすると、各自治体の関連ページにつながります。

都道府県／政令市／中核市／その他権限移譲市

北海道	札幌市	旭川市	函館市	恵庭市	松前町	深川市										
青森県	青森市															
岩手県	盛岡市															
宮城県	仙台市															
秋田県	秋田市															
山形県																
福島県	郡山市	いわき市	白河市													
茨城県	笠間市	常陸太田市	つくば市													
栃木県	宇都宮市															
群馬県	前橋市	高崎市														
埼玉県	さいたま市	川越市	越谷市	和光市												
千葉県	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市												
東京都	八王子市															
神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市												
新潟県	新潟市	燕市														
富山県	富山市															
石川県	金沢市															
福井県																
山梨県																
長野県	長野市															
岐阜県	岐阜市	中津川市	各務原市													
静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市												
愛知県	名古屋市	豊田市	豊橋市	岡崎市												
三重県																
滋賀県	大津市															
京都府	京都市															
大阪府	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市	枚方市	大東市	寝屋川市	茨木市	柏原市	守口市	吹田市	八尾市	島本町	松原市	羽曳野市
＊広域連携体	池田市・箕面市・豊能町・能勢町			富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村				岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町					泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町			
兵庫県	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市												
奈良県	奈良市															
和歌山県	和歌山市															
鳥取県																
島根県																
岡山県	岡山市	倉敷市														
広島県	広島市	福山市	呉市													
山口県	下関市															
徳島県																
香川県	高松市															
愛媛県	松山市															
高知県	高知市															
福岡県	福岡市	北九州市	久留米市													
佐賀県																
長崎県	長崎市	佐世保市														
熊本県	熊本市															
大分県	大分市															
宮崎県	宮崎市															
鹿児島県	鹿児島市															
沖縄県	那覇市															

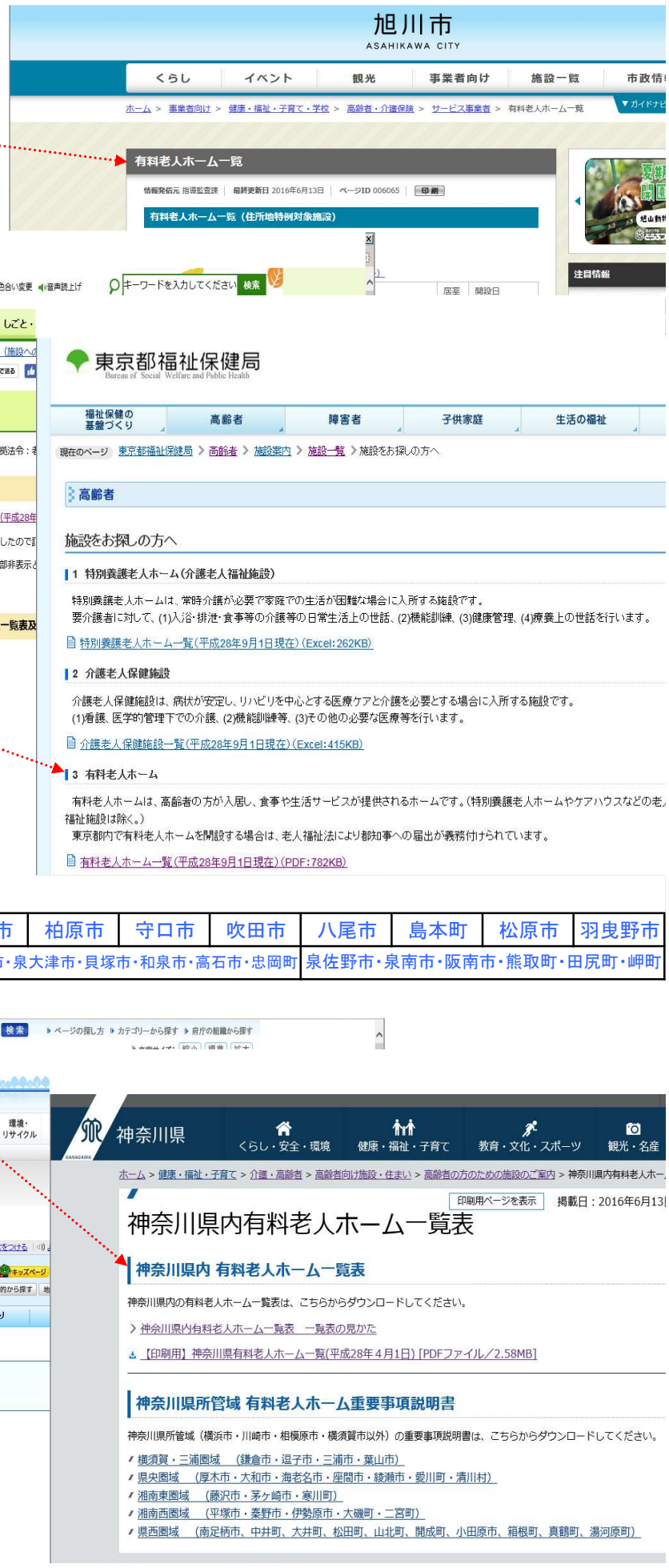

各自治体のホームページは平成28年10月現在

５　情報公開促進に向けた検討課題

最後に、本調査研究事業での提案事項の取組促進に向けた今後の検討課題として、次の点についてふれたい。

（１）自治体自身による情報公開促進及び事業者の公開促進のための環境整備

今回の提案は、自治体からみると、「有料老人ホーム一覧」、「重要事項説明書（概要版）」「重要事項説明書」について公開することの促進を考えている。このうち、「重要事項説明書（概要版）」及び「重要事項説明書」については、事業者が記載・提出（自治体が徴収）したものを、自治体が公開する位置づけである。

しかしながら、自治体アンケート調査によれば、書類の公開については、意識（努力規定であり法的な位置づけはなく、むしろ事業者がその責任で公開するもの）、実態（真実性の担保が必要等）両面から、公開促進をはばむ要因が想定される。

現時点では、「重要事項説明書」そのものを、内容のチェックを行ってインターネット等で公表している場合が、最も詳細で正確な情報提供だろう。このために、相当な労力をはらって実施している自治体もあるが、予算や要員、その他の理由で実施が困難な自治体もある。

情報公開が進んでいる自治体に対し、新たな労力や負担がかかることは最低限度にとどめたうえで、情報公開が進んでいない自治体の障壁をどう取り除くのかを考える必要がある。

こうした懸念材料を払拭し、自治体による自らの公開と、自治体のバックアップによる事業者の適切な公開の両方を促進させるためには、以下の観点からの国等による環境整備が望ましい。

国による環境整備として考えられるもの

○老人福祉法改正による、「重要事項説明書」及び「重要事項説明書（概要版）」等の書類の作成と公開の義務化

具体的には、事業者には作成義務と公開義務、自治体には事業者に上記 2 つの書類作成を促進させるための働きかけをする義務などの項目が想定される。

○ホームページ作成、様式・データフォームの提供等の技術的な支援

今回提案した関連書類の作成・公開にあたり、自治体からは、前述のとおり、「丁寧な記入例の例示」や「雛形の提供」を求める声が多くあげられた。

「丁寧な記入例の例示」について、現状では、各情報項目に期待される記載内容についての事業者の理解も十分とは言えず、提出された情報を自治体が速やかに公開していくためにも、自治体は、事業者に対して、正しい情報の提出を促す必要がある。また、丁寧な記入例が記載されることで、事業者のみならず、消費者のチェックポイントへの理解も深まることが期待される。

「雛形の提供」については、単にモデルフォームの提供に留まらず、自治体の負担や転記ミスが最小限に抑えられるような、入力システムを国等がモデル的に開発し、自治体・事業者に提供していくことが有効と思われる。

（2）「情報の正確性」と「評価」について
～情報の正確性を担保する方法としての「自己評価」や「第三者評価」～

今回の調査研究事業では、事業者自身が作成した情報を、自治体も含め、「どのように情報提供していくことが消費者の利便性に資するか」、という観点で整理を行ってきた。

しかし、「公開されている情報の内容は事業者が責任を負うべきもの」という断定的な考え方でよいわけではない。

情報提供による「利便性」と情報の「正確性」をどう調和させるのかについても十分に考える必要がある。

インターネット等の発達により、情報を発信すること、消費者が情報を受け取ることは、以前に比べると大変容易になった。消費者に情報を伝える業務を行う者の責任も大きくなっていると考えられる。特に、自治体には、「自治体経由で得る情報は、できるだけ正確で信頼できるものであってほしい」と期待されることも十分考えておく必要がある。

提供される情報の正確さを担保し、さらには、事業者の質の向上を目指す方策として、事業者が提供するサービスについて、事業者自身による「自己評価」や、第三者の評価機関等による「第三者評価」が考えられる。

介護保険制度においては、早い時期から「認知症共同生活介護（認知症グループホーム）」で、第三者評価を受審することが指定基準上で義務付けられている。

さらに、一部の自治体においては、介護保険のサービス・施設や障害者福祉のサービスや施設で、「自己評価」や「第三者評価」が実施されている。

総務省による有料老人ホームに関する勧告でも、「有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化」のなかで、自治体による指導監督を補完するものとして、サービス評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、「サービスの質等に係る評価の仕組み」とその「評価結果の活用」について検討すること、とされている。

後述する事例等もふまえて、有料老人ホームにおいて、「自己評価」や「第三者評価」を実施することの意義や課題を整理すると以下のようになる。

①実施のメリットや意義

第一に、事業者が作成・提出・開示する「情報の正確さ」を担保することが期待できる。

事業者自身が作成した情報の「自己評価」については、何よりも事業者自身が事実に基づいて正確に評価することが求められる。自己評価をするにあたって、開示情報の内容をチェックするために、どのような事実や基準に基づいて判断すべきかが、事業者に対して共通の項目として示されていれば、事業者自身にとっても、消費者にとっても、重要な要素となりうる。

また、第三者の評価機関による「第三者評価」は、開示されている情報の内容の正確さを客観的に高める評価機関の専門的な視点と複数の事業者を比較する経験が蓄積すれば、情報の正確さをより高めることが期待できるものである。

第二に、事業者の「サービスの内容や質の向上に資する」ことが期待できる。

事業者が、「自己評価」や「第三者評価」のための共通のチェック項目等で、評価を行うことは、他の事業者との比較・競争の意識を促すこととなる。

「自己評価」や「第三者評価」は、法令等が求める「基準や遵守事項が守られているか」、という点を事業者や利用者に示すというのが、大切な役割であろう。

これに加えて、より高い内容や質を目指して、レベルを向上させることを促すという役割のために、評価する全体の項目群（評価スケール）がどういった目的や内容かを、十分に検討する必要も出てくるであろう。

さらに、評価内容の公開が可能となれば、消費者に複数の事業者の比較を可能にする材料を提供することとなる。

②実施のデメリットや課題

第一に、「評価スケールをどのような内容とするか」、という問題がある。

「事実関係を正確に把握する」という目的を考えると、事業者自らが公開する情報を作成するときに、できるだけ客観的に確認できる項目であることが必要であるし、事業者がそれほど大きな負担がなく確認できる項目であることが望ましいということになる。事業者の「自己評価」や「自己チェックリスト」ということになるだろう。

さらに、「サービスの質の向上をはかる」という目的の場合は、単なる「事実確認の正確さ」だけでなく、「どういう考え方や価値観、具体的な実施の方法が望ましいか」というような、理想や価値観を前提としたスケールであることも考えられる。

第二に、「第三者評価」では、「発生するコストをどう考えるか」が問題となる。

「自己評価」の場合でも、事業者にある程度の労力が発生する。さらに、「第三者評価」を実施する場合は依頼のための費用が発生する。特に、現地確認等に際しては、評価書作成費用のほかに、現地確認の人件費や交通費等も発生する。

「自己評価」も「第三者評価」も、他の事業者との比較で、「自社の事業の運営の実情開示や透明性」を示す材料となるので、そのコストは通常は事業者が負担することになる。しかし、遠隔地のため現地確認の費用がかさむなどの問題もあり、一律に「事業者が必要なコストを負担すべき」という考え方に賛同が得られるかどうかは確証が得られない、という問題もあるのではないか。

コストとの関係では、評価結果の公表をどうするか、も問題となる。特に「第三者評価」の評価スケールの考え方や評価結果が、自社の考えや価値観と異なる結果となった場合、「コストをかけてまで、（意に沿わない）評価を受けて、公表するか」ということも考えられる。

以下に、参考とした事例を示す。

全国有料老人ホーム協会の第三者評価について

全国有料老人ホーム協会においては、会員ホームを対象に、任意受審を原則とした「サービス第三者評価」を実施している。

この事業は、平成 13 年度に、第三者評価事業の基本スキーム等を構築し、以後、会員登録ホームのサービスに対する質の向上を目的として、内容の改変を行いながら、継続・実施されてきているものである。

この有料老人ホーム協会の第三者評価では、以下の点が課題と考えられている。

・費用の問題

受審料（20 万円＋交通費実費）の妥当性。また、減額する場合の原資の確保。

＊調査員の人件費、交通費、事務処理費用等をどうするか。特に現地訪問（調査員 2 名で実施）のための費用をどう考えるか。

・第三者評価機関の確保の問題

第三者評価機関の確保、及びその条件

＊現状の評価では、「地方公共団体での実績がある」ことを基準にしており、評価費用の評価への参加機関のなり手が少ない。

・評価スケールを、「介護付ホーム」「住宅型ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」共通で設定しており、スケーリングのバランスをとることの難しさ。

・評価結果の公表をどうするか。（受審者による具体的項目別の公表をどのように促すか）

・平成 28 年 9 月の総務省行政評価結果を受けて、各自治体と本事業での連携を試行しようと考えているが、それを具体的にどう実施するかのフレームワーク。

全国有料老人ホーム協会 サービス第三者評価の概要（平成27年度・平成28年度の内容）

<table>
<tr><th>項目</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>受審費用</td><td>受審料＋評価者の旅費・検食費
＊受審費用は、原則、評価を受ける事業者の負担
＊但し、全国有料老人ホーム協会に登録してから5年以内のホームについては、初回の受審費用は協会負担</td></tr>
<tr><td>評価機関</td><td>東京１社・京都１社
＊評価機関については、地方公共団体に登録する評価機関を対象に、入札を実施して選定。</td></tr>
<tr><td>受審結果</td><td>受審ホーム名をＷＥＢで公開
希望するホームについては評価結果・所見等を公表</td></tr>
<tr><td>評価スケール</td><td>全体構成７群・評価項目108項目
<table>
<tr><th>構成
（７群）</th><th>評価項目
（108項目）</th></tr>
<tr><td>事業主体の経営姿勢</td><td>21項目</td></tr>
<tr><td>ホームの運営方針</td><td>30項目</td></tr>
<tr><td>建物・設備</td><td>7項目</td></tr>
<tr><td>生活サービス</td><td>6項目</td></tr>
<tr><td>食事サービス</td><td>7項目</td></tr>
<tr><td>ケアマネジメント</td><td>15項目</td></tr>
<tr><td>ケアサービス</td><td>22項目</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受審実績</td><td>28年度52件／27年度35件／26年度58件／25年度79件</td></tr>
</table>

サービス付き高齢者向け住宅について

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）では、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の「登録情報」に加えて、「運営実態情報」を追加することが計画されている。

既存の「登録情報」の内容は、物件の概要等を情報提供している。新たに追加される「運営実態情報」は、

①運営情報「入居希望者の判断に資する運営実態情報」

②チェック項目「事業者が運営にあたって留意すべき事項、入居希望者が物件を選択する際のチェックリスト」

からなっている。

この「チェック項目」については、「事業者の自己申告した情報が正確か」、「サービスの質の向上にもつなげられないか」、という観点で考えられている模様である。

第三者評価については、評価機関を全国で確保できるのか、費用負担をどうするのか、等が問題となり、当初は、「自己評価」という形でのチェックリストとして運用されるようだが、高齢者の住まいの情報提供・情報開示をすすめ、「正確性を担保する」という点で、先行する事例として注目してよいのではないか、と考えられる。

■「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」への運営実態情報の追加と構成のイメージ

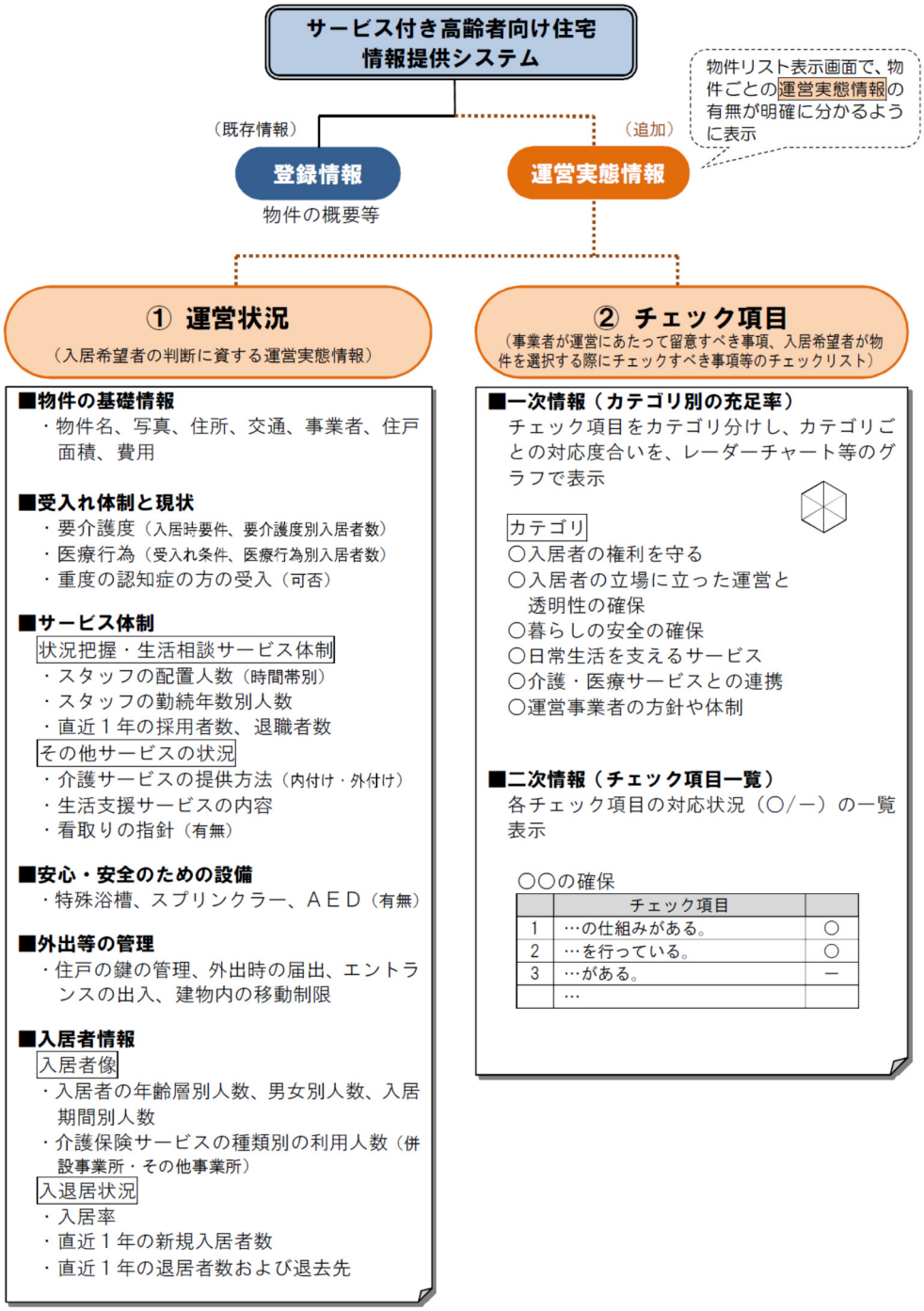

資料：一般社団法人高齢者住宅推進機構　平成 27 年度住宅市場整備推進等事業重層的住宅セーフティネット構築支援事業「サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業報告書」（平成 28 年 3 月）56 頁

参考資料1

自治体の有料老人ホームに関する情報公開促進に向けての

アンケート調査結果

目次

調査実施概要 55

調査結果概要 56

I.　有料老人ホームに関する情報の作成・公開等について 56

1．有料老人ホーム一覧について 56

（1）有料老人ホーム一覧の作成について 56

（2）有料老人ホーム一覧に含まれるホームについて 59

（3）有料老人ホーム一覧の公開の有無と方法について 60

（4）公開している「有料老人ホーム一覧」の更新頻度・時期 63

2．情報開示等一覧表について 65

（1）情報開示等一覧表の作成について 65

（2）情報開示等一覧表の作成者について 68

（3）「情報開示等一覧表」項目へのサービス付き高齢者向け住宅の登録の有無の記載 70

（4）情報開示等一覧表の公開の有無と方法について 72

（5）公開している「情報開示等一覧表」の更新頻度・時期 76

（6）情報開示等一覧表の追加・削除項目について 78

3．重要事項説明書について 80

（1）「重要事項説明書」の提出を求める際の方法（媒体）について 80

（2）提出された重要事項説明書の取り扱い 81

（3）重要事項説明書の公開の有無と方法について 86

（4）重要事項説明書の公開について 91

4．有料老人ホーム一覧･情報開示等一覧表･重要事項説明書の作成･公開のための工夫点等 . 94

II.　有料老人ホームに関する情報公開の方針等について 99

1．有料老人ホーム一覧・情報開示等一覧表・重要事項説明書の作成・公開体制 99

（1）外部委託の状況について 99

（2）有料老人ホームに関する公開情報の利用状況について 100

（3）問い合わせ内容・問い合わせ者等のデータ整理・分析について 102

2．消費者向け情報公開に係る意向 103

（1）重要事項説明書・情報開示等一覧表の情報公開について 103

（2）有料老人ホーム一覧の情報公開について 109

（3）管内有料老人ホームの設置場所を確認できる地図などのサービス提供有無 115

（4）全国有料老人ホーム協会への連絡等の協力について 116

調査票 119

調査実施概要

① 調査目的

自治体の有料老人ホームに関する消費者向け情報公開の現状や意向を把握し、今後の情報公開の促進に向けた方策を検討するための基礎資料とすることを目的とした。

② 調査対象

本調査では、「有料老人ホーム一覧」「情報開示等一覧表」「重要事項説明書」の自治体における情報公開状況を把握するため、都道府県・政令市・中核市・権限移譲市を対象とした調査を行った。

③ 調査方法

自記式のアンケート調査とし、原則として配布・回収は電子メールにより行った。

④ 調査票の構成

アンケート調査票は、「Ⅰ 自治体における有料老人ホームに関する情報の作成・公開等の現状について」、「Ⅱ有料老人ホームに関する情報公開の方針等について」の 2 部で構成した。

⑤ 回答状況

平成 28 年 12 月 5 日に発信し、平成 29 年 1 月 10 日までに回答されたものを集計対象とした。回答状況は以下のとおりであった。

自治体アンケート　発送・回収状況

自治体種別	発送数	回収数	有効回答数	有効回答率（%）
都道府県	47	43	43	91.5
政令市	20	18	18	90.0
中核市	47	44	44	93.6
その他権限移譲市	28	9	9	32.1
合計	142	114	114	80.3

※その他権限移譲市
自治体のホームページで有料老人ホームの設置届出の受理等の権限が委譲されていることが確認できた自治体
（広域連携により有料老人ホームに係る事務を共同処理している場合は、広域連携体を 1 自治体としてカウントしている）

調査結果概要

注）以下の調査結果概要は、単純集計結果のグラフと自治体種別にみたクロス集計表を掲載している。
端数処理の関係で、合計が 100%にならないものもある。

I. 有料老人ホームに関する情報の作成・公開等について

１．有料老人ホーム一覧について

（１）有料老人ホーム一覧の作成について

有料老人ホーム一覧の作成状況については、「作成している」が 78.1%、「作成していない」が 21.9%であった。

図表1-1 自治体独自の「有料老人ホーム一覧」作成有無

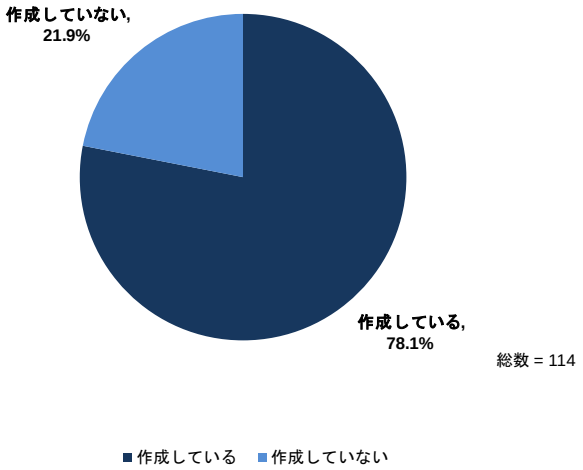

自治体種別ごとの有料老人ホーム一覧の作成割合は、都道府県が 81.4%、政令市が 88.9%、中核市が 77.3%、権限移譲市は 44.4%であった。

			自治体独自の「有料老人ホーム一覧」作成有無		
		合計	作成している	作成していない	無回答
	全体	114	89	25	0
		100.0	78.1	21.9	0.0
自治体種別	都道府県	43	35	8	0
		100.0	81.4	18.6	0.0
	政令市	18	16	2	0
		100.0	88.9	11.1	0.0
	中核市	44	34	10	0
		100.0	77.3	22.7	0.0
	その他権限移譲市	9	4	5	0
		100.0	44.4	55.6	0.0

有料老人ホーム一覧を作成していない理由については、「住所地特例適用施設一覧で代替しているため」が 80.0%で最も多く、その他の理由としては、「作成にかかる手間が大きいため」という理由を挙げる自治体もあった。

図表1-2「有料老人ホーム一覧」を作成していない理由（複数回答）

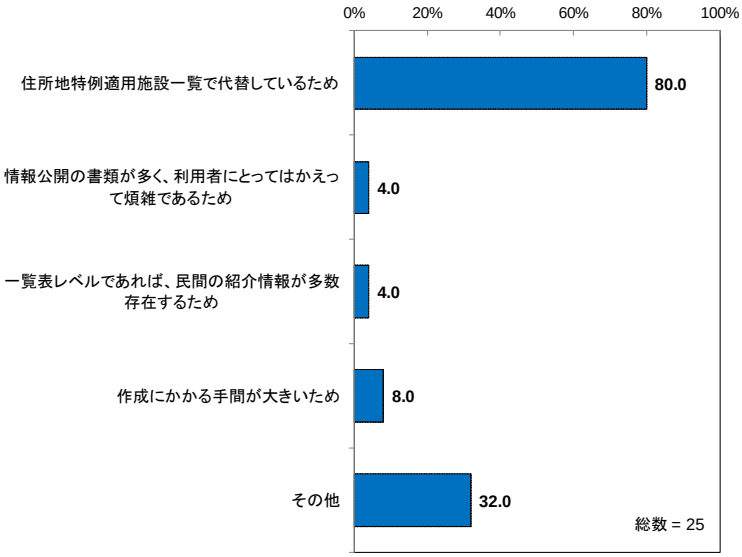

			「有料老人ホーム一覧」を作成していない理由（複数回答）					
		合計	住所地特例適用施設一覧で代替しているため	情報公開の書類が多く、利用者にとってはかえって煩雑であるため	一覧表レベルであれば、民間の紹介情報が多数存在するため	作成にかかる手間が大きいため	その他	無回答
	全体	25	20	1	1	2	8	0
		100.0	80.0	4.0	4.0	8.0	32.0	0.0
自治体種別	都道府県	8	7	1	0	1	3	0
		100.0	87.5	12.5	0.0	12.5	37.5	0.0
	政令市	2	1	0	0	0	1	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	中核市	10	9	0	0	1	1	0
		100.0	90.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
	その他権限移譲市	5	3	0	1	0	3	0
		100.0	60.0	0.0	20.0	0.0	60.0	0.0

なお、有料老人ホーム一覧を作成していない、「その他」（32.0%）の理由は以下のとおりである。

有料老人ホーム一覧 未作成理由（自由記述）

理由	主な回答
類似書類で代替可能	回答：政令市１件・中核市１件
	・情報開示等一覧表で代替可能
その他	回答：都道府県３件・その他権限移譲市３件
	・市内介護サービス事業者一覧で公開しているため ・社会福祉施設名簿一覧を作成公開しており、その中で有料老人ホームについても掲載されているため ・保険者（原課）が施設名、住所、電話番号を記載させている一覧を持ち合わせている程度 ・「高齢者向け住まいの情報提供」の一覧表を作成し、ホームページにて公表予定 ・入居（希望）者の判断材料として、「有料老人ホーム一覧」の項目では比較検討する情報量が少なく、重要事項説明書では情報量が多いと考え、各施設の情報開示等一覧表を取りまとめた表を公表している。また、有料老人ホーム一覧・情報開示等一覧表・住所地特例適用施設一覧について、類似した一覧表であり、修正に時間を要するため ・県において作成しているため

（２）有料老人ホーム一覧に含まれるホームについて

自治体で作成している「有料老人ホーム一覧」に含まれているホームとしては、「地域密着型の有料老人ホーム」が 57.3%と過半数を占め、次いで「サービス付き高齢者向け住宅で、有料老人ホームに該当するホーム」が 34.8%、「未届の有料老人ホーム」が 5.6%であった。

図表1-3「有料老人ホーム一覧」に含まれているホーム（複数回答）

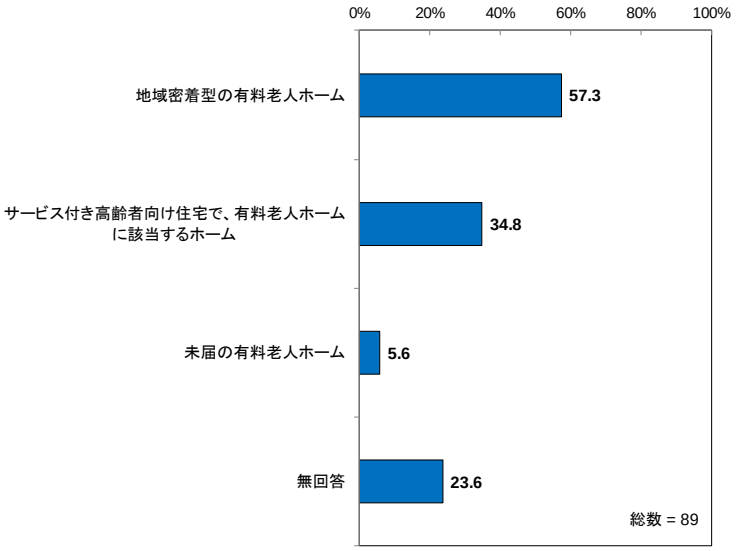

			「有料老人ホーム一覧」に含まれているホーム（複数回答）			
		合計	地域密着型の有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅で、有料老人ホームに該当するホーム	未届の有料老人ホーム	無回答
	全体	89	51	31	5	21
		100.0	57.3	34.8	5.6	23.6
自治体種別	都道府県	35	27	10	3	5
		100.0	77.1	28.6	8.6	14.3
	政令市	16	11	2	1	5
		100.0	68.8	12.5	6.3	31.3
	中核市	34	12	16	1	10
		100.0	35.3	47.1	2.9	29.4
	その他権限移譲市	4	1	3	0	1
		100.0	25.0	75.0	0.0	25.0

（３）有料老人ホーム一覧の公開の有無と方法について

有料老人ホーム一覧の公開方法については、「自治体等のホームページで公開」が 94.4%と最も多く、次いで「紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している」が 46.1%、「公開していない」は 1.1%であった。

図表1-4 有料老人ホーム一覧の公開の有無と方法（複数回答）

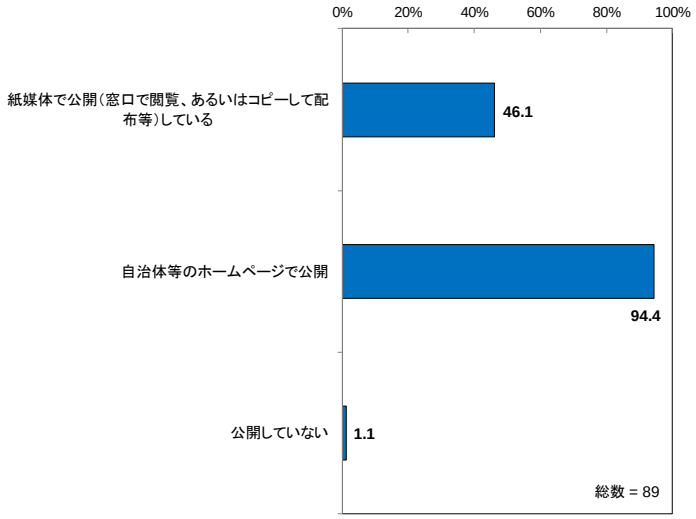

			「有料老人ホーム一覧」の公開の有無と方法（複数回答）			
		合計	紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している	自治体等のホームページで公開	公開していない	無回答
	全体	89	41	84	1	0
		100.0	46.1	94.4	1.1	0.0
自治体種別	都道府県	35	10	35	0	0
		100.0	28.6	100.0	0.0	0.0
	政令市	16	9	15	0	0
		100.0	56.3	93.8	0.0	0.0
	中核市	34	21	30	1	0
		100.0	61.8	88.2	2.9	0.0
	その他権限移譲市	4	1	4	0	0
		100.0	25.0	100.0	0.0	0.0

なお、有料老人ホーム一覧を「公開していない」（1.1%）の理由は以下のとおりである。

有料老人ホーム一覧 未公開理由（自由記述）

理由	主な回答
類似書類で代替可能	回答：中核市１件
	・住所地特例適用施設一覧及び自治体ホームページに記載されている有料老人ホーム一覧表とほとんどの記載内容が同じであるため

１）有料老人ホーム一覧（紙媒体）の公開場所について

紙媒体で有料老人ホーム一覧を公開している自治体においては、全ての自治体が有料老人ホーム所管課で公開している。所管課以外の「担当課以外の関連部局」・「福祉事務所」・「地域包括支援センター」での公開はそれぞれ 12.2%にとどまっている。また、「消費生活センター・相談窓口等」での公開も 2.4%あった。

図表1-5　有料老人ホーム一覧（紙媒体）の公開場所（複数回答）

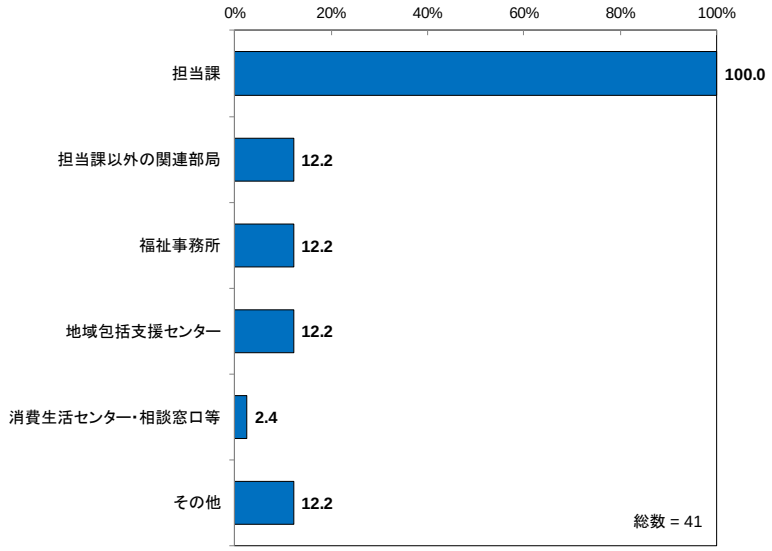

			「有料老人ホーム一覧」（紙媒体）公開場所（複数回答）						
		合計	担当課	担当課以外の関連部局	福祉事務所	地域包括支援センター	消費生活センター・相談窓口等	その他	無回答
	全体	41	41	5	5	5	1	5	0
		100.0	100.0	12.2	12.2	12.2	2.4	12.2	0.0
自治体種別	都道府県	10	10	0	1	0	0	2	0
		100.0	100.0	0.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	政令市	9	9	3	4	2	1	1	0
		100.0	100.0	33.3	44.4	22.2	11.1	11.1	0.0
	中核市	21	21	2	0	3	0	2	0
		100.0	100.0	9.5	0.0	14.3	0.0	9.5	0.0
	その他権限移譲市	1	1	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

なお、「その他」（12.2%）で挙げられた配布場所は、以下のとおりである。

（その他配布場所）

出張所・県政情報センター・市政情報コーナー・市立病院・老人福祉センター・社会福祉協議会・校区福祉委員会・医師会・歯科医師会・薬剤師会

2）有料老人ホーム一覧（紙媒体）の住民への周知有無

紙媒体で有料老人ホーム一覧を公開している 41 自治体のうち、公開場所を消費者に周知している自治体は、14.6%にとどまっている。

図表1-6 紙媒体の公開場所の住民（利用者）への周知有無

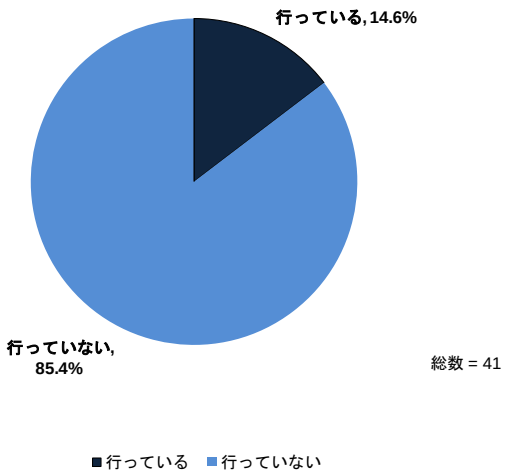

			紙媒体の公開場所の住民（利用者）への周知有無		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	41	6	35	0
		100.0	14.6	85.4	0.0
自治体種別	都道府県	10	0	10	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	政令市	9	3	6	0
		100.0	33.3	66.7	0.0
	中核市	21	3	18	0
		100.0	14.3	85.7	0.0
	その他権限移譲市	1	0	1	0
		100.0	0.0	100.0	0.0

なお、「行っている」（14.6%）で挙げられた周知方法は、以下のとおりである。

（周知方法）

- 市ホームページへ掲載
- 電話・窓口案内や FAX・郵送で送付
- 高齢者福祉関係の冊子内に掲載
- 広報誌

（4）公開している「有料老人ホーム一覧」の更新頻度・時期

「有料老人ホーム一覧」の更新頻度は、「年に複数回更新」が 76.1%と最も多く、次いで「年 1 回更新」が 19.3%であった。

図表1-7 公開している「有料老人ホーム一覧」の定期更新の頻度（公開自治体のみ）

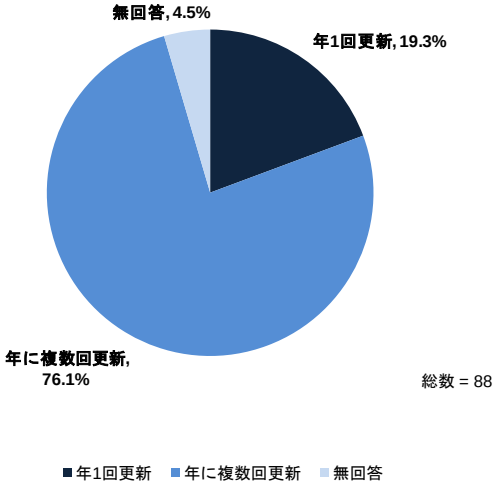

			公開している「有料老人ホーム一覧」の定期更新の頻度		
		合計	年1回更新	年に複数回更新	無回答
	全体	88	17	67	4
		100.0	19.3	76.1	4.5
自治体種別	都道府県	35	6	29	0
		100.0	17.1	82.9	0.0
	政令市	16	3	11	2
		100.0	18.8	68.8	12.5
	中核市	33	6	26	1
		100.0	18.2	78.8	3.0
	その他権限移譲市	4	2	1	1
		100.0	50.0	25.0	25.0

事業者から変更届を受理した際の更新時期としては、「次の更新月を待って更新」が68.2%、「その都度速やかに更新」が29.5%であった。

図表1-8 事業者から変更届を受理したときの更新時期

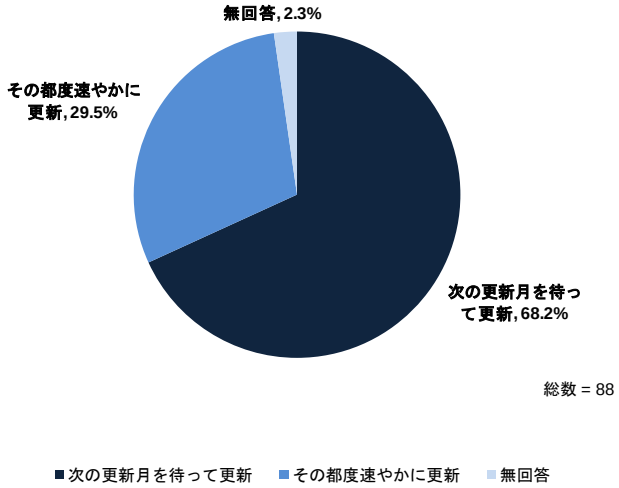

			事業者から変更届を受理したときの更新時期		
		合計	次の更新月を待って更新	その都度速やかに更新	無回答
	全体	88	60	26	2
		100.0	68.2	29.5	2.3
自治体種別	都道府県	35	29	6	0
		100.0	82.9	17.1	0.0
	政令市	16	12	4	0
		100.0	75.0	25.0	0.0
	中核市	33	18	13	2
		100.0	54.5	39.4	6.1
	その他権限移譲市	4	1	3	0
		100.0	25.0	75.0	0.0

２．情報開示等一覧表について

（１）情報開示等一覧表の作成について

管内有料老人ホームの情報開示等一覧表の作成状況については、「作成している」が66.7%、「作成していない」が32.5%、「無回答」が0.9%であった。

図表1-9 管内有料老人ホームの「情報開示等一覧表」作成状況

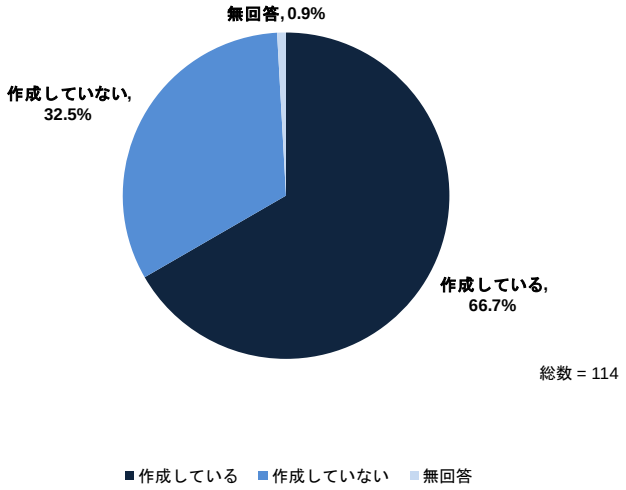

			管内有料老人ホームの「情報開示等一覧表」作成状況		
		合計	作成している	作成していない	無回答
	全体	114	76	37	1
		100.0	66.7	32.5	0.9
自治体種別	都道府県	43	27	15	1
		100.0	62.8	34.9	2.3
	政令市	18	13	5	0
		100.0	72.2	27.8	0.0
	中核市	44	29	15	0
		100.0	65.9	34.1	0.0
	その他権限移譲市	9	7	2	0
		100.0	77.8	22.2	0.0

作成していない理由については、「重要事項説明書の内容と重なるため」が 29.7%で最も多く、次いで「作成にかかる手間が大きいため」24.3%、「「有料老人ホーム一覧」等、他の類似資料として別途作成しているため」18.9%、「国の通知で示されていることを認識していなかったため」が 16.2%であった。

図表1-10 情報開示等一覧表を作成していない理由（複数回答）

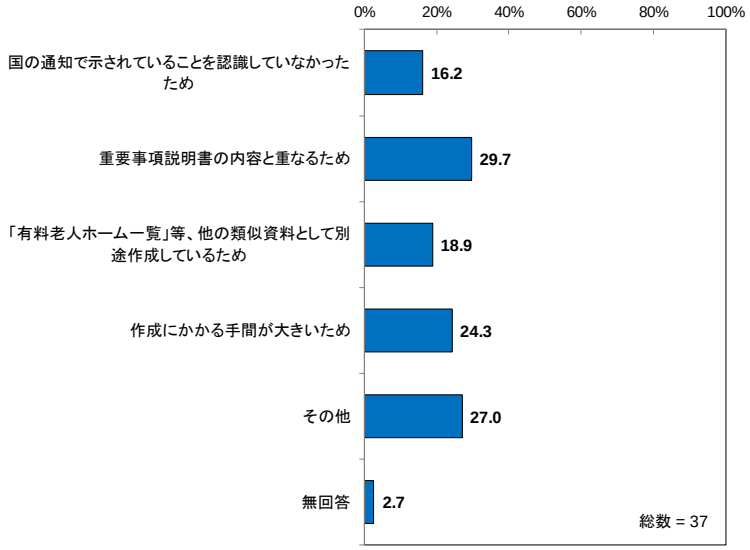

			「情報開示等一覧表」を作成していない理由（複数回答）					
		合計	国の通知で示されていることを認識していなかったため	重要事項説明書の内容と重なるため	「有料老人ホーム一覧」等、他の類似資料として別途作成しているため	作成にかかる手間が大きいため	その他	無回答
	全体	37	6	11	7	9	10	1
		100.0	16.2	29.7	18.9	24.3	27.0	2.7
自治体種別	都道府県	15	1	4	3	5	5	0
		100.0	6.7	26.7	20.0	33.3	33.3	0.0
	政令市	5	2	2	0	1	1	1
		100.0	40.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0
	中核市	15	3	5	4	2	3	0
		100.0	20.0	33.3	26.7	13.3	20.0	0.0
	その他権限移譲市	2	0	0	0	1	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

なお、「情報開示等一覧表」を作成していない、「その他」（27.0%）の理由は以下のとおりである。

情報開示等一覧表 未作成理由（その他自由記述）

理由	主な回答
準備中・検討中	回答：都道府県 4 件・政令市 1 件
	・情報の時点を明記したうえで作成・公表するよう準備中 ・今年度より作成予定 ・届出有料老人ホームは作成公表しているが、有料老人ホーム該当サービス付き高齢者向け住宅の「情報開示等一覧表」については、平成 29 年 1 月末に公表予定 ・公開する情報について検討中
情報の正確性	回答：都道府県 1 件・中核市 1 件
	・最新の情報となっていない可能性があるため、各施設に問い合わせていただくよう案内しているため ・不確かな情報を掲示できないので作成していない
類似書類で代替可能	回答：都道府県 1 件
	・他の類似書類を別途作成予定のため
その他	回答：都道府県 1 件・中核市 2 件・その他権限移譲市 1 件
	・平成 24 年に県から移譲されたときから作成しておらず、その後、県に確認したが作成していないということだったので作成していない ・各施設に作成させており、紙ベースで提出を求めているが、全体としての一覧表にはしていない。また、公開が義務づけられていないと認識している ・消費者に各施設へ空室状況を含め、問い合わせるようお願いしているため ・県において作成しているため

（２）情報開示等一覧表の作成者について

情報開示等一覧表の作成者については、「個々の事業者が作成」が 86.8%と大半を占め、「自治体が作成」は 11.8%であった。

図表1-11 情報開示等一覧表の作成者について

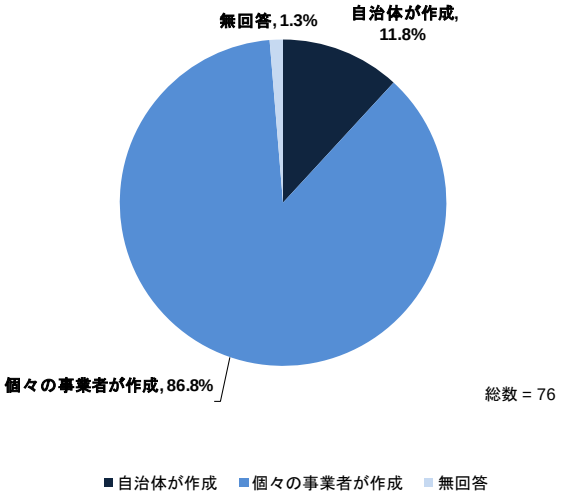

			「情報開示等一覧表」作成者		
		合計	自治体が作成	個々の事業者が作成	無回答
	全体	76	9	66	1
		100.0	11.8	86.8	1.3
自治体種別	都道府県	27	2	25	0
		100.0	7.4	92.6	0.0
	政令市	13	4	9	0
		100.0	30.8	69.2	0.0
	中核市	29	2	27	0
		100.0	6.9	93.1	0.0
	その他権限移譲市	7	1	5	1
		100.0	14.3	71.4	14.3

１）事業者に修正を求めた経験

事業者が情報開示等一覧表を作成している自治体のうち、事業者から提出された情報開示等一覧表に対して、事業者に記載内容の修正を「求めたことがある」自治体は 75.8%、「求めたことはない」自治体は 24.2%であった。

図表1-12 事業者作成の情報開示等一覧表に修正を求めた経験

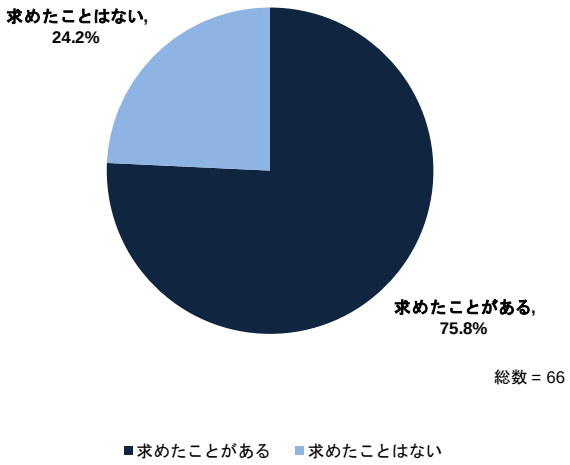

			事業者作成の「情報開示等一覧表」について修正を求めた経験		
		合計	求めたことがある	求めたことはない	無回答
	全体	66	50	16	0
		100.0	75.8	24.2	0.0
自治体種別	都道府県	25	18	7	0
		100.0	72.0	28.0	0.0
	政令市	9	5	4	0
		100.0	55.6	44.4	0.0
	中核市	27	22	5	0
		100.0	81.5	18.5	0.0
	その他権限移譲市	5	5	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0

（３）「情報開示等一覧表」項目へのサービス付き高齢者向け住宅の登録の有無の記載

作成している情報開示等一覧表への、サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無の記載については、「記載されている」51.3%、「記載されていない」47.4%であった。

図表1-13　情報開示等一覧表へのサ―ビス付き高齢者向け住宅の登録の有無　記載状況

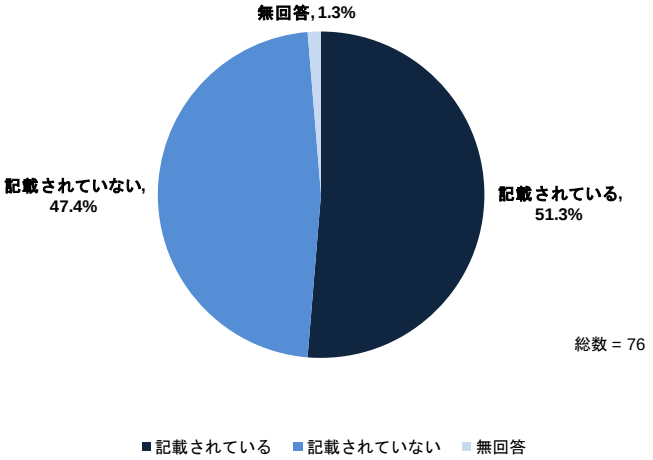

			サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無の記載状況		
		合計	記載されている	記載されていない	無回答
	全体	76	39	36	1
		100.0	51.3	47.4	1.3
自治体種別	都道府県	27	15	12	0
		100.0	55.6	44.4	0.0
	政令市	13	6	7	0
		100.0	46.2	53.8	0.0
	中核市	29	17	11	1
		100.0	58.6	37.9	3.4
	その他権限移譲市	7	1	6	0
		100.0	14.3	85.7	0.0

１）サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている管内有料老人ホームの把握状況

自治体管内に所在している有料老人ホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅として登録している有料老人ホーム数を「把握している」自治体は 92.1%、「把握していない」は 3.9%であった。

図表1-14 管内有料老人ホームのサービス付き高齢者向け住宅の登録ホーム数の把握状況

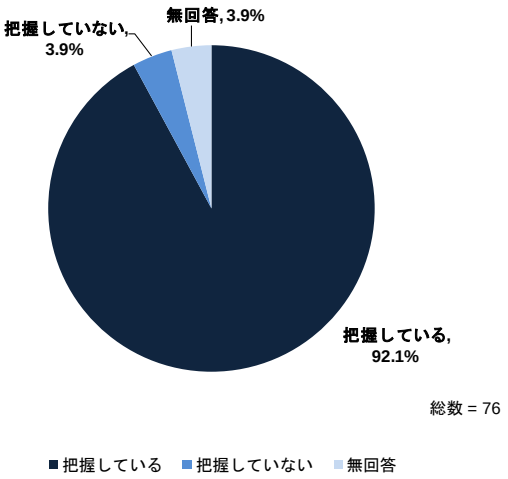

			管内有料老人ホームのサービス付き高齢者向け住宅の登録ホーム数割合 把握状況		
		合計	把握している	把握していない	無回答
	全体	76	70	3	3
		100.0	92.1	3.9	3.9
自治体種別	都道府県	27	26	1	0
		100.0	96.3	3.7	0.0
	政令市	13	11	1	1
		100.0	84.6	7.7	7.7
	中核市	29	26	1	2
		100.0	89.7	3.4	6.9
	その他権限移譲市	7	7	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0

（4）情報開示等一覧表の公開の有無と方法について

情報開示等一覧表の公開方法については、「自治体等のホームページで公開」が 56.6%と最も多く、次いで「紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している」が 35.5%、情報開示等一覧表を作成しているものの「公開していない」自治体は 26.3%であった。

図表1-15 情報開示等一覧表の公開の有無と方法（複数回答）

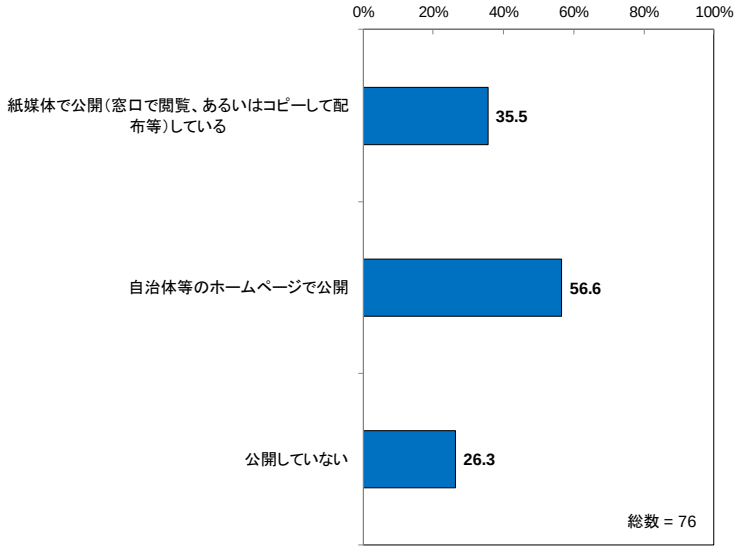

			「情報開示等一覧表」の公開の有無と方法（複数回答）			
		合計	紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している	自治体等のホームページで公開	公開していない	無回答
	全体	76	27	43	20	0
		100.0	35.5	56.6	26.3	0.0
自治体種別	都道府県	27	6	16	7	0
		100.0	22.2	59.3	25.9	0.0
	政令市	13	5	9	2	0
		100.0	38.5	69.2	15.4	0.0
	中核市	29	15	15	8	0
		100.0	51.7	51.7	27.6	0.0
	その他権限移譲市	7	1	3	3	0
		100.0	14.3	42.9	42.9	0.0

なお、情報開示等一覧表を「公開していない」（26.3%）理由は以下のとおりである。

情報開示等一覧表 未公開理由（自由記述）

理由	主な回答
検討中・準備中	回答：都道府県２件・政令市１件・中核市６件
	・情報公開について検討中であるため ・公開に向け、現在準備中のため
事業者が公開	回答：都道府県３件・その他権限移譲市１件
	・作成した事業者が、自ら公開している（すべきものである）ため
類似書類で代替可能	回答：都道府県２件・その他権限委譲市２件
	・必要最低限の情報は、有料老人ホーム一覧表で足りている ・項目を絞った県独自の様式で公開しているため ・現況調査票を公開しており、内容が重複するため公開不要と考える
事務負担（人員体制）	回答：政令市２件・中核市１件
	・事業者から提出された一覧表をまとめられていないため ・人員不足によるもの ・各施設から提出された一覧は、データ量も多く公開するのは困難
努力規定	回答：中核市１件
	・標準指導指針の中では、公開については努力規定となっているため
その他	回答：中核市２件・その他権限委譲市１件
	・厚労省による年１回（7/1 時点）の定期調査に伴う現況調査票を施設一覧表とあわせてホームページにて公開している ・「情報開示等一覧表」と「届出済みの重要事項説明書」の内容が異なるため、内容確認後、掲載する予定 ・詳細については、直接各施設へ問い合わせをしてもらうため

１）情報開示等一覧表（紙媒体）の公開場所について

紙媒体で情報開示等一覧表を公開している自治体においては、92.6%の自治体が有料老人ホーム所管課で公開しており、それ以外の公開場所としては、「福祉事務所」7.4%、「消費生活センター・相談窓口等」3.7%、「その他」が 18.5%であった。

図表1-16 情報開示等一覧表（紙媒体）の公開場所（複数回答）

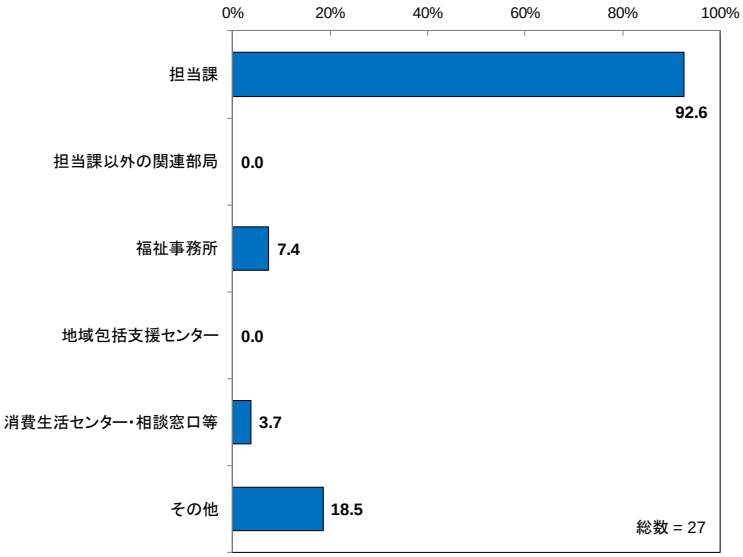

			「情報開示等一覧表」（紙媒体）公開場所（複数回答）						
		合計	担当課	担当課以外の関連部局	福祉事務所	地域包括支援センター	消費生活センター・相談窓口等	その他	無回答
	全体	27	25	0	2	0	1	5	0
		100.0	92.6	0.0	7.4	0.0	3.7	18.5	0.0
自治体種別	都道府県	6	5	0	2	0	0	4	0
		100.0	83.3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
	政令市	5	5	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市	15	14	0	0	0	1	1	0
		100.0	93.3	0.0	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0
	その他権限移譲市	1	1	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

なお、「その他」（18.5%）で挙げられた、紙媒体の情報開示等一覧表の公開場所は以下のとおりである。

（その他の公開場所）

県政情報センター・市政情報コーナー・情報プラザ

２）情報開示等一覧表（紙媒体）の住民への周知有無

紙媒体で「情報開示等一覧表」を公開している 27 自治体のうち、公開場所を消費者に周知している自治体は、14.8%であった。

図表1-17 紙媒体の公開場所の住民(利用者)への周知有無

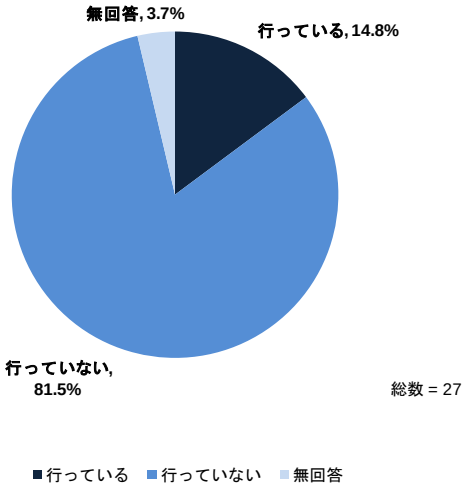

			紙媒体の公開場所の住民（利用者）への周知有無		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	27	4	22	1
		100.0	14.8	81.5	3.7
自治体種別	都道府県	6	0	5	1
		100.0	0.0	83.3	16.7
	政令市	5	3	2	0
		100.0	60.0	40.0	0.0
	中核市	15	1	14	0
		100.0	6.7	93.3	0.0
	その他権限移譲市	1	0	1	0
		100.0	0.0	100.0	0.0

なお、「行っている」（14.8%）で挙げられた周知方法は、以下のとおりである。

（周知方法）

市ホームページ・ガイドブック・窓口案内・電話問い合わせへの対応

（５）公開している「情報開示等一覧表」の更新頻度・時期

「情報開示等一覧表」の更新頻度は、「年１回更新」が 76.8%と最も多く、次いで「年に複数回更新」が 16.1%であった。

図表1-18 公開している「情報開示等一覧表」の定期更新の頻度（公開自治体のみ）

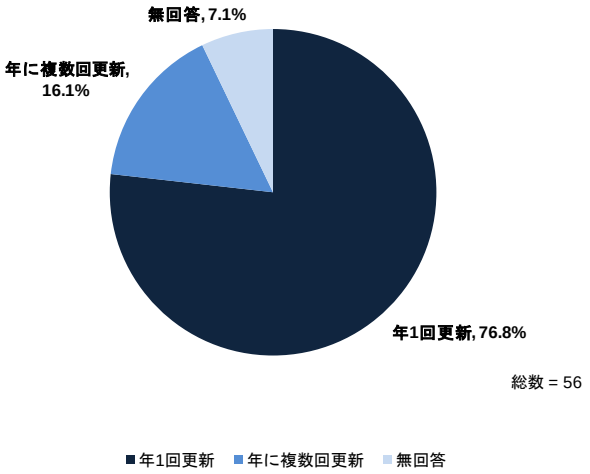

			公開している「情報開示等一覧表」の定期更新の頻度		
		合計	年1回更新	年に複数回更新	無回答
	全体	56	43	9	4
		100.0	76.8	16.1	7.1
自治体種別	都道府県	20	17	3	0
		100.0	85.0	15.0	0.0
	政令市	11	8	2	1
		100.0	72.7	18.2	9.1
	中核市	21	16	3	2
		100.0	76.2	14.3	9.5
	その他権限移譲市	4	2	1	1
		100.0	50.0	25.0	25.0

事業者から変更届を受理した際の更新時期としては、「次の更新月を待って更新」が75.0%、「その都度速やかに更新」が 16.1%であった。

図表1-19 事業者から変更届を受理したときの更新時期

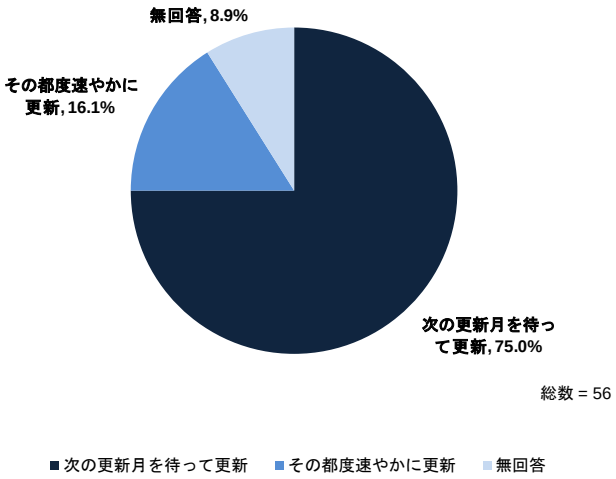

			事業者から変更届を受理したときの更新時期		
		合計	次の更新月を待って更新	その都度速やかに更新	無回答
	全体	56	42	9	5
		100.0	75.0	16.1	8.9
自治体種別	都道府県	20	14	5	1
		100.0	70.0	25.0	5.0
	政令市	11	10	1	0
		100.0	90.9	9.1	0.0
	中核市	21	15	3	3
		100.0	71.4	14.3	14.3
	その他権限移譲市	4	3	0	1
		100.0	75.0	0.0	25.0

（６）情報開示等一覧表の追加・削除項目について

現在の情報開示等一覧表に、追加または削除した方がよいと思われる項目については、以下の意見があった。（全自治体・自由記述）

〈追加項目〉

項目	理由
夫婦部屋の有無	・消費者からの問い合わせが多く、消費者が求めている情報であると思われるため
有料老人ホームの届出有無	・老福法第 29 条に基づく届出
入居時要件	・入居を検討している市民から聞かれることが多いため
運営法人・該当施設単体の直近の経常利益額	・法人や施設の経営状況についての情報を公開することで、入居者保護につながるため
要介護度別の入居者数	・消防部局より、要介護 3 以上の入居者数で消防設備基準が変わるため、把握したいとの要望がある
夜間の職員体制	・夜間緊急時の対応を確認したいため。また、夜間体制はその施設の最小の人員体制であり、入居（希望）者に夜間体制について確認していただくため
構造設備の状況	・居室面積・廊下幅について、確認したいため。入居（希望）者に構造設備について確認していただくため ・居室が界壁になっているか、遮音性、視線の遮断状況等の住環境に関する項目
電話番号 FAX 番号	・一覧表を見て、詳細を確認したい場合は、直接施設に連絡してもらった方が早いため。（県独自様式では、電話番号及び FAX 番号を掲載している）
運営指導指針不適合事項	・指針の不適合事項を周知するため。入居（希望）者に施設の状況を確認していただくため。指針遵守のための抑止力 ・行政の指導を遵守しているか否かは、入居者の処遇に直結する問題であることから、適合しているかどうかは広く市民へ情報を開示する必要があるため
交通の便・周辺施設に関する情報	・入居者や家族が施設を探すにあたって、利便性を判断する材料となるため

〈削除項目〉

項目	理由
入居者数	・増減が激しいため、更新が間に合わず誤解を招く
入居者数・職員の状況	・頻繁に増減があり、変更届の受理及び公開情報の定期更新に係る事務処理が膨大であるため
入居者基金・全国有料老人ホーム協会への加入	・標準重要事項説明書に明記されていない項目は別途調査が必要になるため、削除したほうがよい
情報開示項目（重要事項説明書・契約書・管理規定の公開・財務諸表の閲覧）	・有料老人ホームの指針上、消費者の求めに応じ公開、交付、閲覧させるよう定められているため、わざわざ入力をする必要は無いと思われる

〈その他〉

項目	理由
月額利用料部分の見直し（提案）	・月額利用料は、消費者が有料老人ホームを比較する際に大変重視される部分であり、施設もそれぞれに工夫を凝らしている部分である。そのため消費者のニーズに合わせ、複数の料金プランを設けている場合がある。現在の雛形では、プランの詳細をわかりやすく入力することは困難であり、消費者が正確な比較を行うことが困難であるため、「家賃」「管理費」「食費」など具体的な項目をプラン毎に示すなどの見直しが必要だと思われる

３．重要事項説明書について

（１）「重要事項説明書」の提出を求める際の方法（媒体）について

事業者からの提出方法（媒体）としては、「紙媒体による提出」が 47.4%、次いで「紙媒体及び電子媒体どちらでも提出可」が 36.0%、「電子媒体による提出」が 28.1%だった。

図表1-20 事業者からの重要事項説明書の提出方法（複数回答）

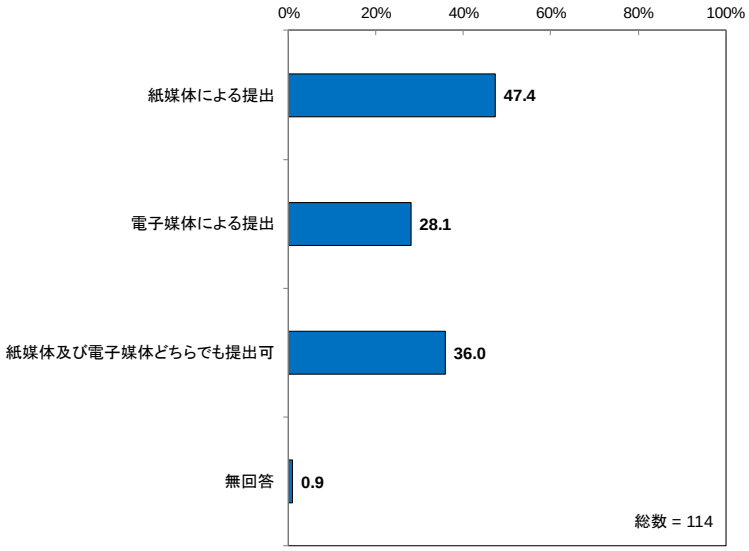

			事業者に「重要事項説明書」の提出を求める際の方法（媒体）（複数回答）			
		合計	紙媒体による提出	電子媒体による提出	紙媒体及び電子媒体どちらでも提出可	無回答
	全体	114	54	32	41	1
		100.0	47.4	28.1	36.0	0.9
自治体種別	都道府県	43	21	11	19	0
		100.0	48.8	25.6	44.2	0.0
	政令市	18	10	6	4	0
		100.0	55.6	33.3	22.2	0.0
	中核市	44	21	11	16	0
		100.0	47.7	25.0	36.4	0.0
	その他権限移譲市	9	2	4	2	1
		100.0	22.2	44.4	22.2	11.1

（２）提出された重要事項説明書の取り扱い

事業者から提出された重要事項説明書について、自治体担当者が重点的にチェックする箇所は以下のとおりであった。

①重点的なチェック項目について（自由記述）※回答件数の多い順に掲載

項目	主な回答
料金関係	都道府県 19 件・政令市 11 件・中核市 19 市・その他権限移譲市 5 件
	・利用料金（算定根拠・変更有無・届出有無） ・利用料金関連の項目全般 ・利用料金や前払金等、金銭面において適切に受領しているか ・利用料金、前払金及びその保全措置の有無と方法 ・月額利用料 ・利用料（入居契約書や管理規程と相違していないか） ・利用料金やその内訳 ・入居者へ特に影響を与えると想定される部分 ・利用料等（家賃・管理費・入居一時金等）や入居一時金の保全措置状況 ・月額利用料、一時金等の費用面や消費者処遇面、設置届に沿ったものになっているか
職員関係	都道府県 7 件・政令市 5 件・中核市 18 件・その他権限移譲市 3 件
	・職員体制・資格 ・職員体制（夜勤を行う看護・介護職員の人数） ・職員配置など入居者への影響が大きい部分 ・職員配置において設置届けに沿ったものになっているか ・提供サービスに応じて適切な人員を配置することとしているか
サービス関係	都道府県 12 件・政令市 2 件・中核市 16 件・その他権限移譲市 3 件
	・サービス内容（入居契約書や管理規程と相違していないか） ・介護保険サービスの種類 ・サービスの一覧表 ・サービスの一覧表（設置届提出時） ・施設で行うサービス内容と併設するサービス介護保険サービス事業所で行うサービス内容との整合性 ・生活支援サービスが明記されているのか、どこの金額に含まれているのか ・サービスの内容（全体の方針、医療連携の内容、入居に関する要件） ・実施主体が実施する他のサービス

整合性	都道府県 6 件・中核市 10 件・その他権限移譲市 2 件
	・設置届・変更届時は届出内容や契約書等と相違ないか ・他書類（入居契約書・管理規程・情報開示等一覧表等）との整合性 ・サービス付き高齢者向け住宅であれば登録内容との整合性 ・提供サービスについて、内容・費用等の記載が入居説明書や管理規程と相違ないか
運営指導指針	都道府県 7 件・政令市 2 件・中核市 5 件
	・不適合事項（有無・内容）の記載 ・指導指針不適合項目（設置届提出時） ・不適合事由 ・指導指針に適合しない箇所がないかを重点的にチェック
施設・設備関係	都道府県 4 件・中核市 4 件・その他権限移譲市 4 件
	・設備基準、設備状況 ・居室の状況（面積・設備等） ・建物概要 ・居室面積や廊下幅等の設備面 ・建物の耐火構造、居室の面積、相部屋の有無 ・スプリンクラーの設置の有無
苦情・事故対応	都道府県 5 件・政令市 2 件・中核市 4 件・その他権限移譲市 1 件
	・苦情窓口（内部・外部）の適切な記載 ・苦情・事故に関する体制（苦情窓口、損害賠償責任保険の加入状況）
記載事項関係	都道府県 4 件・政令市 1 件・中核市 4 件・その他権限移譲市 1 件
	・必要事項の記載 ・表示事項 ・記入漏れ、誤記の有無 ・（特にサービス付き高齢者向け住宅）作成されているか記入漏れがないか等の基本的事項
定員関係	都道府県 5 件・中核市 3 件・その他権限移譲市 1 市
	・定員・入居者数・居室数 ・入居者の人数（内訳、届出済み情報と一致するか） ・要介護度の内訳、男女比
入居者の状況	都道府県 2 件・政令市 2 件・中核市 3 件・その他権限移譲市 1 件
	・入居者の状況 ・入居者数及び入居者の介護度等、入居者に関する情報

情報開示	都道府県２件・政令市３件・中核市２件・その他権限移譲市１件
	・情報開示の有無 ・入居希望者への事前の情報開示 ・公示事項について
運営懇談会	都道府県３件・政令市１件・中核市１件・その他権限移譲市１件
	・運営懇談会設置の有無・運営状況
設置者（管理者）	都道府県２件・中核市３件
	・設置者、管理者 ・事業主体概要 ・業務の概要（管理者）：届出済みの情報と一致するか
入居要件	政令市１件・中核市４件
	・入居に関する要件
変更事項	都道府県２件・政令市１件・中核市１件
	・変更事項（前回提出されたものから変更点がないか）
連絡先等	都道府県２件・中核市１件
	・所在地 ・電話番号、連絡先、管理者名
基本情報	都道府県１件・政令市１件・中核市１件
	・有料老人ホーム事業概要、その他 ・事業主体や住まいの概要等の基本情報
ホーム類型	都道府県１件・政令市１件
協力医療機関	都道府県１件・その他権限移譲市１件

上記項目以外の重点的なチェック箇所については以下の回答があった。

その他 チェック箇所	都道府県 5 件・中核市 2 件・その他権限移譲市 3 件
	・入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 ・介護サービス事業一覧・入居者の個別選択によるサービス一覧の添付 ・毎年重点項目をその都度決めて、チェックしている （例：提供サービスの一覧表の記載状況・契約解除要件等） また、個別の法人に対しては，運営状況調査等で指導した事項が反映されているか ・消費者等の意見を把握する体制 ・居住の権利形態 ・虐待防止や身体拘束廃止の取り組み、緊急時の対応、個人情報保護の取り扱い ・重要事項説明書の項目：事業主体の概要、住まいの概要、建物概要、サービスの内容、医療連携の内容、入居対象者と留意事項（差別の有無）、夜間の職員数、利用料金、入居者の属性、生前解約の状況、苦情・事故等に関する体制、サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応、緊急時における対応方法、有料指針不適合事項　代替措置・入居者への説明 ・入居者との契約事項等 ・サービスの内容や利用料金について、介護保険サービスと有料老人ホームのサービスが混同していないか ・入居者にとって不利益な内容がないか

なお、その他として以下の回答があった。

その他回答	都道府県 2 件・中核市 4 件
	・施設数が多く、全施設のチェックが難しい ・特にチェックはしていない ・重点的に確認している部分は特にない ・定期的な報告徴収の際にはチェックはしていない ・特段、一部を注目してはいない ・特に重点チェック項目は設定していないが、届出されている内容と矛盾があったり、特に確認・修正が必要と思われる点については、問い合わせたり修正を依頼したりする

②重要事項説明書の内容確認後、事業者に修正を求めた経験

事業者から提出された重要事項説明書の内容を確認後、事業者に対して「修正を求めたことがある」は 81.6%、「修正を求めたことはない」は 15.8%であった。

図表1-21 事業者に修正を求めた経験

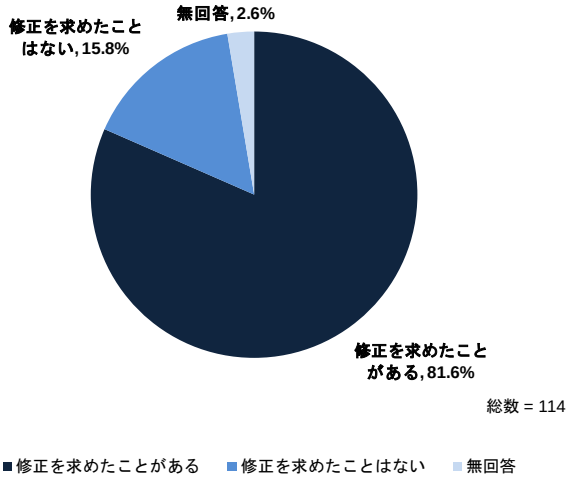

			内容確認後に事業者に修正を求めた経験		
		合計	修正を求めたことがある	修正を求めたことはない	無回答
	全体	114	93	18	3
		100.0	81.6	15.8	2.6
自治体種別	都道府県	43	35	6	2
		100.0	81.4	14.0	4.7
	政令市	18	14	4	0
		100.0	77.8	22.2	0.0
	中核市	44	37	7	0
		100.0	84.1	15.9	0.0
	その他権限移譲市	9	7	1	1
		100.0	77.8	11.1	11.1

（３）重要事項説明書の公開の有無と方法について

重要事項説明書の公開方法については、「公開していない」が 60.5%と最も多く、「自治体等のホームページで公開」が 22.8%、「紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している」が 19.3%であった。

図表1-22 重要事項説明書の公開の有無と方法（複数回答）

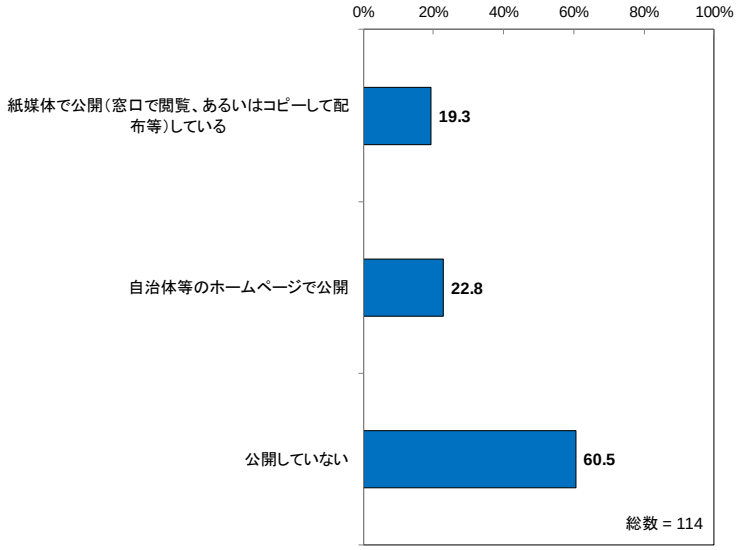

			「重要事項説明書」の公開の有無と方法（複数回答）			
		合計	紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している	自治体等のホームページで公開	公開していない	無回答
	全体	114	22	26	69	0
		100.0	19.3	22.8	60.5	0.0
自治体種別	都道府県	43	7	11	26	0
		100.0	16.3	25.6	60.5	0.0
	政令市	18	3	5	10	0
		100.0	16.7	27.8	55.6	0.0
	中核市	44	11	7	28	0
		100.0	25.0	15.9	63.6	0.0
	その他権限移譲市	9	1	3	5	0
		100.0	11.1	33.3	55.6	0.0

なお、重要事項説明書を「公開していない」（60.5%）の理由は以下のとおりである。

重要事項説明書 未公開理由（自由記述）

理由	主な回答
検討・準備中	回答：都道府県 6 件・政令市 2 件・中核市 7 件
	・掲載内容の更新頻度を検討しているため ・今年度からホームページで公開予定であり、現在準備中のため ・最新の情報となっていない可能性があるため、各施設に問い合わせていただくよう案内していたため。なお、今年度は、施設の同意を得たものについて公開するよう準備中 ・昨年度まで県のホームページに掲載していたが、今年度から市で公開することとなり、現在準備中
事業所が公開・対応（問い合わせ対応）するため	回答：都道府県 7 件・政令市 1 件・中核市 4 件・その他権限移譲市 2 件
	・入居を検討中の市民には、施設に直接問い合わせていただくよう伝えており、施設から最新情報に基づく説明を受けた方が良いと考える
類似書類で代替可能	回答：都道府県 1 件・政令市 2 件・中核市 4 件・その他権限委譲市 3 件
	・情報開示等一覧表で、有料老人ホームの類型及び表示事項の記載がされているため ・必要最低限の情報は、県が公開している有料老人ホーム一覧表で足りている ・ホームページの有料老人ホーム一覧において各施設のホームページにリンクさせており、また介護付・住宅型の別、住所（地図サイト）、定員数、電話番号等の情報を公開しているため
事務負担（人員不足）	回答：都道府県 1 件・政令市 1 件・中核市 5 件
	・公開にかかる手間が大きいため。積極的な情報提供はできていないが、定期報告や立入検査時に提供された重要事項説明書は、求めに応じ、コピーを配布可 ・ホームページや窓口で公開できるように整備するための、必要な人手と時間がないため。閲覧や配布希望があった時のみ個別に対応
規定がないため	回答：都道府県 3 件・政令市 2 件・中核市 1 件
	・標準指導指針の中では、公開については努力規定となっているため ・法令・通知等で公開について定められていないため ・市の要綱等で、重要事項説明書を公開することとなっていないため ・国の通知により情報開示一覧表は公開することになっているが、重要事項説明書については努力義務とされているため ・情報公開に制度基づく開示のみを行っている

情報の正確性	回答：都道府県 1 件・中核市 2 件
	・重要事項説明書は頻繁に変更するため、最新の重要事項説明書を保管している訳ではないから ・年 1 度の徴収のため、変更があった場合にそれが反映されにくい
その他	回答：都道府県 4 件・政令市 3 件・中核市 8 件・その他権限委譲市 1 件
	・内容に不備が多く、修正指導しても再提出等に時間を要する。提出が大幅に遅れる施設もあり、情報公開に差が生じる ・施設数が多く、全ての重要事項説明書をまとめるとかなりのページ数になり、窓口に置く場所がない。また、ホームページ上の公開にもかなりの手間を有する ・窓口で相談を受けたときに紙媒体で提示できるようにしている ・分量が多くなるため各窓口には配付せず、重要事項説明書の交付を求める場合には、個別に請求するよう求めている ・権限移譲で事務を行っており、都道府県では重要事項説明書を公開していないため整合性を図るもの ・重要事項説明書は消費者が施設に請求し入手すべきものであるため ・市民から重要事項説明書の公開を求められたことがないため ・特別養護老人ホームなど他の介護サービス事業の重要事項説明書を公開していない中、有料老人ホームのみ公開することは公平性の観点から望ましくないと考える ・公開するための同意が必要と考えている ・県が公開しておらず、事務移譲時に公開するものとして説明のあった業務になかったため、公開の必要性について検討がされていないため ・公開予定の情報開示等一覧表で、入居希望者は、自身のニーズに合う施設をある程度、絞り込める。また、重要事項説明書については、入居希望者が施設に直接内容を確認し、理解したうえで、入手するものと考えるため ・紙媒体を PDF 化し、市のホームページに掲載することが認められていないため ・事業者数が膨大で、全てをアップするとホームページの負荷が重くなる恐れがあるため ・今まで依頼がなかったので公開はしていないが、今後窓口で依頼があれば紙媒体で閲覧等できるよう検討したい ・公開することについてコンセンサスを課内で統一していない。今後においては、何らかの方策で公開することを考えている

１）重要事項説明書（紙媒体）の公開場所について

紙媒体で重要事項説明書を公開している自治体においては、90.9%の自治体が有料老人ホーム所管課で公開しており、それ以外の公開場所としては、「担当課以外の関連部局」「福祉事務所」がそれぞれ 4.5%、「その他」9.1%であった。

図表1-23 重要事項説明書（紙媒体）の公開場所（複数回答）

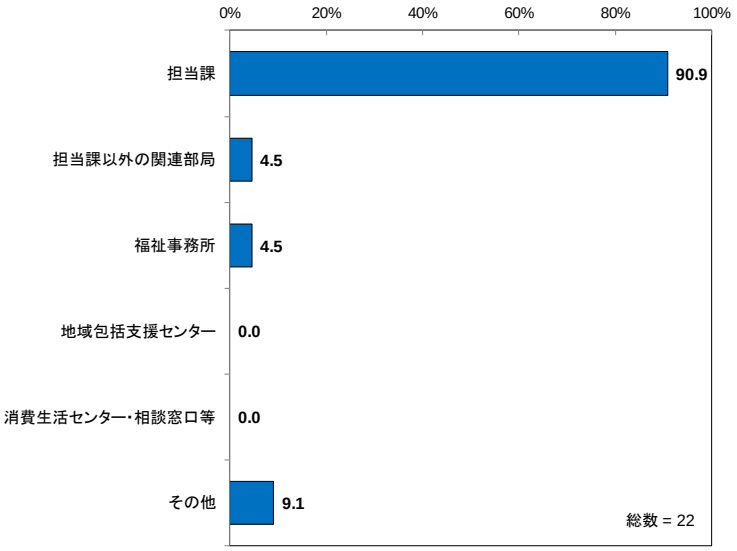

			「重要事項説明書」（紙媒体）公開場所（複数回答）						
		合計	担当課	担当課以外の関連部局	福祉事務所	地域包括支援センター	消費生活センター・相談窓口等	その他	無回答
	全体	22	20	1	1	0	0	2	0
		100.0	90.9	4.5	4.5	0.0	0.0	9.1	0.0
自治体種別	都道府県	7	5	1	1	0	0	2	0
		100.0	71.4	14.3	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0
	政令市	3	3	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市	11	11	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他権限移譲市	1	1	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

２）重要事項説明書（紙媒体）の住民への周知有無

紙媒体で「重要事項説明書」を公開している 22 自治体のうち、公開場所を消費者に周知している自治体は、13.6%であった。

図表1-24 紙媒体の公開場所の住民（利用者）への周知有無

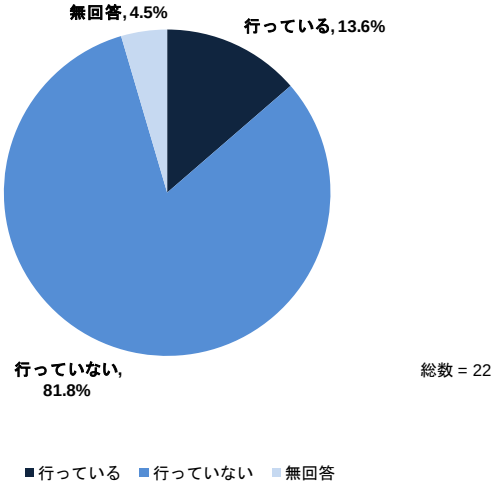

			紙媒体の公開場所の住民（利用者）への周知有無		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	22	3	18	1
		100.0	13.6	81.8	4.5
自治体種別	都道府県	7	1	5	1
		100.0	14.3	71.4	14.3
	政令市	3	2	1	0
		100.0	66.7	33.3	0.0
	中核市	11	0	11	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	その他権限移譲市	1	0	1	0
		100.0	0.0	100.0	0.0

なお、「行っている」（13.6%）で挙げられた周知方法は以下のとおりである。

（周知方法）

ホームページ・ガイドブック・窓口案内・電話問い合わせへの対応

（４）重要事項説明書の公開について

１）公開している「重要事項説明書」の更新頻度・時期

「重要事項説明書」の更新頻度は、「年１回更新」が 82.2%と最も多く、次いで「年に複数回更新」が 8.9%であった。

図表1-25 公開している重要事項説明書の定期更新の頻度（公開自治体のみ）

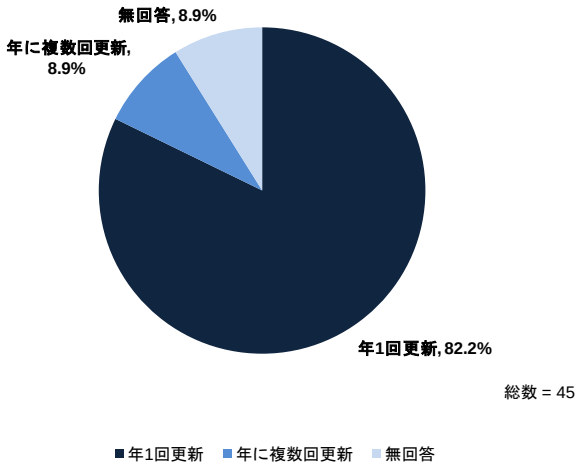

			公開している「重要事項説明書」の定期更新の頻度		
		合計	年1回更新	年に複数回更新	無回答
	全体	45	37	4	4
		100.0	82.2	8.9	8.9
自治体種別	都道府県	17	14	3	0
		100.0	82.4	17.6	0.0
	政令市	8	8	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	中核市	16	13	0	3
		100.0	81.3	0.0	18.8
	その他権限移譲市	4	2	1	1
		100.0	50.0	25.0	25.0

更新時期としては、「次の更新月を待って更新」が 62.2%、「その都度速やかに更新」が 26.7%であった。

図表1-26 事業者から変更届を受理したときの更新時期

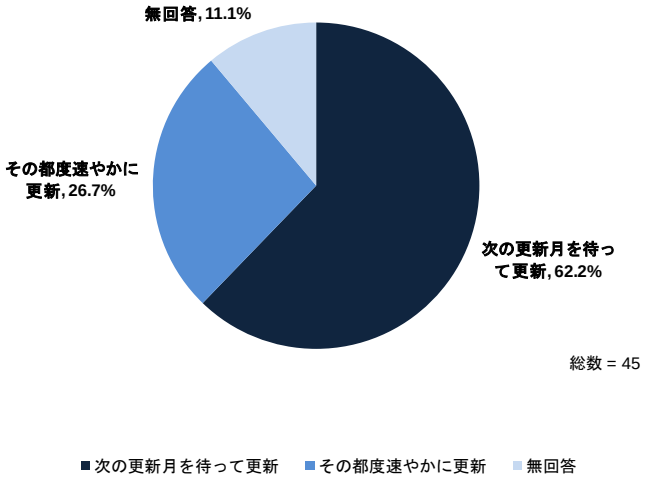

			事業者から変更届を受理したときの更新時期		
		合計	次の更新月を待って更新	その都度速やかに更新	無回答
	全体	45	28	12	5
		100.0	62.2	26.7	11.1
自治体種別	都道府県	17	8	8	1
		100.0	47.1	47.1	5.9
	政令市	8	8	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	中核市	16	10	3	3
		100.0	62.5	18.8	18.8
	その他権限移譲市	4	2	1	1
		100.0	50.0	25.0	25.0

２）更新時に重要事項説明書の提出がない場合の対応

事業者から重要事項説明書の提出がない場合の対応としては、「従来の提出資料を引き続き公開する」が 44.4%と最も多く、次いで「提出がない事業者については公開しない」が 33.3%、「その他」11.1%であった。

図表1-27 事業者から重要事項説明書の提出がないときの公開方法

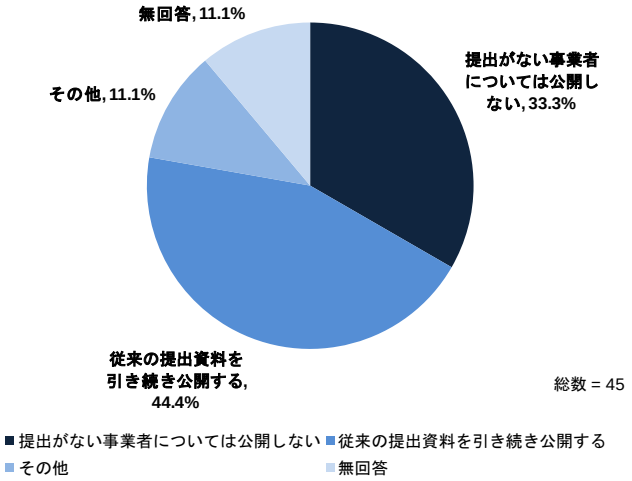

			事業者から「重要事項説明書」の提出がないときの公開方法			
		合計	提出がない事業者については公開しない	従来の提出資料を引き続き公開する	その他	無回答
	全体	45	15	20	5	5
		100.0	33.3	44.4	11.1	11.1
自治体種別	都道府県	17	5	8	3	1
		100.0	29.4	47.1	17.6	5.9
	政令市	8	7	1	0	0
		100.0	87.5	12.5	0.0	0.0
	中核市	16	3	8	2	3
		100.0	18.8	50.0	12.5	18.8
	その他権限移譲市	4	0	3	0	1
		100.0	0.0	75.0	0.0	25.0

なお、「その他」（11.1%）の内容としては以下のものがあった。

（公開方法）

- 年１回（7 月）は必ず提出させている（未提出の事業者には督促）
- 当県では、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含め１施設のみ重要事項説明書を作成していないため公開せず、残りの施設は重要事項説明書を公開している。一般の人に対してはそれだけで、その施設がどのような施設か想像できるようにしているつもりである

４．有料老人ホーム一覧･情報開示等一覧表･重要事項説明書の作成･公開のための工夫点等

有料老人ホーム一覧・情報開示等一覧表・重要事項説明書の作成や公開に際して、工夫点や対応に苦慮している点等に関する自治体の回答は以下のとおりである。（自由記述）

〈有料老人ホーム一覧関係〉

回答自治体	工夫点（苦慮している点）
都道府県 2 件 中核市 1 件	・有料老人ホーム一覧を作成するにあたっては、県内の指定都市及び中核市に定期的にデータの提供を依頼している。場合によっては内容の修正等を依頼することもあり、そのやりとりに時間を要するため、一覧を更新する時期が遅れやすい ・届出内容による一覧のため、実態と異なることがある ・未届有料老人ホームについて、実態が明らかでないために掲載していないが、一方で、一覧にないものは有料老人ホームでないとの誤解も生じてしまう ・サービス付き高齢者向け住宅の一覧を別途作成（現時点で有料老人ホームの該当有無はわからないもの）しているが、着工前に届出をしているために、事業開始（予定）日に変更がある場合等、建物はないが一覧に反映されないよう、事業者に確認する等気をつける必要がある ・有料老人ホーム一覧と住所地特例対象施設一覧が重複しているため、二度手間に感じる

〈情報開示等一覧表関係〉

回答自治体	工夫点（苦慮している点）
都道府県 1 件 中核市 2 件	・定期報告で提出されたホームのパンフレットの内容や、重要事項説明書の内容との整合性を確認しているが、かなりの時間がかかる。さらに、その後にホームに確認し修正を促し再提出を待つことになるため、公開までに半年近くかかることになる ・県内全ホームの「情報開示等一覧表」として、県においてエクセルファイルで作成し直してから公表している。（手書きのもの、修正があるものなど、そのままの情報では見づらいため） ・情報開示等一覧表について、毎年 7 月に周知はしているが、7 月以外の月について未提出が多く、施設により情報更新日がばらついている ・情報開示等一覧表については、年 1 回の提出時以外にも任意で提出されるものを含め、公開している。その際、いつの時点のものか一覧で分かるよう表示している

〈重要事項説明書関係〉

回答自治体	工夫点（苦慮している点）
都道府県 5 件 政令市 2 件 中核市 6 件 その他権限 移譲市 1 件	［工夫点］ ・重要事項説明書については、事業者が作成したものを公開しているため、未提出の場合や内容に不備がある場合には事業者に適宜連絡を行い、なるべく正確な情報を掲載するようにしている ［苦慮している点］ ・定期報告で提出されたホームのパンフレットの内容や重要事項説明書の内容との整合性を確認しているが、かなりの時間がかかる。さらに、その後ホームに確認し修正を促し、再提出を待つことになるため、公開までに半年近くかかることになる。特に、ホーム独自様式の重要事項説明書については、必要事項を網羅しているかの照合に時間がかかっている ［事務負担］ ・重要事項説明書のホームページ公開については、容量が多大な為困難であり、現在は各事業所にて公開をしている現状である ・サービス付き高齢者向け住宅も対象となったため施設数が多く、取りまとめにかなりの時間を要する。またそのため、重要事項説明書の全てをチェックしていくことが実務上難しい ・事業者から提出される重要事項説明書には不備が多く、また、個人情報が含まれている場合があるため、公開用の資料は個人情報を消してもらうよう考えているが、当該資料の提出を求めることは、事業者にとっても事務処理の負担がかかると考えている ・どこまで修正をかけさせるか判断に困る部分がある。細かい変更でその都度提出させると書類の量が膨大になる ［要望］ ・重要事項説明書の公開をするためには、記載方法等が全事業者で統一されるべきものと考えるが、記載例等がないため事業者間で記載内容（どれだけ細かく記載するか等）に差がでてしまうので、事業者へ示せる記載例があると指導等も行いやすい ・サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者に、自治体の定める様式での重要事項説明書の作成・提出が必要であることが浸透されず、指導に苦慮している。国からは、各自治体あてにサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームの重要事項説明書の取扱について通知が発出されているが、事業者に対して実効的な指導を行うために更な

	る根拠規定の明示が必要と感じている。（運営法人から、サービス付き高齢者向け住宅の重要事項説明書があるのに、二重で有料老人ホームの重要事項説明書を作成するメリットが見当たらない等の意見あり） ［その他］ ・重要事項説明書については、事業者に対して予め、公開されることを了承してもらう必要がある ・年１回の提出を依頼しているが、未提出の施設がある ・踏み込んだ内容までチェックし切れておらず、ありのままのものとして公開することは可能であるものの、積極的な開示には課題がある

〈その他・共通事項〉

回答自治体	工夫点（苦慮している点）
都道府県 12 件 政令市 3 件 中核市 8 件	［苦慮している点］ ・情報開示一覧表及び重要事項説明書について、毎年度提出を求めているが、前年度からの変更事項の確認まではできていない（本来であれば変更事項の内容により変更届の提出有無の確認まで必要であると考える） ・平成 28 年 7 月 1 日時点の、各種資料の提出を再依頼しても提出されない施設がある。協力いただける施設と協力いただけない施設とバラツキが生じる ・有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当していると認識がない事業者がいる ・開示内容の変更にタイムラグが生じること ・施設によってサービス内容とその利用料及び料金設定が異なる（例：月額〇円、〇円/30 分　等）ため、一律の様式では記載が困難な場合がある（見る人が混乱する可能性がある。） ・市からの情報発信の場合は特に正確性が求められるものであるが、施設名等の基本的な情報以外の項目を市では確認し難く、また確認できていない、あくまで事業者からの情報を市の責任で公表することは、望ましくないと考える ・市民や入居を検討している方のニーズに見合うよう、毎年重要事項説明書や有料老人ホーム一覧について、項目等の見直しを行っている 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅を有料老人ホーム一体として取り扱っていくのは、業務の実態として課題も多い。（例えば、サービス付き高齢者向け住宅の重要事項説明書については、異なる様式を使用しており、ホームページでの公表等においても異なるページで行っている）

	・有料老人ホーム関係資料の作成にあたっては、届出受付・指導担当部署が地方機関である場合や、サービス付き高齢者向け住宅所管が建築担当部署であるなど、担当部署が複数にわたるため、異動（新規・廃止）の把握に時間を要し、速やかに対応しかねる現状がある。また、例年、情報開示一覧表や重要事項説明書の提出が遅い事業者がおり、とりまとめに時間を要している ・情報を管理するシステム（必要に応じて抽出等を行えるもの）を作成することが難しい ［事務負担］ ・事業者が提出する重要事項説明書や情報開示等一覧表には誤りが大変多く、修正作業に大変な労力を要している。また、毎月最新情報に更新しているが、その労力も大変である。ただし、県内の介護保険担当課や地域包括支援センター等からの評判はよい。公開を開始し毎月更新するようになり、当該ホームページのアクセス数は 2.5 倍となった ・有料老人ホームの届出数が年々増加しており、また、サービス付き高齢者向け住宅も平成 27 年度から対象となったことから、情報開示のための作業が非常に負担となっている ・現在、「情報開示一覧表」「重要事項説明書」は公開できていないが、県に対する提出について協力を得られていない施設がある。また、公開する場合は PDF のように一般の閲覧者が改変できない形での提供が必要と考えるが、提出されるデータにはエクセル等で作成されたものもあり、変換作業の負担が大きい ・有料老人ホームの届出等の所管は県、政令市、中核市に分かれているが、一覧表の作成は、県において政令市・中核市の情報を取りまとめのうえ、県ホームページに掲載している。近年、重要事項説明書及び情報開示等一覧表の公開はしていないが、施設に関する問合せや指導の際に活用しやすいように、電子化（PDF）し、課内で情報共有している。今年度から、重要事項説明書等をホームページで公開予定だが、有料老人ホーム数が非常に多く、提出された重要事項説明書等の内容を十分に確認できないことや、書類の電子化（PDF）などホームページ作成にかなりの時間を要することが課題 ・数が多く把握が難しい。また、特定を取得している事業所は提出すべき書類が多くなっており、漏れがないかの確認に時間がかかる

	［要望］ ・可能であれば、サービス付き高齢者向け住宅の情報公表システムの様に公表フォーマットの統一、専用ホームページの作成や情報登録・更新を事業者自らが行うシステムを全国一律で導入することが行政・消費者・事業者のいずれにとっても望ましいと考える ［その他］ ・情報開示等一覧表及び重要事項説明書について、県所管域の情報のみ掲載しているため、指定都市・中核市に所在する施設の情報についても掲載してほしいという県民からの要望が寄せられている ・本県では「有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホーム一覧とは別に作成している「サービス付き高齢者向け住宅一覧」で公開しているため、今後有料老人ホーム一覧に加えることになると、混乱を招く恐れがある ・未届け有料老人ホームに対しても「情報開示等一覧表」と「重要事項説明書」の提出を求めているが、未提出の施設が多い ・サービス付き高齢者向け住宅については現時点でいずれも掲載できていないが、住所地特例対象施設一覧とサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにより、必要情報は一定提供されているのではと感じる ・「情報開示等一覧表」と「重要事項説明書」の内容が不一致

II.　有料老人ホームに関する情報公開の方針等について

１．有料老人ホーム一覧・情報開示等一覧表・重要事項説明書の作成・公開体制

（１）外部委託の状況について

有料老人ホームに関する情報公開の外部委託（業務委託）状況については、「行っていない」が 99.1%、「無回答」が 0.9%であった。

図表2-1 有料老人ホームに関する住民（利用者）向け情報公開業務の外部委託状況

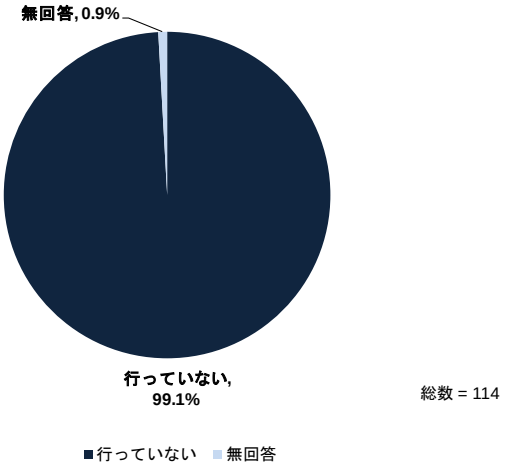

			有料老人ホームに関する情報公開業務の外部委託		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	114	0	113	1
		100.0	0.0	99.1	0.9
自治体種別	都道府県	43	0	43	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	政令市	18	0	18	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	中核市	44	0	44	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	その他権限移譲市	9	0	8	1
		100.0	0.0	88.9	11.1

（２）有料老人ホームに関する公開情報の利用状況について

有料老人ホームに関する公開情報の利用状況については、ホームページのアクセス数を「把握している」は 7.0%、「把握していない」は 86.0%、「無回答」は 7.0%であった。

図表2-2 ホームページアクセス数の把握状況

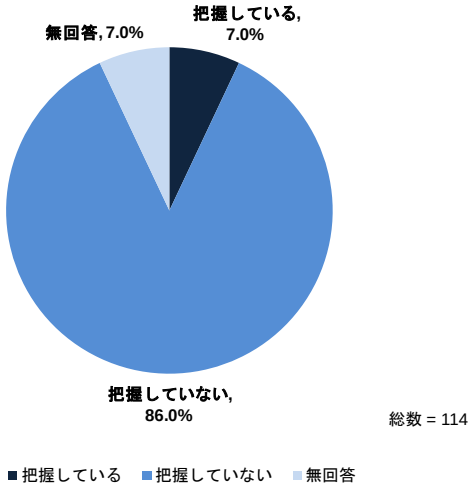

			ホームページアクセス数の把握状況		
		合計	把握している	把握していない	無回答
	全体	114	8	98	8
		100.0	7.0	86.0	7.0
自治体種別	都道府県	43	3	36	4
		100.0	7.0	83.7	9.3
	政令市	18	0	18	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	中核市	44	3	38	3
		100.0	6.8	86.4	6.8
	その他権限移譲市	9	2	6	1
		100.0	22.2	66.7	11.1

紙媒体の有料老人ホームに関する情報公開書類の利用件数については、「把握している」が 6.1%、「把握していない」72.8%、「無回答」は 21.1%であった。

図表2-3 紙媒体の情報公開書類の利用件数

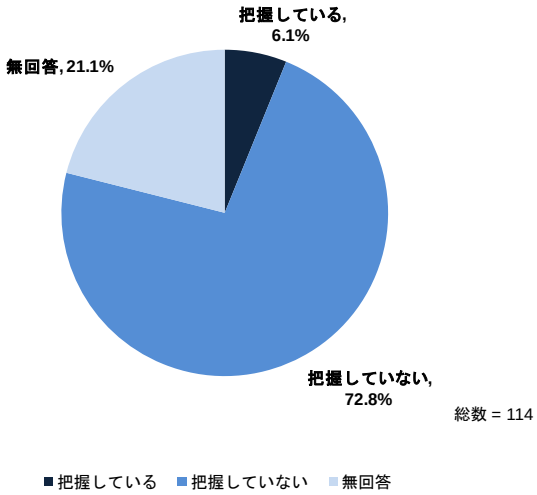

			紙媒体の情報公開書類の利用件数		
		合計	把握している	把握していない	無回答
	全体	114	7	83	24
		100.0	6.1	72.8	21.1
自治体種別	都道府県	43	3	29	11
		100.0	7.0	67.4	25.6
	政令市	18	1	14	3
		100.0	5.6	77.8	16.7
	中核市	44	3	35	6
		100.0	6.8	79.5	13.6
	その他権限移譲市	9	0	5	4
		100.0	0.0	55.6	44.4

（３）問い合わせ内容・問い合わせ者等のデータ整理・分析について

有料老人ホームに関する問い合わせ内容・問い合わせ者等について、データ整理・分析を「行っている」自治体は 7.9%、「行っていない」自治体は 89.5%、「無回答」は 2.6%であった。

図表2-4 問い合わせ内容・問い合わせ者等についてのデータ整理・分析の有無

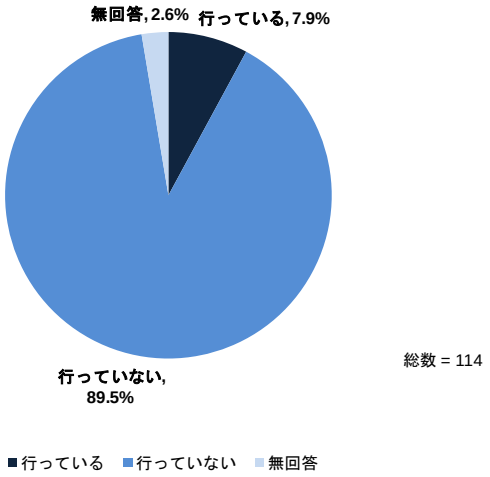

			問い合わせ内容・問い合わせ者等のデータ整理・分析の有無		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	114	9	102	3
		100.0	7.9	89.5	2.6
自治体種別	都道府県	43	1	41	1
		100.0	2.3	95.3	2.3
	政令市	18	2	16	0
		100.0	11.1	88.9	0.0
	中核市	44	4	39	1
		100.0	9.1	88.6	2.3
	その他権限移譲市	9	2	6	1
		100.0	22.2	66.7	11.1

２．消費者向け情報公開に係る意向

（１）重要事項説明書・情報開示等一覧表の情報公開について

①重要事項説明書について

「現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能」が40.4%と最も多く、次いで「紙媒体として公開することは困難」が 18.4%、「ホームページにて公開することは困難」が 17.5%であった。「すでに、紙媒体及びホームページで公開している」自治体が 15.8%、「現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定」が 9.6%、「無回答」が 3.5%であった。

図表2-5 重要事項説明書の公開について（複数回答）

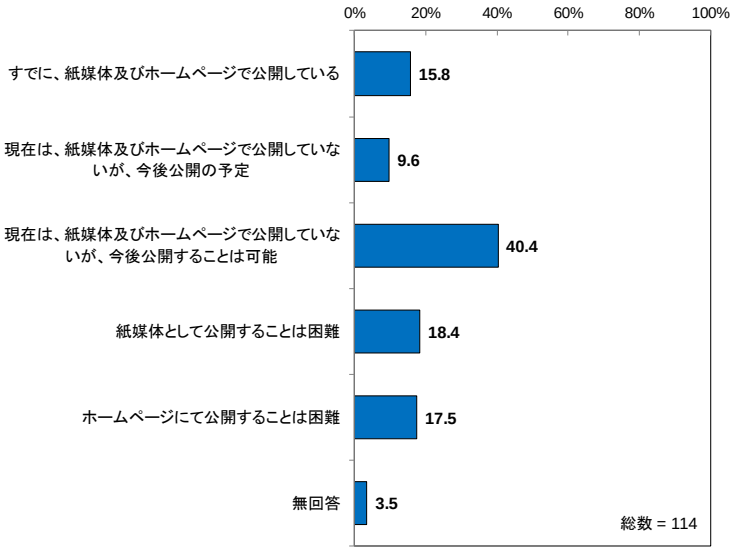

			「重要事項説明書」の公開について（複数回答）					
		合計	すでに、紙媒体及びホームページで公開している	現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定	現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能	紙媒体として公開することは困難	ホームページにて公開することは困難	無回答
	全体	114	18	11	46	21	20	4
		100.0	15.8	9.6	40.4	18.4	17.5	3.5
自治体種別	都道府県	43	6	5	18	8	9	1
		100.0	14.0	11.6	41.9	18.6	20.9	2.3
	政令市	18	3	1	5	4	4	1
		100.0	16.7	5.6	27.8	22.2	22.2	5.6
	中核市	44	6	5	20	7	6	1
		100.0	13.6	11.4	45.5	15.9	13.6	2.3
	その他権限移譲市	9	3	0	3	2	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	22.2	11.1	11.1

１）公表するために必要な支援や協力について（公表が困難と回答した自治体のみ）

「その他（自由記述）」が 54.3%と最も多く、次いで「ホームページ作成・支援」が 28.6%、「雛形の提供」・「一般的な情報公開手法についての研修」がともに 14.3%、「無回答」が 11.4%であった。

図表2-6 重要事項説明書を公開するために必要な支援・協力（複数回答）

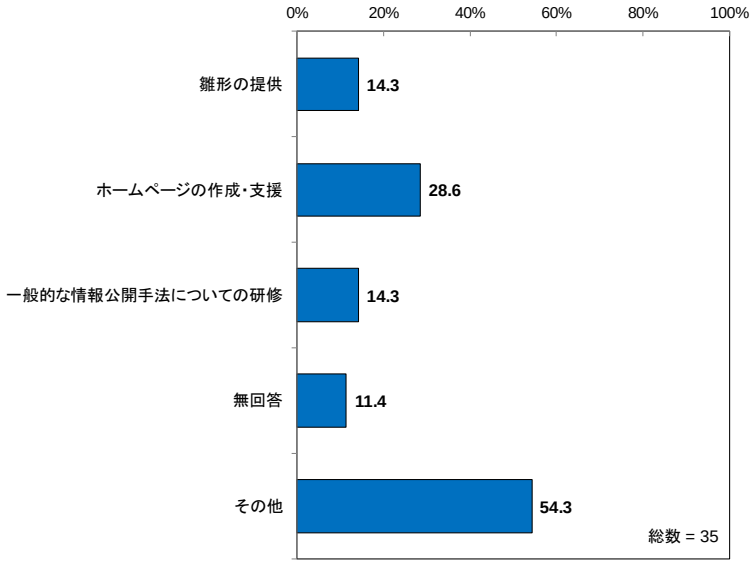

			「重要事項説明書」を公表するために必要な支援・協力（複数回答）				
		合計	雛形の提供	ホームページの作成・支援	一般的な情報公開手法についての研修	その他	無回答
	全体	35	5	10	5	19	4
		100.0	14.3	28.6	14.3	54.3	11.4
自治体種別	都道府県	13	2	3	1	9	1
		100.0	15.4	23.1	7.7	69.2	7.7
	政令市	8	2	3	3	1	2
		100.0	25.0	37.5	37.5	12.5	25.0
	中核市	12	1	4	1	7	1
		100.0	8.3	33.3	8.3	58.3	8.3
	その他権限移譲市	2	0	0	0	2	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

②情報開示等一覧表について

「現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能」が38.6%と最も多く、次いで「すでに、紙媒体及びホームページで公開している」が31.6%、「紙媒体として公開することは困難」が11.4%、「現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定」・「ホームページにて公開することは困難」がともに8.8%、「無回答」が4.4%であった。

図表2-7 情報開示等一覧表の公開について（複数回答）

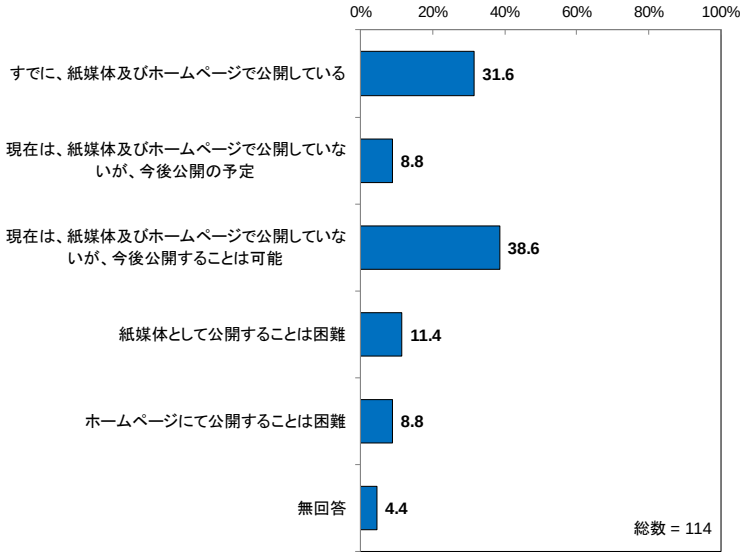

			「情報開示等一覧表」の公開について（複数回答）					
		合計	すでに、紙媒体及びホームページで公開している	現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定	現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能	紙媒体として公開することは困難	ホームページにて公開することは困難	無回答
	全体	114	36	10	44	13	10	5
		100.0	31.6	8.8	38.6	11.4	8.8	4.4
自治体種別	都道府県	43	11	6	18	5	4	1
		100.0	25.6	14.0	41.9	11.6	9.3	2.3
	政令市	18	9	1	5	3	1	0
		100.0	50.0	5.6	27.8	16.7	5.6	0.0
	中核市	44	14	3	16	4	5	3
		100.0	31.8	6.8	36.4	9.1	11.4	6.8
	その他権限移譲市	9	2	0	5	1	0	1
		100.0	22.2	0.0	55.6	11.1	0.0	11.1

１）公表するために必要な支援や協力について（公表が困難と回答した自治体のみ）

「その他（自由記述）」が 63.2%と最も多く、次いで「ホームページの作成・支援」が 26.3%、「雛形の提供」・「一般的な情報公開手法についての研修」がともに 15.8%、「無回答」が 5.3%であった。

図表2-8 情報開示等一覧表を公表するために必要な支援・協力（複数回答）

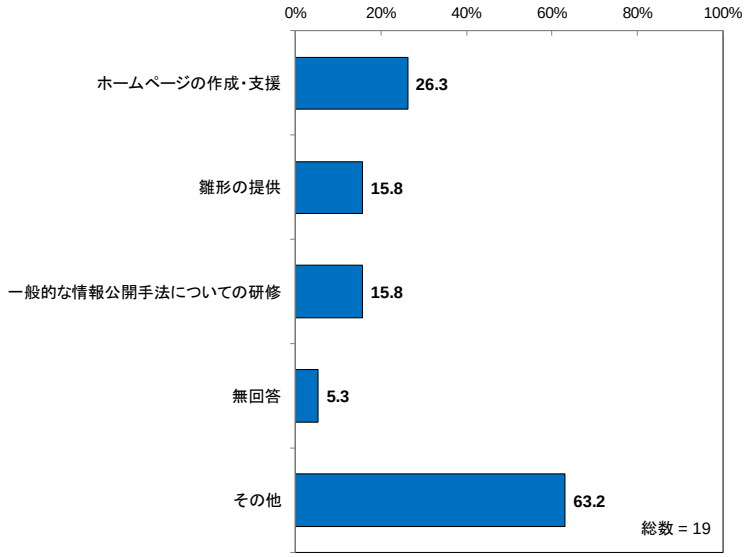

			「情報開示等一覧表」を公表するために必要な支援・協力（複数回答）				
		合計	雛形の提供	ホームページの作成・支援	一般的な情報公開手法についての研修	その他	無回答
	全体	19	3	5	3	12	1
		100.0	15.8	26.3	15.8	63.2	5.3
自治体種別	都道府県	7	1	2	1	5	0
		100.0	14.3	28.6	14.3	71.4	0.0
	政令市	3	0	0	1	1	1
		100.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3
	中核市	8	2	3	1	5	0
		100.0	25.0	37.5	12.5	62.5	0.0
	その他権限移譲市	1	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

■　重要事項説明書・情報開示等一覧表の公表支援について（両書類共通：自由記述）

重要事項説明書及び情報開示等一覧表を紙媒体もしくはホームページで公表することが困難と回答した自治体のうち、どのような支援・協力があれば、公表が可能になるかという問いに対しては、「雛形の提供」・「ホームページの作成・支援」・「一般的な情報公開手法についての研修」以外の選択肢である、「その他」を選択した自治体が最も多い結果となった（重要事項説明書：54.3%、情報開示等一覧表 63.2%）。その他自由記述の内容は、以下のとおりである。

<必要な支援・協力（自由記述）>

回答自治体	その他内容
都道府県 11 件 政令市 2 件 中核市 7 件 その他権限 移譲市 2 件	［公表は困難（必要ない）］ ・重要事項説明書は施設ごとに作成されているため件数が多く、紙媒体を配布用に全施設分用意することは困難であると考えている ・ホームページ上では公開しているため、紙媒体での提供は想定していない。最新の情報であれば施設に直接問い合わせするよう案内している ・現在ホームページにて公開しており、最新の内容をダウンロードできる。変更や申請があるたびに紙媒体を送付すると費用がかかるうえ、県民の方から「紙媒体で設置してほしい」といった要望を受けていないため、紙媒体での設置は考えていない ・複数施設の重要事項説明書を毎年公開、更新することは、業務量が膨大になると思われる。また、県への問い合わせとしては、情報公開等一覧で十分対応でき、重要事項説明書まで求めている場合が少ないことから、必要性が薄いと思われる。（重要事項説明書は、施設見学の際に施設から説明を受けながら、交付されるのが望ましいと考える） ・本市においては平成 25 年より権限移譲を行っているが、家族や消費者等から利用に関する問い合わせはないため、特段紙媒体等で公開することに疑問を感じる。むしろ、保険者（原課）の方が、家族からの問い合わせがあると考える ・施設数が多いため、ホームページ上で施設ごとの公開は難しい。要点を絞って各施設の情報を 1 つの表にまとめたものであれば公開可能 ・内容変更に対して、変更届の提出不備により、随時更新に対応できない可能性があるため、公開は困難である ・内容の問い合わせに対応できないため、自治体で公開するより、事業所において公開するべき ・公開予定の情報開示等一覧表で、入居希望者は、自身のニーズに合う施設をある程度、絞り込める。また、重要事項説明書については、入居希

	望者が施設に直接内容を確認し、理解したうえで、入手するものと考えるため ［人員体制］ ・重要事項説明書：審査・整備にかかる人員の配置 情報開示等一覧表：作成にかかる人員の配置 ［その他］ ・とりまとめ作業、データ化、公開に対する紙媒体の作成・支援 ・各施設で入力し、地方自治体で確認するシステムの構築 ・事業者に公表する旨の通知が必要（反対されたホームは掲載しないことも考える必要がある） ・紙媒体については、原則公開していないが、インターネットが使える環境にない人には例外的に紙媒体で送付している ・公開する場合は、ホームページによるものになると考えている ・紙媒体での公開について必要性等を含めて検討する ・不明

（２）有料老人ホーム一覧の情報公開について
（「別紙 A」を公表するとした場合に必要な支援・協力）

「雛形の提供」が 60.5%と最も多く、次いで「ホームページの作成・支援」が 31.6%、「その他」が 24.6%、「一般的な情報公開手法についての研修」が 13.2%、「無回答」が 7.0%であった。

図表2-9 有料老人ホーム一覧「別紙A」を公表するために必要な支援や協力内容（複数回答）

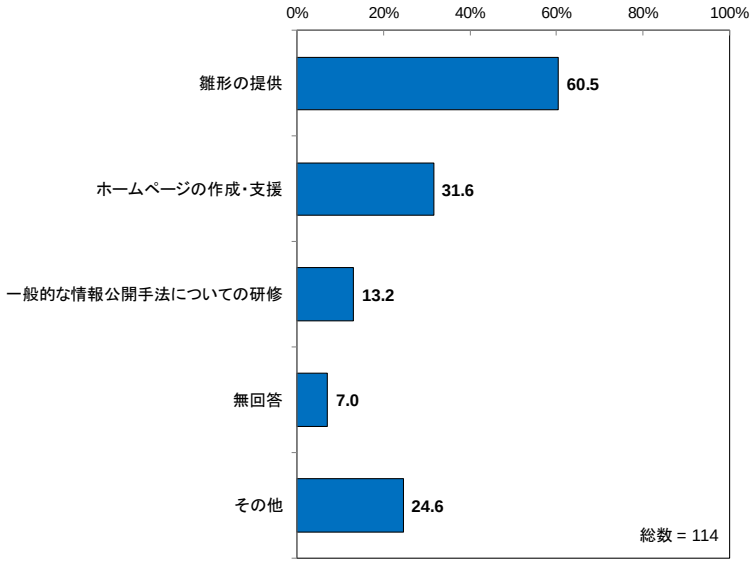

			有料老人ホーム一覧「別紙A」を公表するために必要な支援・協力（複数回答）				
		合計	雛形の提供	ホームページの作成・支援	一般的な情報公開手法についての研修	その他	無回答
	全体	114	69	36	15	28	8
		100.0	60.5	31.6	13.2	24.6	7.0
自治体種別	都道府県	43	27	17	4	12	2
		100.0	62.8	39.5	9.3	27.9	4.7
	政令市	18	9	7	3	4	2
		100.0	50.0	38.9	16.7	22.2	11.1
	中核市	44	28	12	8	10	2
		100.0	63.6	27.3	18.2	22.7	4.5
	その他権限移譲市	9	5	0	0	2	2
		100.0	55.6	0.0	0.0	22.2	22.2

なお、「その他」（24.6%）の内容は以下のとおりである。

意見種別	主な意見
事務支援	回答：都道府県 3 件・中核市 2 件
	・入力業務・データ化支援 ・無料での作成代行 ・別紙 A のような一覧表の作成・整備に必要な人員の配置 ・更新頻度によるが、全ての施設を必ず更新させるとなると、督促等の対応が必要であるが、督促に係る協力・支援体制については想定できない
類似書類の活用	回答：都道府県 1 件・政令市 1 件・中核市 2 件
	・一覧になっているのが理想的ではあるが、一覧表に落とし込む作業量が膨大になるので、事業者から提出された情報開示等一覧表をそのまま提供することで対応できないか ・そもそも未作成であり、また、情報開示等一覧表を代替資料として公開 ・別紙 A の項目は情報開示等一覧表にて公開済み ・既に有料老人ホーム一覧（住所地特例施設に限る）の他に、消費者の利便性を考え、有料老人ホームを含む高齢者施設の一覧を作成している。一覧の種類がさらに増えることは望ましくないと考える
事務負担 （人員体制）	回答：都道府県 1 件・政令市 2 件
	・現在、自治体の工夫により各一覧を作成している状況であり、さらに別紙 A を作成するとなった場合、複数の種類の一覧を作成、管理、公表していく事務にかなりの労力がかかることが考えられる ・人員不足のため、技術の提供等のみでの解決は困難 ・更新の頻度により負担が大きい
別紙 A 案関係	回答：都道府県 2 件・中核市 1 件
	・当県ではサービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームを分けて一覧を作成していることに加え、未届け有料老人ホームを公開していないため「別紙 A」での公開は難しい ・月額利用料が介護度や部屋によって違っている場合、場合分けが必要となり記載が難しい。詳細については重要事項説明書等を確認及び事業所へ直接確認して頂いた方が誤解の恐れが少ないと考えられる ・改善命令が文書指導なのか口頭指導でも改善命令とするのか、一定の指標が必要

システム導入	回答：都道府県１件・中核市１件
	・サービス付き高齢者向け住宅にあるような全国統一的な情報提供システムに事業者が自ら入力する仕組みの導入 ・施設数が多く、自治体がホームページを管理・作成・更新していくのは人員的に難しい。サービス付き高齢者向け住宅のように、国のシステムに事業者が直接入力していくようなシステムであれば可能かもしれない
サービス付き高齢者向け住宅関係	回答：中核市１件・その他権限移譲市１件
	・サービス付き高齢者向け住宅に関する情報の共有・提供 ・サービス付き高齢者向け住宅への周知及び啓発
提案	回答：都道府県１件・政令市１件
	・事業者が入力する形式のサービス付き高齢者向け住宅登録システムと同様・類似のシステム（別添「有料老人ホーム一覧表（案）」の内容を盛り込んだもの）を、国もしくは全国有料老人ホーム協会で作成いただくことで、当該自治体だけではなく、全国の有料老人ホームの情報を検索することが可能となり、消費者の利便性が向上すると考えられる ・厚労省から住所地特例一覧の様式例が示されているので、そちらと統合するような様式で全国的に統一してはどうか。（一つの一覧を見れば、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム該当サービス付き高齢者向け住宅・住所地特例の該当有無、各ホームの情報がわかるようなもの）
その他	回答：都道府県２件・中核市２件・その他権限移譲市１件
	・内容変更に対して、変更届の提出不備により、随時更新に対応できない可能性があるため、公開は困難である ・都道府県や他市が公開するのであれば可能 ・公開内容について検討中 ・不明（不要）

１）「別紙 A」前払金・月額利用料の表示に関する意見

「別紙 A」有料老人ホーム一覧に前払金・月額利用料を表示しようとした場合、困難と想定される点として挙げられた意見は以下のとおりである。（主な意見抜粋）

<困難と想定される点（自由記述）>

意見種別	主な意見
利用料金	回答：都道府県 9 件、政令市 3 件、中核市 10 件、その他権限移譲市 4 件
	・多様な利用料パターンを設定している有料老人ホームについて、全ての料金パターンをどのように表記すべきか、という点 ・欄に限りがあるため、複雑な料金体系の施設などは記載しきれないのではないか。敷金・一時金などの区分欄が必要 ・前払金・月額利用料は非常に重要な情報のため、誤りが起きると事業者、消費者の苦情になるケースがあるため ・前払金と敷金が同じものと考えている事業者及び入居者がいるため前払金の中に敷金が含まれていると誤解される可能性がある ・自治体の人的・金銭的負担 ・前払金を「なし」記載することで、敷金についても「なし」と解釈してしまう可能性がある。また、月額利用について介護度や部屋によって異なる際、場合分けが必要となり記載が難しい ・以前の重要事項説明書は利用料の最低額と最高額を読み取ることができたが、現在の重要事項説明書からは読み取ることができないため、正しい料金帯を表示するのが難しいと思われる ・本市においては、前払金を徴収している施設がない。しかし、敷金を徴収している施設があるため、その記載方法 ・サービス内容や設備の詳細な記載がない中で、金額のみ記載することが消費者にとって施設選択に資する情報となるのか疑問である ・表示については特に問題ないが、前払金・月額利用料の内訳が記載されていた方が理解しやすいと考える ・「別紙 A」の前払金とは入居一時金、敷金、事務手数料の 3 つを意味していると思うが、それぞれの性質により退去時に返ってくるものもあれば、事務手数料のように返ってこないものもあるため、細かく表示する必要があると感じる。月額利用料についても、〇～〇万円という表示では結局いくらかかるのかが不明確である ・前払い金を受領している施設が本市にはない。なお、月額利用料については、既に表示している

事務負担	回答：都道府県 6 件、政令市 3 件、中核市 3 件
	・情報更新時期を年 1 回（定期報告時の情報）と決めれば可能だが、随時・月 1 回等となると、確認事務に労力がかかることが想定される ・多様な料金設定をしている場合、問合せ対応に時間を要することが懸念される ・情報開示一覧表に記載されている事項のため、情報開示については問題ないが、他の有料老人ホーム関係資料との整合性を確保するのに時間を要する ・作成にあてる人員の余裕が無く、その作業を委託するにも予算が無い ・事業者数が膨大のため、自治体での情報収集及び管理等が困難。「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のような、事業者が直接入力するシステムが必要だと思われる
情報の正確性	回答：都道府県 5 件、政令市 2 件、中核市 3 件
	・施設からの変更届が、変更があった都度、確実に提出されるとは言えないため、実情と異なる情報を表示することになりかねない ・提出に協力を得られていない施設の取扱い ・行政が、一覧として作成し公表する以上は、他の施設と正確な比較ができることが重要であり、齟齬を生ずることのないよう項目を精査する必要があると思うので、「家賃〇円」という具体的な表示の方が良いと思われる ・金額の根拠となるサービス内容等について、重要事項説明書等の変更に対応して更新する必要があるが、変更届の提出の遅れにより随時更新に対応できない可能性があるため、前払金、月額利用料を公開することは難しいと考えている ・料金に変更が生じた際、更新のタイミングまで変更ができない点 ・変更があった場合の、更新の頻度について検討する必要がある
ホームページ関係	回答：都道府県 1 件、政令市 1 件、中核市 2 件
	・ホームページ作成 ・ホームページは音声読み上げソフトや音声ブラウザを利用しているケースがあるため、表内の記載方法に制限があり、同様の記載は不可能。ホームページに掲載する際に外部リンクをなくし、PDF データとして掲載をすることは可能 ・有料老人ホーム一覧は、PDF ファイルで作成し、市ホームページにアップロードしているが、そのファイルにリンクを貼りつけることができない可能性が高い

類似書類との関係	回答：都道府県 1 件、政令市 1 件
	・情報開示等一覧表に表示したほうが効率的と思われる ・情報開示等一覧表にて公開済 ・類似の公開資料が複数とならないよう、既存の公開資料との統合等も含めて検討していただきたい
その他	回答：都道府県 4 件、中核市 4 件
	・情報開示等一覧表の項目と重複する項目が多く、一覧化する必要性、併せて情報開示一覧表を別途作成する意義が不明。また、情報量が多くなりすぎることで、入居希望者にとって逆に分かりにくくなる可能性がある。各項目の注釈を入れているが、欄外の注釈は細かく、入居希望者が十分に理解できるか不明である。また、文字が小さくなること、未届ホームの情報提供することにも疑義がある。 改善命令の有無については、老人福祉法による行政指導を指すのか、行政指導以外で指導を行ったケースも含めるのか不明。また、複数施設を持つ同一事業者に対して、指導した場合は、全ての施設が改善命令「有」になるのか ・未届有料老人ホームについては「別紙 A」に表示されているような情報を把握することは困難だと思われるため、未届有料老人ホームについては一覧の対象から除いたほうが良いと思われる ・一覧において、内容をすべて表示させることは困難 ・消費者が一目見てわかりやすい表示が必要だと思う。例えば、「前払金の保全措置」や「改善命令」など文言が難しくてわからないのでは ・現在ホームページで公表している一覧は他の福祉施設と同様の様式（項目）で作成しているため、「別紙 A」のような一覧を表示する場合には、新たなページを設ける必要がある

（３）管内有料老人ホームの設置場所を確認できる地図などのサービス提供有無

自治体管内の有料老人ホームの設置場所を確認できる地図などのサービス提供有無について、「行っている」が 5.3%、「行っていない」が 93.0%、「無回答」が 1.8%であった。

図表2-10 管内有料老人ホームの設置場所を確認できる地図などのサービス提供有無

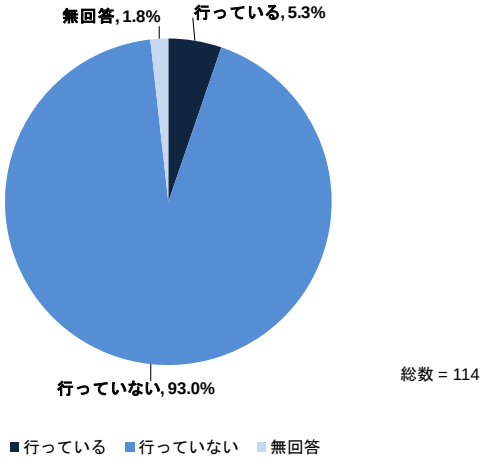

			管内有料老人ホームの設置場所を確認できる地図などのサービス提供有無		
		合計	行っている	行っていない	無回答
	全体	114	6	106	2
		100.0	5.3	93.0	1.8
自治体種別	都道府県	43	1	42	0
		100.0	2.3	97.7	0.0
	政令市	18	3	14	1
		100.0	16.7	77.8	5.6
	中核市	44	1	43	0
		100.0	2.3	97.7	0.0
	その他権限移譲市	9	1	7	1
		100.0	11.1	77.8	11.1

なお、「行っている」（5.3%）で挙げられた、具体的なサービス内容は、以下のとおりである。

（具体的なサービス内容）

- ホームページに掲載している地図情報に、高齢者の保健福祉施設として、特別養護老人ホーム等とともに掲載
- 市（県）ホームページにて情報提供
- 一部（介護付き有料老人ホーム）情報のみ提供
- ホームページに掲載している施設一覧表に地図サイトへのリンクを設けている

（4）全国有料老人ホーム協会への連絡等の協力について

全国有料老人ホーム協会ホームページにリンクページを作成した場合、自治体の有料老人ホーム関連のホームページアドレスの提供や、アドレス変更時の連絡等について、「協力できる」が 86.8%、「どちらともいえない」が 11.4%、「無回答」は 1.8%であった。「協力できない」と回答した自治体は無かった。

図表2-11 全国有料老人ホーム協会への連絡等の協力可否

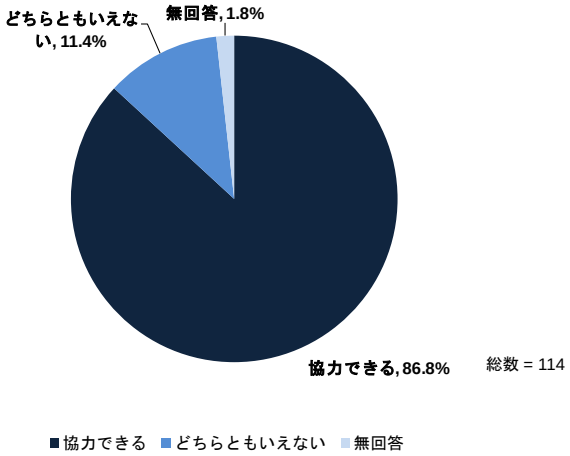

			全国有料老人ホーム協会への連絡等の協力可否			
		合計	協力できる	協力できない	どちらともいえない	無回答
	全体	114	99	0	13	2
		100.0	86.8	0.0	11.4	1.8
自治体種別	都道府県	43	40	0	3	0
		100.0	93.0	0.0	7.0	0.0
	政令市	18	17	0	1	0
		100.0	94.4	0.0	5.6	0.0
	中核市	44	38	0	6	0
		100.0	86.4	0.0	13.6	0.0
	その他権限移譲市	9	4	0	3	2
		100.0	44.4	0.0	33.3	22.2

「協力できる」（86.8%）と回答した自治体から挙げられた、実際に協力を依頼した場合に想定される課題は以下のとおりである。

〈協力できると回答した自治体〉

回答自治体	想定される課題
政令市 4 件 中核市 4 件 その他権限 移譲市 1 件	・有料老人ホーム一覧の「アップロードしたファイルの URL 名」の提供は困難。有料老人ホームのメインページの URL を変更することは殆ど無いと思われるが、人事異動等により連絡の引継ぎが途絶えることが想定されるため、年 1 回の照会等を全国有料老人ホーム協会から行っていただきたい ・ホームページアドレスの変更連絡を失念した場合の取扱い ・住宅型有料老人ホームのアドレスを管理していない ・有料老人ホームのページと高齢者施設のページがあり、リンク先が複数ある ・自治体の人的・金銭的負担（協力）は難しい ・市ホームページ内の情報であれば可（個々の施設のホームページに関する情報は把握しきれていないため困難） ・市町村ホームページに直接リンクを貼るより、全国有料老人ホーム協会ホームページ→都道府県ホームページ→市町村ホームページという流れで、リンクを流した方が消費者の利便性が高まると思われる ・自治体ごとに水準が違うため、運用に課題がある

なお、「どちらともいえない」（11.4%）と回答した自治体の回答理由は以下のとおりである。

〈どちらともいえないと回答した自治体〉

回答自治体	回答理由
都道府県 3 件 政令市 1 件 中核市 4 件 その他権限 移譲市 3 件	・当市の場合、施設によって公開可能な内容に差が出ているため、ホームページでは最低限の内容のみの公開になっている。協力することに関しては問題ないが、他の自治体の公開内容との間に温度差が生じてしまうのではないかとの懸念がある ・現在の公開内容で把握できていると考えている ・市内に有料老人ホーム協会に加盟している施設が少ないため ・都道府県内の自治体で方向性を統一したいため ・権限移譲事務であるため、権限移譲を受けている他市との整合性が必要なため ・既に有料老人ホーム一覧と同等内容のものを市のホームページで公開しているから ・通常の運営指導への支障及び必要性等を勘案して対応していきたいと考えている ・施設数が多く、幅広く管理が困難と思われるため ・現行の有料老人ホーム等一覧表に係るリンクは可能 ・検討が必要

調査票

■貴自治体・ご回答部署等について、ご記入ください。

自治体名	
部署名	
連絡先	電話　　ファックス E-mail
回答者名・役職	お名前　　役職
(参考)サービス付き高齢者向け住宅ご担当部署名	

■本調査の対象・範囲

下記の①～④は、現在、自治体が公開する有料老人ホーム関連の書類について、住民（利用者*）の入居検討プロセスに即して整理をしたものです。

＊本調査では、以下有料老人ホームの情報を入手しようとする方々をいいます。

このうち、今回調査では、書類①を除き、②～④までの各書類を調査の対象とします。

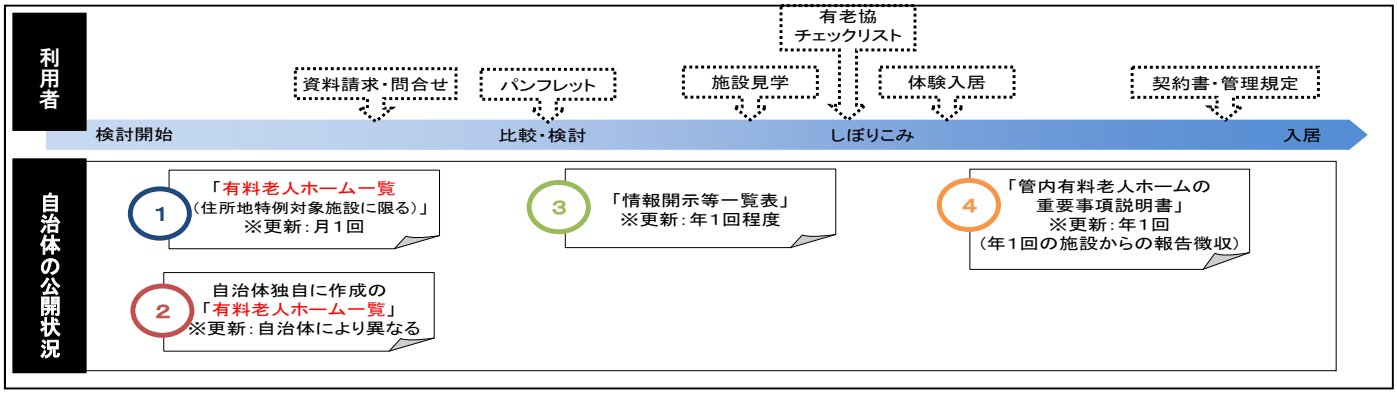

① 有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設に限る）
→H27.2.27 付「有料老人ホーム一覧の作成・公開及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」〔老介発 0226 第 2 号、老高発 0226 第 2 号、国住心第 188 号〕により求められる書類

② 有料老人ホーム一覧
→①以外の、自治体が独自に作成している有料老人ホーム一覧

③ 情報開示等一覧表
→「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(老高発 0730 第 1 号、平成 27 年 7 月 3 0 日)で示された様式

④ 重要事項説明書

本調査の各問いにおける「公開」とは、「閲覧および交付」の意味とします。

■回答方法

選択肢の回答は、該当する「□」にチェック（レ点）をしてください。

Ⅰ　貴自治体における有料老人ホームに関する情報の作成・公開等の現状について

Ｑ１　「有料老人ホーム一覧」について
貴自治体においては、２ページの②のような自治体独自の「有料老人ホーム一覧」を作成していますか。

□ 作成している　　□ 作成していない

（1）（2）（3）にご回答ください

作成していない理由

⇒4 ページ「Ｑ２」へ

□ 住所地特例適用施設一覧で代替しているため
□ 情報公開の書類が多く、利用者にとってはかえって煩雑であるため
□ 一覧表レベルであれば、民間の紹介情報が多数存在するため
□ 作成にかかる手間が大きいため
□ その他（具体的にご記入ください）

（１）この「有料老人ホーム一覧」には、以下に該当するホームが含まれていますか。含まれているものすべてをご選択ください。

□ 地域密着型の有料老人ホーム
□ サービス付き高齢者向け住宅で、有料老人ホームに該当するホーム
□ 未届の有料老人ホーム

（２）「有料老人ホーム一覧」をどのような方法で公開していますか。①～③のうち、該当するものすべてを選択の上、それぞれの問いにご回答ください。

□ ①紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している
→「有料老人ホーム一覧」の掲載項目がわかるページ（1ページで可）を添付してください。

SQ１　「有料老人ホーム一覧」の紙を、次のどの場所で公開していますか。該当するものすべてを選択してください。

□ 担当課　　□ 担当課以外の関連部局　　□ 福祉事務所
□ 地域包括支援センター　　□ 消費生活センター・相談窓口等
□ その他（具体的にご記入ください）

SQ２　紙媒体の公開場所について、住民（利用者）への周知を行っていますか。

□ 行っている　　□ 行っていない

→どのような方法で周知していますか

□ **②自治体等のホームページで公開している**

→ホームページアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）権限移譲された市町村で、公開情報が都道府県のホームページに掲載されている場合は、掲載されている都道府県のホームページアドレスをご記入ください。

□ **③公開していない**　**⇒下記「Ｑ２」へ**

→公開していない理由

（３）「有料老人ホーム一覧」を公開していると回答された自治体にお聞きします。

①公開している「有料老人ホーム一覧」の定期更新の頻度はどれくらいですか。該当するものを選択の上、具体的な更新月をご記入ください。

□ 年１回更新（更新月：＿＿＿月）　　□ 年に複数回更新（＿＿＿ヶ月毎）

②事業者から変更届を受理したときは、どの時点で更新しますか。

□ 次の更新月を待って更新　　□ その都度速やかに更新

Ｑ２　「情報開示等一覧表」について
管内有料老人ホームの「情報開示等一覧表」を作成していますか。

□ 作成している

（1）～（5）にご回答ください

□ 作成していない

⇒6 ページ「(5)」へ

作成していない理由

□ 国の通知で示されていることを認識していなかったため
□ 重要事項説明書の内容と重なるため
□「有料老人ホーム一覧」等、他の類似資料として別途作成しているため
□ 作成にかかる手間が大きいため
□ その他（具体的にご記入ください）

（１）「情報開示等一覧表」の作成について、該当するものを選択してください。

□ 自治体が作成　　□ 個々の事業者が作成（記入）

→ **SQ　事業者が作成した「情報開示等一覧表」の記載内容について、事業者に修正を求めたことがありますか。**

□ 求めたことがある　　□ 求めたことはない

（２）作成している「情報開示等一覧表」の項目には、「サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無」が記載されていますか。

□ 記載されている　□ 記載されていない

SQ　貴自治体に所在する有料老人ホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているホーム数の割合を把握されていますか。

□ 把握している（約＿＿＿＿＿%）　　□ 把握していない

（３）「情報開示等一覧表」をどのような方法で公開していますか。①～③のうち、該当するものすべてを選択の上、それぞれの問いにご回答ください。

□ ①紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している

→「情報開示等一覧表」の雛形もしくは掲載項目がわかるページ（1ページで可）を添付してください。

SQ１　「情報開示等一覧表」を、次のどの場所で公開していますか。該当するものすべてを選択してください。

□ 担当課　　□ 担当課以外の関連部局　　□ 福祉事務所

□ 地域包括支援センター　　□ 消費生活センター・相談窓口等

□ その他（具体的にご記入ください）

SQ２　紙媒体の公開場所について、住民（利用者）への周知を行っていますか。

□ 行っている　　□ 行っていない

→どのような方法で周知していますか

□ **②自治体等のホームページで公開している**

→ホームページアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）権限移譲された市町村で、公開情報が都道府県のホームページに掲載されている場合は、掲載されている都道府県のホームページアドレスをご記入ください。

□ **③公開していない**　**⇒下記「(5)」へ**

→ 公開していない理由

（４）「情報開示等一覧表」を公開していると回答された自治体にお聞きします。

①公開している「情報開示等一覧表」の定期更新の頻度はどれくらいですか。該当するものを選択の上、具体的な更新月をご記入ください。

□ 年１回更新（更新月：＿＿＿月）　□ 年に複数回更新（＿＿＿ヶ月毎）

②事業者から変更届を受理したときは、どの時点で更新しますか。

□ 次の更新月を待って更新　□ その都度速やかに更新

（５）【全員の方】「情報開示等一覧表」に、追加もしくは削除したほうがよいと思う項目があれば、その内容及び理由をご記入ください。

Ｑ３　「重要事項説明書」について
管内有料老人ホームの「重要事項説明書」の情報管理・公開についてお聞きします。

（１）事業者から「重要事項説明書」の提出を求める際の方法(媒体)で、該当するものを選択してください。

□ 紙媒体による提出　□ 電子媒体による提出

□ 紙媒体及び電子媒体どちらでも提出可

（２） 提出された「重要事項説明書」の取り扱いについてお聞きします。

① 重要事項説明書のどの部分を重点的にチェックしていますか。

具体的にご記入ください

②チェックした結果、事業者に修正を求めたことがありますか。

□ 修正を求めたことがある　　□ 修正を求めたことはない

（３）「重要事項説明書」をどのような方法で公開していますか。①～③のうち、該当するものすべてを選択の上、それぞれの問いにご回答ください。

□ **①紙媒体で公開（窓口で閲覧、あるいはコピーして配布等）している**

→「重要事項説明書」の雛形を添付してください。

SQ１　「重要事項説明書」を、次のどの場所で公開していますか。該当するものすべてを選択してください。

□ 担当課　□ 担当課以外の関連部局　□ 福祉事務所

□ 地域包括支援センター　□ 消費生活センター・相談窓口等

□ その他（具体的にご記入ください）

SQ２　紙媒体の公開場所について、住民（利用者）への周知を行っていますか。

□ 行っている　□ 行っていない

→どのような方法で周知していますか

□ **②自治体等のホームページで公開している**

→ホームページアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）権限移譲された市町村で、公開情報が都道府県のホームページに掲載されている場合は、掲載されている都道府県のホームページアドレスをご記入ください。

□ **③公開していない**　⇒8 ページ「Ｑ４」へ

→公開していない理由

（４）「重要事項説明書」を公開していると回答された自治体にお聞きします。

①公開している「重要事項説明書」の定期更新の頻度はどれくらいですか。該当するものを選択し、具体的な更新月をご記入ください。

☐ 年１回更新（更新月:＿＿＿月）　　☐ 年に複数回更新（＿＿＿ヶ月毎）

②事業者から変更届を受理したときは、どの時点で更新しますか。

☐ 定期更新月を待って更新　　☐ その都度速やかに更新

③更新時に、事業者から「重要事項説明書」の提出がないとき、公開はどのようにされていますか。該当するものを選択してください。

☐ 提出がない事業者については公開しない　☐ 従来の提出資料を引き続き公開する

☐ その他（具体的にご記入ください）

Ｑ４　上記、「Q1 有料老人ホーム一覧」「Q2 情報開示等一覧表」「Ｑ３重要事項説明書」の作成や公開のための工夫点や現在困っている点等があればご記入ください。

Ⅱ　有料老人ホームに関する情報公開の方針等について

Ｑ５　貴自治体における、「Q1 有料老人ホーム一覧」「Q2 情報開示等一覧表」「Ｑ３重要事項説明書」の作成や公開等に関わる体制についてお聞きします。

（１）前記「Q1」から「Q3」で質問した事項に係る年間業務量はどの程度でしょうか。おおよその見当で結構ですのでご記入ください。

①「Q1」～「Q3」に係る業務に携わる職員数（職員数には非常勤職員を含みます）

＿＿＿＿名（うち専任＿＿名）

例示　職員２名が、他の業務と兼務しながら、有料老人ホームの情報公開を担当している場合　＿＿2名（うち専任 0 名）

②年間総業務量　約＿＿＿＿人・日

（２）有料老人ホームに関する住民（利用者）向けの情報を公開するため、外部委託（業務委託）(＊)を行っていますか。「行っている」場合は、具体的な内容をご記入ください。　＊ここでは、非常勤職員等個人の雇用は含まず、組織への委託を指します。

□ 行っている　　□ 行っていない

（３）Q1～Q3であげた有料老人ホームに関する情報公開の利用状況を把握していますか。把握している場合は、平成27年度の実績（おおよその件数で構いません）をご記入ください。

①ホームページのアクセス数　□ 把握している（年間＿＿＿件）　□ 把握していない

②紙媒体の利用件数　□ 把握している（年間＿＿＿件）　□ 把握していない

（４）有料老人ホームに関する問い合わせ内容・問い合わせ者等について、データ整理・分析を行っていますか。「行っている」場合は、具体的な内容・傾向等についてご記入ください。

□ 行っている　　□ 行っていない

Ｑ６ 住民(利用者)向けの情報公開についての貴自治体のご意向についてお聞きします。

（１）「重要事項説明書」及び「情報開示等一覧表」の２つの書類を、紙媒体及びホームページで公開することについての、貴自治体としてのお考えは下記のどれですか。該当するものを選択してください。（ア、イについて各1つを選択）

① すでに、紙媒体及びホームページで公開している
② 現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開の予定
③ 現在は、紙媒体及びホームページで公開していないが、今後公開することは可能
④ 紙媒体として公開することは困難
⑤ ホームページにて公開することは困難

ア 重要事項説明書	□ ①	□ ②	□ ③	□ ④	□ ⑤
イ 情報開示等一覧表	□ ①	□ ②	□ ③	□ ④	□ ⑤

ＳＱ ④⑤を選択の場合、関係団体等から、どのような支援や協力があれば、公表することが可能となると思われますか。該当する番号を選択してください。（ア、イについて複数選択可）

① 雛形の提供　② ホームページの作成・支援
③ 一般的な情報公開手法についての研修　④ その他（具体的にご記入ください）

ア 重要事項説明書	□ ①	□ ②	□ ③	□ ④
イ 情報開示等一覧表	□ ①	□ ②	□ ③	□ ④

② 選択の場合、具体的にご記入ください

（２）有料老人ホームの検討を始めた住民（利用者）にとって、最低限必要と思われる情報が記載された「有料老人ホーム一覧」は検討初期段階において有効な参考資料と考えます。添付した「別紙Ａ」のような項目を掲載した「有料老人ホーム一覧」は、どのような協力・支援があれば公開可能ですか。該当する番号を選択してください。（複数選択可）

① 雛形の提供　② ホームページの作成・支援
③ 一般的な情報公開手法についての研修　④ その他（具体的にご記入ください）

有料老人ホーム一覧	□ ①	□ ②	□ ③	□ ④

③ 選択の場合、具体的にご記入ください

ＳＱ　入居を検討する住民（利用者）にとって重要な情報である前払金・月額利用料を、「別紙 A」のような「有料老人ホーム一覧」に表示しようとした場合、どのような点が難しいでしょうか。

（３）貴自治体管轄の有料老人ホームの設置場所を、地図で確認できるなどのサービスを提供されていますか。「行っている」場合は、具体的な内容をご記入ください。

□ 行っている　　□ 行っていない

（４）全国有料老人ホーム協会のホームページにリンクページを作成した場合、貴自治体の有料老人ホーム関連のホームページアドレスのご提供や、アドレス変更時の本協会へのご連絡等のご協力をお願いできますか。該当するものひとつを選択してください。

□ 協力できる

課題となることがあればご記入ください。

□ 協力できない

□ どちらともいえない

そのようにお考えになる理由

以上で質問は終わりです。ご協力誠にありがとうございました。

12 月 15 日（木）までに、 yurou@jri.or.jp まで

ご返信くださいますようお願い申し上げます。

別紙A

別紙A

＊下記「有料老人ホーム　一覧（案）」の項目については、「有料老人ホームにおける情報開示の取組推進に向けた方策に関する調査研究」委員会での検討結果により変更の可能性あり

有料老人ホーム　一覧表（案）

（更新日）平成28年**月**日

施設名 事業者名	住所 開設年月日	TEL FAX	有料老人ホームの類型	サービス付き高齢者向け住宅の登録 (*1)	入居時要件	居室数（住戸数）	前払金	月額利用料 (*2)	届出の有無 (*3)	前払金の保全措置の義務 (*4)	前払金の保全措置 (*5)	改善命令 (*6)	情報開示等一覧表	重要事項説明書
グランドホーム○○○ △△△株式会社	中央区日本橋*-*-* 平成3年3月3日	03-0000-0000 03-1111-1111	介護付 （一般型）	－	自立	200	2,000～ 3,000万円	15～ 30万円	有	無	－	無	○ PDF	○ PDF
○○ホーム 特定非営利法人△△	新宿区新宿*-*-* 平成23年10月10日	03-0000-0001 03-1111-1112	－	○ リンク	自立 要支援 要介護	20	なし	20万円	有	無	－	無	○ PDF	○ PDF
○○○○荘 有限会社▲▲	江戸川区中央*-*-* 不明	03-0000-0002 03-1111-1113	不明	－	不明	8	なし	10万円	無	無	－	無	－	－
○○○レジデンス ▲▲株式会社	調布市調布*-*-* 平成29年1月1日予定	042-000-0000 042-111-1111	住宅型	－	要支援 要介護	150	0～ 450万円	15～ 30万円	有	有	③	－	○ PDF	○ PDF
○○○マンション ▲▲株式会社	多摩市多摩*-*-* 平成20年1月1日	042-000-0001 042-111-1112	介護付 （外部サービス利用型）	－	自立 要支援 要介護	300	2,000～ 5,000万円	30万円	有	有	④	無	○ PDF	○ PDF

「○」の場合はサービス付き高齢者向け住宅登録システムにリンク

自治体の情報にリンク

(*1) サービス付き高齢者向け住宅の登録がある場合は「○」、登録がない場合は「－」と表示
(*2) 月額利用料は下記の費用の合計です
・家賃
・管理費
・食費（30日、朝食・昼食・夕食の3回の食事をとった場合）
(*3) 老人福祉法第29条第1項に基づく届出の有無
(*4) 老人福祉法第29条第7項に基づく前払金の保全措置の義務
(*5) 前払金の保全措置
① 銀行等との連帯保証委託契約
② 保険事業者との保証保険契約
③ 信託会社等（信託会社及び信託業務を行う金融機関）との信託契約
④ 高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人との間の保全のための契約で前記①から③に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの
（例えば、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度が該当）
(*6) 過去3年間に行政から改善命令を受けたことがある場合は「有」と表示

参考資料2

重要事項説明書の情報項目及び記載例

（全国有料老人ホーム協会版）

有料老人ホーム重要事項説明書　記入例

平成２７年７月１日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

1. 本記入例の作成趣旨

1. 本協会では、平成25年10月以降、重要事項説明書様式の簡易化を提案してきました。その後、厚生労働省が平成27年3月30日付で改正した「標準様式」に対応すべく、具体的な記入方法を例示したのが本紙です。事業者におかれましては、老人福祉法、景品表示法その他の関係法令を遵守し、消費者への適切な情報提供に努められるよう本紙をご活用ください。なお、有料老人ホーム事業には平成16年10月以降、景品表示法指定告示の規制（排除命令等の行政処分）がかかっておりますので、特にご留意ください（資料を本紙に添付）。
2. 本紙は、厚生労働省の標準様式に従っています。実際の作成には各都道府県、政令指定都市、中核市が定める様式が適用されますので、お間違いのないようにお願いします。
3. 重要事項説明書は、高齢の消費者が有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」といいます。）を比較選択する上で非常に重要な文書であることから、作成に当たっては、極力平易な文章で、かつ入居契約の内容と不一致がないよう正確性を期してください。また、記入内容は、景品表示法で義務付けられている社内管理を行ってください。

※協会会員には個別に作成支援を実施しています。

2. 全体構成

旧(～H27.6.30)	新(H27.7.1～)
１．事業主体概要	１．事業主体概要
２．施設概要	２．有料老人ホーム事業の概要
３．従業者に関する事項	３．建物概要
４．サービスの内容	４．サービスの内容
５．利用料金	５．職員体制
６．その他	６．利用料金（利用料金の支払い方法）
	７．入居者の状況
	８．苦情・事故等に関する体制
	９．入居希望者への事前の情報開示
	10．その他
別添　介護サービス等の一覧表	別添１　事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市で実施する他の介護サービス
	別添２　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

○項目数は増加したが、自由記載項目を選択項目へ改正することで、事業者の作成負担を減らし消費者が比較しやすいようになった。

※サ高住は、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の別紙５の記載内容を合わせて記載した場合、上記の１から３まで及び６の内容については欄自体を削除して差し支えない。

3. 本記入例で設定したホームのフェイス

○類型：介護付有料老人ホーム（一般型）　○介護保険：特定施設（介護予防特定施設を併設）
○開設日：平成１４年６月６日　○土地・建物：一棟借り（２０年・自動更新有）
○費用設定：・家賃（一部前払い・一部月払い）　・介護サービス費用（自立、要介護別）
・食費　・管理費　・水光熱費　・実費サービス。
○居室数：５０室（一般居室３０室・介護居室２０室）
○入居者の状況：定員６０名で６０名入居。（自立１５名、要支援１５名、要介護３０名）

シニアクリエイト市川
重要事項説明書

記入年月日	**平成27年7月1日**
記入者名	**協会　結子**
所属・職名	**施設長**

１．事業主体概要

種類	個人／法人	
	※法人の場合、その種類	**株式会社**
名称	（ふりがな）**（か）やえすくりえいと** **株式会社八重洲クリエイト**	
主たる事務所の所在地	**〒103-0027　東京都中央区日本橋 3-100-100**	
連絡先	電話番号	**03－3272－0000**
	FAX 番号	**03－3548－0000**
	ホームページアドレス	**http:// www.akeyukuyaesu.co.jp**
代表者	氏名	**協会　進**
	職名	**代表取締役社長**
設立年月日	昭和・平成**12**年**2**月**2**日	
主な実施事業	**不動産業、有料老人ホーム事業、介護保険事業。** ※別添１（別に実施する介護サービス一覧表）	

２．有料老人ホーム事業の概要
（住まいの概要）

名称	（ふりがな）**しにあくりえいといちかわ** **シニアクリエイト市川**	
所在地	**〒272-0800 千葉県市川市大野町 30-1-0**	
主な利用交通手段	最寄駅	**JR武蔵野線「市川大野」駅**
	交通手段と所要時間	**駅から 450m（徒歩約 6 分）**
連絡先	電話番号	**047－000－1111**
	FAX 番号	**047－000－2222**
	ホームページアドレス	**上記に同じ**
管理者	氏名	**協会　結子**
	職名	**施設長**
建物の竣工日		昭和・平成**14**年**4**月**4**日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成**14**年**6**月**6**日

〇様式は明朝体、記入例は太字のゴシック体とした。
〇サ高住が使用する場合、「登録申請書の添付書類用等の参考とする様式」別紙５の記載内容を本紙に添付する場合は、本様式の１，２，３，６項を削除できる。

１．標題には、「ホーム名、記入日、記入者名、職名」を必ず記入する。

（※自治体向け参考:「1．事業主体概要」は、指針改正により「1．設置者」と考えられる。）

2.「主たる事務所の所在地」　法人の所在地を正確に記入する。

3.「設立年月日」　登記事項との整合性を図る。

4.「主な実施事業」　法人が実施する有料老人ホーム以外の主な事業種類を記入。介護保険事業の内容については詳細を（別添1）に記入。

5.「名称」　地方自治体に届出を行っている、ホームの正式名称を記入する。

6.　「最寄駅」　最寄りの公共交通機関の駅等の名称を記入する。
7.　「主な利用交通手段」　最寄りの駅やバス停からの距離を記入する。不動産公正競争規約では、「徒歩による所要時間は道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を表示すること。1分未満の端数が生じたときは、1分として算出」と規定している。

8.　「建物の竣工日」　増改築にかかわらず、当初の建物竣工日を記入する。
9.　「有料老人ホーム事業の開始日」:ホームの開設日を記入する。
※事業主体によって、ホームを他社から事業承継して開設した場合は、消費者の誤認を防ぐ上で、当初の事業開始日も付記することが望ましい。（当初開設日　〇年〇月〇日）、等。

（類型）【表示事項】

1　介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2　介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3　住宅型 4　健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	**特定施設入居者生活介護事業所千葉県指定第0号** **介護予防特定施設入居者生活介護事業所千葉県指定第0号**
	指定した自治体名	**千葉県**
	事業所の指定日	平 成 **14** 年 **5** 月 **1** 日**（介護予防特定施設　平成23年7月1日）**
	指定の更新日（直近）	平 成 **25** 年 **5** 月 **1** 日

3．建物概要

土地	敷地面積	**3,000.0** ㎡	
	所有関係	1　事業者が自ら所有する土地	
		2　事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1　あり　　2　なし
		契約期間	1　あり（借家契約：平成**14**年**4**月**1**日～平成**34**年**3**月**31**日） 2　なし
		契約の自動更新	1　あり　　2　なし
建物	延床面積	全体	**5,000.0** ㎡　**（地下1階地上5階建）**
		内、老人ホーム部分	**4,600.0** ㎡**（1階の一部を除く）**
	耐火構造	1　耐火建築物　　2　準耐火建築物 3　その他（　　）	
	構造	1　鉄筋コンクリート造　　2　鉄骨造　　3　木造 4　その他（　　）	
	所有関係	1　事業者が自ら所有する建物	
		2　事業者が賃借する建物	
		抵当権の設定	1　あり　　2　なし
		契約期間	1　あり（平成 **14** 年 **4** 月 **1** 日～平成 **34** 年 **3** 月 **31** 日） 2　なし
		契約の自動更新	1　あり　　2　なし
居室の状況	居室区分【表示事項】	1　全室個室	
		2　相部屋あり	
		最少	人部屋
		最大	人部屋

	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
タイプ1	有／無	有／無	**20.0** ㎡	**20**	**一般居室個室**
タイプ2	有／無	有／無	**44.0** ㎡	**20**	**〃**
タイプ3	有／無	有／無	**18.0** ㎡	**10**	**介護居室個室**

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

10.「類型・表示事項」　左記は厚生労働省が定めたものあり、地方自治体によって内容が異なることがある。

11.「介護保険事業者番号」「事業所の指定日、更新日」　特定施設に加え、消費者の選択に資するため介護予防特定施設についても記入することが望ましい。

12.「全体」　建物の階高を付記することが望ましい。
13.「内、老人ホーム部分」　建物全体が有料老人ホーム事業だけに使用される場合は上記の全体面積と同じ数値を記入し、介護保険事業所やテナントなど、有料老人ホーム事業以外の用途の施設があればこれを除いた面積を記入する。

14.　「居室区分」　本協会では、夫婦や縁故者向けの居室は「個室」として取り扱っている。

15.「タイプ別表ー区分」　5つの居室区分別で、さらにタイプ別に居室の概要を記入する。タイプごとの室数が総室数に合致すること。

（※自治体向け参考：居室区分で「介護居室個室」の文言が2か所重複している）

共用施設	共用便所における便房	**5** ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	**5** ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	**5** ヶ所
	共用浴室	**2** ヶ所	個室	**1** ヶ所
			大浴場	**1** ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	**2** ヶ所	チェアー浴	**1** ヶ所
			リフト浴	**1** ヶ所
	食堂	1 あり　2 なし		
	入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり　2 なし		
	エレベーター	1 あり（車椅子対応）　2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記１・２に該当しない）　4 なし		
消防用設備等	消火器	1 あり　2 なし		
	自動火災報知設備	1 あり　2 なし		
	火災通報設備	1 あり　2 なし		
	スプリンクラー	1 あり　2 なし		
	防火管理者	1 あり　2 なし		
	防災計画	1 あり　2 なし		
その他	**サークル室、機能訓練室、ロビー、等。**			

４．サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	**地域における高齢者向けの住まいとしての役割を果たしていく。**
サービスの提供内容に関する特色	**医療機関との連携により、機能訓練設備を用いて専門職による自立支援のサポートを行う。**
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施　2 委託　3 なし
食事の提供	1 自ら実施　2 委託　3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施　2 委託　3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施　2 委託　3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施　2 委託　3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施　2 委託　3 なし

（介護サービスの内容）　※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		1 あり　2 なし
	夜間看護体制加算		1 あり　2 なし
	医療機関連携加算		1 あり　2 なし
	看取り介護加算		1 あり　2 なし
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	1 あり　2 なし
		（Ⅱ）	1 あり　2 なし

16．「共用浴室」　個室の定義がないため、本記入例では介護浴室や感染症対応等で共用施設に設置するユニットバス等を個室とした。

17.「入居者や家族が利用できる調理設備」　居室内でなく、共用施設で対応可能な調理設備の有無を記入する。

18.「その他」　入居者が利用することができる共用施設を記入する。ただし、外部の方も利用できる施設や利用に費用のかかる施設については、景品表示法指定告示に従ってその旨を付記する必要がある。

19.「運営に関する方針」「サービスの提供内容に関する特色」　消費者にホームをアピールする、自由記述部分。

20.（個別サービス内容）　サービスの提供主体等を選択する。

（※自治体向け参考：項目に「特定施設でない場合は省略可能」とあるが、特定施設以外のホームの場合は「記載不可」となる。）

	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)イ	1　あり　2　なし
		(Ⅰ)ロ	[1]　あり　2　なし
		(Ⅱ)	1　あり　2　なし
		(Ⅲ)	1　あり　2　なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	[1]　あり	(介護・看護職員の配置率)　**2**：1**以上**	
	2　なし		

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		[1]　救急車の手配　[2]　入退院の付き添い [3]　通院介助　[4]　その他（**訪問診療医の確保**）	
協力医療機関	1	名称	**市川大野東病院(ホームから300m)**
		住所	**千葉県市川市西大野町 111-111**
		診療科目	**内科、外科、整形外科、眼科、等**
		協力内容	**内科医の訪問診療、年2回の健康診断実施。(医療費その他の費用は入居者の自己負担。以下同。)**
	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	**市川大野東歯科医院**
		住所	**千葉県市川市北大野町 222-222(ホームから200m)**
		協力内容	**訪問歯科診療**

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1　一時介護室へ移る場合 [2]　介護居室へ移る場合 3　その他（　　）	
判断基準の内容		**常時介護が必要となった場合に、一般居室から介護居室への住み替えを求める場合があります。**	
手続きの内容		**①ホームが指定する医師の意見を聴く　②概ね3か月間の観察期間を置く ③本人・身元引受人の同意を得る**	
追加的費用の有無		1　あり　[2]　なし	
居室利用権の取扱い		**住み替え後の居室に移行**	
前払金償却の調整の有無		1　あり　[2]　なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	[1]　あり　2　なし	
	便所の変更	[1]　あり　2　なし	
	浴室の変更	[1]　あり　2　なし	
	洗面所の変更	[1]　あり　2　なし	
	台所の変更	[1]　あり　2　なし	
	その他の変更	1　あり	(変更内容)
		[2]　なし	

21．「医療支援」　医療機関ではなくホームとして入居者に行う医療支援の内容を選択する。このうち費用が発生するものは、様式（別添2）に金額等を明記する。

22．「協力医療機関」　景品表示法指定告示に従い、協力科目、協力内容、及び入居者が費用を負担する必要があることについては必ず記入する。また、ホームから医療機関までの距離についても記入することが望ましい。なお、協力内容は過去の景品表示法違反事例に鑑みて、実態とのかい離がないよう注意が必要。

23．「入居後に居室を住み替える場合」　ホームの類型を問わず、該当する場合のみ記入する。ただし、入居者の自己都合による住み替えは含まず、この場合は空欄とする。
※選択肢：介護居室から他の介護居室への住み替えを求める場合は【2】を選択する。一般居室間の場合は【3】を選択しカッコ内にその旨を記入する。

24．「手続きの内容」　入居契約書の内容を記入する。なお、専用居室間の住み替えについて、入居者側の同意を得られないものは認められないことに注意する（手続方法は、地方自治体が定める設置運営指導指針のルールに従う）。

25．「居室利用権の取り扱い」　当初契約した居室の利用権が移る場合、その旨を記入する。

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1　あり　　2　なし
	要支援の者	1　あり　　2　なし
	要介護の者	1　あり　　2　なし
留意事項	**入居時満75歳以上。ホームの看護職員は、中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の療養管理については要相談。**	
契約の解除の内容	**①入居者が死亡した場合** **②入居者、又は事業者から解約した場合**	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	**入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすかその恐れがあり、通常の介護方法・接遇方法では防止できない場合　、等。**
	解約予告期間	**3**ヶ月
入居者からの解約予告期間	**1** ヶ月	
体験入居の内容	1　あり（内容：**空室がある場合。1泊食事付（5,000 円＋税）** 2　なし	
入居定員	**60** 人	
その他	**身元引受人が設定できない場合は要相談。**	

５．職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1
生活相談員	1	1		1
直接処遇職員	23	8	15	20
介護職員	20	6	14	17.5（内、自立者対応1名）
看護職員	3	2	1	2.5
機能訓練指導員	1	1		1
計画作成担当者	1	1		1
栄養士	1		1	1（委託）
調理員	5		5	5（委託）
事務員	3	3		3
その他職員	1	1		1
１週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				38 時間

※１　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※２　特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

26.「留意事項」　ホームは住まいであり、入居後に特定の療養管理や処置が必要となった場合は一般在宅と同じく医療保険を利用して入居を維持できる。仮に、ホームの看護職員では対応できない処置等があれば、入居後のトラブル防止の観点であらかじめ記入しておくことが望ましい。（ホームの対応に関わらず入居者は、当然に外部から医療を受給できる権利を有することに留意。）

27.「契約の解除の内容」　入居契約の契約終了事由を記入する。仮に有期限契約の場合は「契約期間が満了した場合」等も記入する。

28.「事業者からの契約解除の内容」　入居契約の内容との合致が必要。特に事業者からの契約解除の内容についての記載は、借家契約における貸主解約要件にある「社会通念上で許容されている解約条件」の記入は不要。有料老人ホーム契約として特徴的な要件のみを記入し、他の解除事由があることを示すため必ず「、等」を付記する。

29.　「入居定員」　地方自治体に届け出を行った定員数を記入する。

30.「職員体制」　住宅型ホームで事業主体が別に居宅介護サービス事業所を運営する場合に、当該職員数を記載する事例がこれまであったが、本項の注記では「記載する必要がない」とされている。
記載する場合は、あくまでもホームの職員として「兼業」する者の数のみを記載し、あたかも多くの職員がホームに勤務しているかのように消費者に誤認されないことが重要。

31.（職種別の職員数）
①従来の様式にあった「専従・非専従」欄を廃止したので、非専従者の場合は常勤換算する時点で調整する。
②介護付ホームで介護・看護職員については、「老企52号に基づく個別選択サービスを行う職員」、「自立者に対応する職員」がいる場合は、常勤換算人数欄に内数を記入する。特定施設の人員算定上で除外するため。
本記入例では介護費等を受領する想定として、自立者対応職員の人数表示を景品表示法に従って内書きしているが、費用を受領しない場合にも記入が必要かどうかは行政指導によって異なる（特定施設職員が行う兼務の解釈の問題）。
③外部委託する職種があればその旨を記入することが望ましい。

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	**1**	**1**	
介護福祉士	**10**	**4**	**6**
実務者研修の修了者	**1**	**1**	
初任者研修の修了者	**12**	**4**	**8**
介護支援専門員			

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士	**1**	**1**	
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（**19** 時～**7** 時）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	**0** 人	**0** 人
介護職員	**3** 人	**2** 人

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 （一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a　1.5：1以上 c　2.5：1以上	b　2：1以上 d　3：1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）		**1.8**：1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択			
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務	1　あり（**特定施設の管理者**）　2　なし	
	業務に係る資格等	1　あり	
		資格等の名称	**社会福祉士**
		2　なし	

32.（資格を有している介護職員（機能訓練指導員）の人数）　上記の表で書き分ける「常勤・非常勤」職員の区分に従って有資格者の状況を記入する。1名で複数の資格を有する場合には重複した記入が可能。

33.（夜勤を行う看護・介護職員の人数）　宿直者を除き、夜勤者数と最少時人数を記入する。この場合、景品表示法指定告示により、休憩時間等で持ち場を離れる職員を除き、夜勤帯でもっとも手薄になる時間の職員数を記入する。仮に、夜勤1名での最少時人数は「0名」となる。

34.（特定施設入居者生活介護等の提供体制）　特定施設の指定を受けていないホームは記入しない。

35.（職員の状況）　上記の職員数表の常勤・非常勤人数との整合性に注意する。

		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数					2						
前年度１年間の退職者数					2						
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	１年未満				2						
	１年以上３年未満			1	5						
	３年以上５年未満		1	2	4						
	５年以上10年未満	2		2	3					1	
	10年以上			1		1					
従業者の健康診断の実施状況		1 あり　2 なし									

６．利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態　【表示事項】	1 利用権方式　2 建物賃貸借方式　3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり　2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり　2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし　2 日割り計算で減額 3 不在期間が　日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	**物価変動、人件費上昇により、2年に１回改定する場合がある。**
	手続き	**運営懇談会の意見を聴く。**

36.「業務に従事した経験年数に応じた職員の人数」　当該ホームや法人での業務経験に関わらず、当該業務に従事した経験年数を記入する。

37.「入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い」　食費、管理費などについて、長期不在時の減額制度の有無と内容を記入する。

38.「利用料金の改定」　入居契約書に規定する改定方法との整合性を図る。

（利用料金のプラン【代表的なプランを２例】）　　（税込）

			プラン１	プラン２
入居者の状況	要介護度		**自立**	**要介護**
	年齢		**75 歳以上**	**75 歳以上**
居室の状況	床面積		**20.0 ㎡**	**18.0 ㎡**
	便所		[1] 有　2 無	[1] 有　2 無
	浴室		[1] 有　2 無	1 有　[2] 無
	台所		[1] 有　2 無	1 有　[2] 無
入居時点で必要な費用	前払金		**3,600,000** 円	**1,944,000** 円
	敷金		**0** 円	**0** 円
月額費用の合計			**170,000** 円	**211,000** 円
サービス費用	家賃		**40,000** 円	**40,000** 円
	特定施設入居者生活介護※1の費用		**0** 円	**（要介護 3）26,000** 円
	介護保険外※2	食費	**60,000** 円	**60,000** 円
		管理費	**60,000** 円	**60,000** 円
		介護費用	**（介護費）10,000** 円	**（上乗せ介護費）25,000** 円
		光熱水費	**実費**	**実費**
		その他	**都度払いサービス有**	**都度払いサービス有**

※１　介護予防・地域密着型の場合を含む。

※２　有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	**建物の賃借料、設備備品費、借入利息、等を基礎として、1室あたりの家賃を算出した。**
敷金	**－**
介護費用	**・（自立）介護費：自立者に対する一時的介護費用** **・（要支援・要介護）上乗せ介護費：長期推計に基づき、要介護者等2人に対し週 38 時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。**
管理費	**共用施設の維持管理・修繕費。事務管理部門・生活支援サービスの人件費・事務費。**
食費	**厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。**
光熱水費	**実費**
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２
その他のサービス利用料	

39.（利用料金のプラン）　本記入例では自立者と要介護者で書き分けているが、事業者が任意で 2 つのプランを記入することが可能。身体状況や年齢、居室面積タイプの違い、現在募集中の居室など、選択は自由。

40.「入居時点で必要な費用」　前払金には、入居一時金や介護一時金、健康管理一時金など複数の費用が含まれるホームもある。この場合は景品表示法上、本項目内で金額を書き分ける必要がある。

41.「管理費」　使途を記入する。景品表示法指定告示に従ってすべて記入し、「等」で括らないこと。
42.「介護費用」　要介護者等の介護費用、自立者への介護サービス費用について、景品表示法指定告示に従って記入する。
注. 告示に従った積算根拠表示
例えば、人員配置が手厚いとして介護サービスに関する費用を徴収する場合にあっては、
①要介護者等の人数に応じた介護職員等の数
②当該費用及び徴収方法
③さらに特定施設の人員過配置費用の場合は、「介護保険給付及び利用者負担分による収入によってカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいている」 、ことについての概括的記載が義務（前払いの場合も同じ）。
43.「その他」　例示されている費用以外に月額で受領する費用があれば記入する。

44.「家賃」 家賃の原価構成を記入する。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	**基本報酬、及び前掲の加算の利用者負担分。**
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	**（前掲）**
※　介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		**老人福祉法令等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムにより算定。**
想定居住期間（償却年月数）		**自立 120ヶ月／要支援･要介護 60ヶ月**
償却の開始日		**入居日の翌日**
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		**自立 360,000 円／要支援･要介護 360,000 円**
初期償却率		**自立 10％／要支援･要介護 20％**
返還金の算定方法	入居後３月以内の契約終了	**・入居一時金 －（入居一時金 － 初期償却額）÷想定居住月数 ÷ 30 ×（入居日から契約終了日までの日数） ・初期償却費用については無利息で全額返還する。 ※月額利用料については日割計算で受領します。**
	入居後３月を超えた契約終了	**・（入居一時金 － 初期償却額）×（契約終了日から想定居住期間満了日までの日数）÷（入居日の翌日から想定居住期間満了日までの日数）**
前払金の保全先	１　連帯保証を行う銀行等の名称	
	２　信託契約を行う信託会社等の名称	
	３　保証保険を行う保険会社の名称	
	4　全国有料老人ホーム協会	
	５　その他（名称：　　）	

７．入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	**20** 人	女性	**40** 人
年齢別	65 歳未満	**0** 人	65 歳以上 75 歳未満	**0** 人
	75 歳以上 85 歳未満	**30** 人	85 歳以上	**30** 人
要介護度別	自立	**15** 人	要支援１	**5** 人
	要支援２	**10** 人	要介護１	**2** 人
	要介護２	**5** 人	要介護３	**8** 人
	要介護４	**10** 人	要介護５	**5** 人
入居期間別	６ヶ月未満	**2** 人	６ヶ月以上１年未満	**3** 人
	１年以上５年未満	**30** 人	５年以上 10 年未満	**20** 人
	10 年以上 15 年未満	**5** 人	15 年以上	**0** 人

（入居者の属性）

平均年齢	**85** 歳
入居者数の合計	**60** 人
入居率※	**100**％
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

45.（前払金の受領）　本記入例では「入居一時金（家賃の前払い金）」のみを想定しているが、他に前払金がある場合は、本項目内で書き分ける。家賃の算定根拠は老人福祉法、介護サービス費用は景品表示法指定告示にそれぞれ従う。

46.「算定根拠」　老人福祉法に基づき算定根拠を概括記載する。なお、居室のタイプ等によって金額に幅がある場合は、欄内で金額の範囲を書き分けることも可能。

47.「想定居住期間」「初期償却額」「初期償却率」　契約方式によって異なる場合は欄内で書き分けることも可能。

48.「償却の開始日」　老人福祉法施行規則に従い「入居日の翌日」とする。

※上記について詳細の書き分けを行わない場合は、重要事項説明書に料金表を添付するなどし、消費者との取引条件をすべて明らかにする必要性が高い。

49.「返還金の算定方法」　老人福祉法施行規則に従って記入する。

50.「前払金の保全先」　具体的な名称を記入する。【4】は本協会会員向けの「入居者生活保証制度」を指している。

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	0 人	社会福祉施設	0 人
	医療機関	0 人	死亡者	6 人
	その他	0 人		
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人		
		（解約事由の例）		
	入居者側の申し出	0 人		
		（解約事由の例）		

8．苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		**千葉県高齢福祉課**	**千葉県国民健康保険団体連合会**
電話番号		047-000-0000	047-000-0000
対応している時間	平日	00:00-00:00	00:00-00:00
	土曜	ー	ー
	日曜・祝日	ー	ー
定休日		**土日祝祭日**	**土日祝祭日**

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	[1] あり	（その内容）**全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム賠償責任保険制度」**
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	[1] あり	（その内容）**事故対応マニュアルに基づく**
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	[1] あり　2 なし	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	[1] あり	実施日	**平成 26 年 5 月 20 日**
		結果の開示	[1] あり（**館内掲示**）　2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	[1] あり	実施日	**平成 27 年 1 月 20 日**
		評価機関名称	**全国有料老人ホーム協会サービス第三者評価**
		結果の開示	[1] あり（**HPで公表**）　2 なし
	2 なし		

9．入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開	[2] 入居希望者に交付	3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開	[2] 入居希望者に交付	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開	[2] 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開	[2] 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	[3] 公開していない

10. その他

運営懇談会	[1] あり	（開催頻度）年**2**回
	2 なし	
	1 代替措置あり	（内容）
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり（提携ホーム名：　　）	[2] なし
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	[1] あり　2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり　[2] なし	

51.（前年度における退去者の状況）　すべての入居契約終了者の状況について記入した上で、事業主体、入居者双方から入居契約を解除した理由を記入する。

52.（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）　本協会会員の場合は協会窓口についても記入する。

53.（利用者の意見等を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）　それぞれについて直近で実施した内容について記入する。

54.「入居希望者への事前の情報開示」　複数項目の選択が可能。

（※自治体向け参考：選択項目にある「入居希望者に公開」の公開という用語は、本来「不特定多数の者に開示する」意味であるため、ここでは「入居者への開示」と読み替える。

55.「運営懇談会」　運営懇談会を設置せずに代替措置を講じる場合は、地方自治体の設置運営指導指針規定に従った記入が必要。

有料老人ホーム設置運営指導指針「５．規模及び構造設備」に合致しない事項	1　あり　　2　なし
合致しない事項がある場合の内容	
「６．既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1　適合している（代替措置）2　適合している（将来の改善計画） 3　適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	1　あり　　2　なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添１（別に実施する介護サービス一覧表）
　　別添２（個別選択による介護サービス一覧表）

※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

説明年月日　平成　　年　　月　　日

説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

56. 指導指針への適合・不適合情報については地方自治体によって適合表を別紙とし、本項目自体が削除される場合がある。

（※自治体向け参考：添付書類の名称は、各様式に記載の名称が正式なものとなる。）

別添１（事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添１　　事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	シニ瑶介護センター	市川市大野町 9999
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	シニ瑶ケアマネセンター	市川市大野町 9999
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添２　　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表　　※景品表示法告示により全サービス・料金の列記義務あり

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無								なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※2	都度※2	料金※3（税抜）	備考 「※」：自立者へ「介護費」で提供する一時的介護サービス。	
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり	○		（月額に含む）	保険給付＋上乗せ介護費	※
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○		〃	〃	※
おむつ代			なし	あり		○	200 円／枚	自己負担	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○	1,500 円／回	週2回まで介護保険で提供し、希望により週3回目を実費で提供	※
特浴介助	なし	あり	なし	あり		○	同上	〃	※
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費	※
機能訓練	なし	あり	なし	あり				保険給付＋加算給付	
通院介助	なし	あり	なし	あり		○	1,500 円／回	①協力機関　週1回保険給付で、週2回目は実費で提供 ②協力機関以外　月2回まで実費で実施	※ ※
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○			ケアプランにより週3回まで実施	※
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○			同上	※
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○			同上	※
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				ケアプランにより実施	※
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					
おやつ			なし	あり		○	200 円／日	要介護者のみ	
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	4,000 円／回	外部からの訪問理美容	
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	800 円／回	指定場所週2回以上はケアプランにより実費で実施	※
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		○	800 円／回	必要に応じ月1回以内で実施	※
金銭・貯金管理			なし	あり	○			必要に応じ管理費で実施	
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり		○		希望により年2回、自己負担。	
健康相談	なし	あり	なし	あり				適宜実施	※
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○			適宜実施(管理費、食費)	
服薬支援	なし	あり	なし	あり				適宜実施	※
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				適宜実施	※
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	なし	あり	なし	あり				（※交通費等を受領する有償運送は道路運送法違反となる）	
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○			市内の医療機関の場合に適宜実施	※
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり					
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				市内の医療機関の場合に適宜実施。(管理費)	

※１：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（１割又は２割の利用者負担）。
※２：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。
※３：都度払いの場合、１回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

参考資料：景品表示法指定告示、及び運用基準対照表
（指定告示の解釈を含む本協会作成の広告表示ガイドラインがあり、協会HPで公表している。）

＜景品表示法指定告示・運用基準対照表＞

有料老人ホームに関する不当な表示 （平成１６年 ４月 ２日公正取引委員会告示第 ３号） 変更 平成１７年 ６月２９日公正取引委員会告示第１２号 変更 平成１８年 ３月 ３日公正取引委員会告示第 ４号	「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準 （平成１６年 ６月１６日事務総長通達第１１号） 変更 平成１８年 ３月 ３日事務総長通達第 １号 変更 平成１８年１０月１２日事務総長通達第１３号
不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）第４条第１項第３号の規定により，有料老人ホーム等に関する不当な表示を次のように指定し，平成１６年１０月１日から施行する。	公正取引委員会の決定に基づき，「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成１６年公正取引委員会告示第３号）の運用基準を次のとおり定めたので，これによられたい。
（土地又は建物についての表示） １　有料老人ホームの土地又は建物についての表示であって，当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではないにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの	１　告示第１項について (1) 告示第１項の「当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではない」ことが明りょうに記載されていることを例示すると，以下のとおりである。 ①「事業主体〇〇，土地所有者△△，建物所有者□□」 ②「土地・建物の権利形態 賃借（定期借地権 契約期間〇年（平成△年契約））」 (2) 告示第１項の不当表示に該当する場合を例示すると，以下のとおりである。 ●有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず，「鉄筋コンクリート造〇階建て」とのみ表示している場合 ●有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず，有料老人ホームの建物の外観の写真のみを表示している場合
（施設又は設備についての表示） ２　有料老人ホームの入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であって，当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの 一　当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備 二　当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備 三　入居者が利用するためには，利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備	２　告示第２項について (1) 告示第２項の「入居者の利用に供される施設又は設備」には，商業施設，公園，学校，図書館，美術館，博物館，病院，官公署等であって，不特定多数の者の利用に供されることが表示上明らかであるものは含まない。 (2) 告示第２項第１号の「当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備」についての明りょうな記載には，当該施設又は設備の設置者等の具体的な名称が記載されている場合を含むものとし，これを例示すると以下のとおりである。 ①「写真の温水プールは△△市が設置しているもので，入居者の方も自由に利用できます。」 ②「写真の特別浴室は医療法人〇〇が経営する△△センターが設置しているものです。」 (3) 告示第２項第２号の「当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備」について明りょうに記載されているとは，以下の事項のいずれかが記載されているものとする。

	ア　当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの距離（例えば，「写真の〇〇プールは当ホームから〇メートルの場所にあります。」等） イ　当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの所要時間（例えば，「〇〇センターは当ホームから徒歩〇分の場所にある△△の施設内にあります。」等） ウ　当該施設又は設備が当該有料老人ホームと隣接した場所に設置されている場合はその旨（例えば，「写真の特別浴室は当ホームの敷地に隣接した〇〇センター内にあります。」等） (4) 告示第２項第３号の「入居者が利用するためには，利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備」について明りょうに記載されているとは，当該施設又は設備を利用するためには，入居者は利用のたびに費用を支払う必要があることが記載されているものとし，これを例示すると以下のとおりである。 ①「写真の〇〇プールを利用するためには，一回当たり〇円の費用が必要となります。」 ②「〇〇センターを利用するためには，その都度費用が必要となります。」
３　有料老人ホームの入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であって，当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの	３　告示第３項について 告示第３項の「当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていない」ことが明りょうに記載されていることを例示すると，以下のとおりである。 ①「機能訓練室（教養娯楽室と共用）」 ②「〇〇室（機能訓練実施時には機能訓練室として使用します。）」
４　有料老人ホームの設備の構造又は仕様についての表示であって，当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの	４　告示第４項について (1) 告示第４項の「設備の構造又は仕様についての表示」には，具体的な設備の名称を記載せずに行う「南向き」，「バリアフリー構造」，「プライバシー確保」等の表示を含む。 (2) 告示第４項の「当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがある」ことが明りょうに記載されていることを例示すると，以下のとおりである。 ①「南向きの部屋　〇部屋中△部屋」 ②「南向き居室〇室（△室の居室は東向き）」 ③「居室Ａタイプ（〇〇，△△付き）　〇室中△室（居室Ｂタイプ（□室）には〇〇，△△が設置されていません。）」
（居室の利用についての表示） ５　有料老人ホームの入居者の居室についての表示であって，次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの 一　入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること 二　入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場	５　告示第５項について 告示第５項第１号に該当する場合に，入居者が住み替える居室が，例えば，２人以上の入居者が入居する介護居室（有料老人ホームが自ら介護サービス（注）を提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）である場合には，「介護居室（〇人室）」等，当該居室が２人以上の入居者が入居する居室であることが記載されていなければ，「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。 （注）介護サービスとは，要介護者等に提供されるものであって，入浴，排せつ，食事

合に，住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること 三　入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に，当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること 四　入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に，入居者が住み替え後の居室の利用に関し，追加的な費用を支払うこと 五　入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に，当初入居した居室の利用に関する費用について，住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと	等の介護，洗濯，掃除等の家事，生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活上の世話，機能訓練並びに療養上の世話をいう（告示第６項，第８項から第１０項まで及び第１２項において同じ。）。
６　有料老人ホームにおいて，終身にわたって入居者が居住し，又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって，入居者の状態によっては，当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し，又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの	６　告示第６項について (1) 告示第６項の「終身にわたって入居者が居住し，又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に当たる場合を例示すると，以下のとおりである。 ①「終身介護」 ②「最後までお世話します。」 ③「生涯介護」 ④「終身利用」 ⑤「入居一時金について追加の費用はいりません。」 （注）「介護一時金」，「健康管理費」等の表示についても，表示された名目で徴収される費用が高額なこと等とあいまって，「終身にわたって入居者が居住し，又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。 (2) 告示第６項の「入居者の状態によっては，当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し，又は介護サービスの提供を受けられない場合がある」ことが明りょうに記載されているとは，以下の事項が記載されているものとする。 ア　入居者の状態によっては，当該入居者に対して，当該有料老人ホームからの退去又は提携施設等への住み替えを求める場合があること。 イ　退去又は提携施設等への住み替えを求めることとなる入居者の状態の具体的な内容
（医療機関との協力関係についての表示） ７　有料老人ホームと医療機関との協力関係についての表示であって，当該協力の内容が明りょうに記載されていないもの	７　告示第７項について 告示第７項の「当該協力の内容」について明りょうに記載されているとは，以下の事項が記載されているものとする。 (1) 協力関係にあるとする医療機関の名称及び当該協力の具体的な内容（当該協力に関する診療科目の具体的な名称を含む。）

	（例えば，「〇〇病院（内科）　年に〇回の健康診断」等） (2) 入居者が費用（健康保険法等に基づく医療又は療養の給付を受ける際の一部負担金を除く。）を負担する必要がある場合はその旨
（介護サービスについての表示） ８　有料老人ホームの入居者に提供される介護サービスについての表示であって，有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず，そのことが明りょうに記載されていないもの	８　告示第８項について 告示第８項の「有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではない」ことについての明りょうな記載には，例えば以下のような記載を含むものとする。 〇入居者が介護が必要となった場合，外部の事業者による訪問介護等の介護サービスを利用する必要がある旨の記載
９　有料老人ホームが提供する介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって，当該介護サービスの内容及び費用が明りょうに記載されていないもの	９　告示第９項について (1) 告示第９項の「介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」には，入居者が支払う介護サービスに関する費用であって，介護保険法の規定に基づく保険給付（以下「介護保険給付」という。）の対象となる介護サービスの利用者負担分以外のものについての表示（例えば，「介護一時金〇円」，「月額払介護費△円」等）を含む。 なお，告示第９項の「介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービス」とは，要介護者等に対する介護保険給付の対象となる介護サービス以外の介護サービスをいい，要介護者等以外の入居者（以下「自立者」という。）に対する食事の提供その他日常生活上必要なサービス（以下「生活支援サービス」という。）を含まない。 （注）「健康管理費」等の表示であっても，当該表示とともに介護保険給付の対象とならない介護サービス又はその費用の存在を想起させる表示がなされることによって，「介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。 (2) 告示第９項の「当該介護サービスの内容及び費用」が明りょうに記載されているとは，次のとおりの記載がされているものとする。 ア　有料老人ホームにおいて，介護保険給付の対象とならない介護サービスとして，要介護者等の個別的な選択により，個別的な介護サービスを提供するとして，その費用を徴収する場合にあっては，次の(ｱ)及び(ｲ)の事項の記載 (ｱ)当該個別的な介護サービスの具体的内容 (ｲ) 当該費用及びその徴収方法 イ　有料老人ホーム（介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームを除く。）において，介護保険給付の対象とならない介護サービスとして，上記ア以外の，個々の要介護者等ごとに必要な介護サービスを必要に応じて適宜提供するとして，その費用を徴収する場合にあっては，次の(ｱ及び(ｲの事

	項の記載 (ｱ) 要介護者等の数に応じた介護職員等（上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。）の数（告示第１０項第１号及び第２号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば，「要介護者等２人に対し，週〇時間換算で介護職員１人以上」等） (ｲ) 当該費用及びその徴収方法 なお，この場合，(ｱ)の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ましい。 ウ　介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにおいて，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「居宅サービス基準」という。）第１７５条第１項第２号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして介護サービスに関する費用を徴収する場合にあっては，次の(ｱ)から(ｳ)までの事項の記載 (ｱ) 要介護者等の人数に応じた介護職員等（上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。）の数（告示第１０項第１号及び第２号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば，「要介護者等２人に対し，週〇時間換算で介護職員１人以上」等） (ｲ) 当該費用及びその徴収方法 (ｳ) 当該費用が，当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち，介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいていること。 なお，この場合，(ｱ)の手厚い人員配置の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ましい。 （注１）自立者と要介護者等の双方が有料老人ホームを利用できる場合において，自立者に対する生活支援サービスに関する費用と，要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用が明りょうに分離して表示されていない場合は，告示第９項の不当表示に該当するものとして取り扱う。これを例示すると以下のとおりである。 ●　要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用と自立者に対する生活支援サービスに関する費用を一括して，「介護費 入居時一時払 ４００万円」とのみ表示している場合 （注２） 上記ア及び上記イ又はウの双方の介護サービスを提供する有料老人ホームにおいて，要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用について，上記アに掲げる費用と上記イ又はウに掲げる費用が明りょうに分離して表示されていない場合は，告示第９項の不当表示に該当するものとして取り扱う。これを例示すると以下のとおりである。

	●　要介護者等の個別的な選択による個別的な介護サービスに関する費用と居宅サービス基準第１７５条第１項第２号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして徴収する費用を一括して，「介護費 入居時一時払 ３８０万円 介護保険給付の対象とならない手厚い人員配置及び個別的な御希望による買物代行や外出介助のためにいただくものです。」とのみ表示している場合 （注３） 上記イ又はウについて，上記イ(ｱ)又は上記ウ(ｱ)の要介護者等の数に応じた介護職員等の数が記載されていても，実際は，記載どおりの数が配置されていない場合は，告示第９項の不当表示に該当するものとして取り扱うほか，告示第１０項の不当表示に該当するものとしても取り扱う。 （注４） 上記イについて，有料老人ホームは，具体的にどのような介護サービスが提供されるのか及び当該介護サービスの提供と徴収する費用との対応関係について，入居者等に対して具体的に説明する必要がある。 仮に，有料老人ホームが当該費用の全部又は一部を，介護サービスの提供に要する費用以外の費用に充当することとしている場合には，当該費用は，介護保険給付の対象とならない介護サービスの提供に充当されるものとは認められないものであり，告示第９項の不当表示に該当するものとして取り扱う。 （注５） 上記ウについて，上記ウ(ｳ)の当該費用の積算根拠は，当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち，介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして，介護必要期間，職員配置等を勘案した，表示された時点における合理的な根拠により積算されたものである必要がある。 なお，上記ウ(ｳ)の記載については，当該費用が，当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち，介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいているとの概括的な記載によることが可能であるが，当該有料老人ホームは，入居者等に対して，当該費用が合理的な積算根拠に基づいていることを具体的に説明する必要がある。 仮に，上記ウ(ｳ)の記載がされていても，実際は，当該積算根拠が，当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち，介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的なものとは認められない場合には，告示第９項の不当表示に該当するものとして取り扱う。
（介護職員等についての表示） １０　有料老人ホームの介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示であって，次の各号に掲げる数が明りょうに記載されていないも	１０ 告示第１０項について (1)　告示第１０項の「介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示」には，「多数」，「多くの」，「十分な」，「充実の」等具体的な数値を明示　せずに行う表示を含む。

の 一　常勤換算方法による介護職員等の数 二　介護職員等が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホームの入居者をいう。以下同じ。）以外の入居者に対し食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあっては，要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数 三　夜間における最少の介護職員等の数	(2)　告示第１０項第１号の「常勤換算方法による介護職員等の数」又は第２号の「要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数」が明りょうに記載されているとは，以下の事項が記載されているものとする。 ア　当該有料老人ホームにおいて常勤の介護職員等が勤務することとされている時間数 イ　告示第１０項第１号においては常勤換算方法による介護職員等の数 ウ　告示第１０項第２号においては要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数 これを例示すると以下のとおりである。 ①「週〇時間換算で△人（うち要介護者等対応□人）」 ②「△人 うち要介護者等対応□人（週〇時間換算）」 （注） 事務員，調理員，営繕職員，警備員，有料老人ホームの施設内等に設置されている医療機関に勤務する看護師等有料老人ホームの介護職員等に該当しない職員の数を介護職員等の数に加算して表示することは，告示第１０項の不当表示に該当するものとして取り扱う。 (3)　告示第１０項第３号の「夜間における最少の介護職員等の数」について明りょうに記載されているとは，以下の事項が記載されているものとする。 ア　宿直時間帯における最少の介護職員及び看護職員の数 イ　当該有料老人ホームにおいて設定した宿直時間帯 これを例示すると，以下のとおりである。 ①「夜間（〇時～翌△時）最少時の介護・看護職員数●人（介護職員▲人，看護職員■人）」 ②「夜間最少時の介護職員数▲人・看護職員数■人（夜間は〇時から翌△時までの時間帯）
１１　有料老人ホームの介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって，介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りょうに記載されていないもの	１１　告示第１１項について (1) 告示第１１項の「介護に関する資格」とは，法令に基づく介護に関する資格（例えば，介護福祉士，訪問介護員，保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，介護支援専門員等）をいう。 (2)　告示第１１項の「介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに」明りょうに記載されていることを例示すると，以下のとおりである。 ①「〇〇士〇人（常勤職員△人，非常勤職員□人）」 ②「常勤の〇〇士△人，非常勤の〇〇士□人」
（管理費等についての表示） １２　管理費，利用料その他何らの名義をもってするかを問わず，有料老人ホームが入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）	１２　告示第１２項について 告示第１２項の「当該費用の内訳」が明りょうに記載されているとは，「管理費」，「利用料」等その名称から一般消費者が当該費用の使途を直ちに判別することが困難であるような名目により包括的に入居者から支払を受ける費用について，その内訳となる費目が明

についての表示であって，当該費用の内訳が明りょうに記載されていないもの	りょうに記載されているものとする（例えば，「管理費の使途は，事務・管理部門の人件費，自立者に対する生活支援サービス提供のための人件費及び共用施設の維持管理費です。」等）。ただし，仮に，当該有料老人ホームにおいて，当該費用が上記費用の内訳として記載した費目どおりに使用することとされていない場合には，告示第１２項の不当表示に該当するものとして取り扱う。 また，有料老人ホームにおいて，入居者の選択に基づく個別のサービス提供に対して入居者から支払を受ける費用がある場合には，上記費用に含まれるものと一般消費者に誤認されるおそれのないよう，当該個別のサービスの内容等についても，明りょうに記載されている必要がある。
	１３　「明りょうに記載されて」いることについて (1) 告示各項において「記載されて」いるとする事項については，告示各項に掲げる表示に近接した箇所に，高齢者にも分かりやすく，目立つように記載されていなければ，それぞれ「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。 また，告示各項に掲げる表示が絵，写真等文字以外による表示である場合には，告示各項において「記載されて」いるとする事項が，当該文字以外による表示に近接した箇所に，高齢者にも分かりやすく，目立つように記載されていなければ，それぞれ「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。 なお，告示各項に掲げる表示が，同一の広告媒体において２箇所以上に表示されている場合は，そのうちでもっとも目立つものに近接した箇所に，告示各項において「記載されて」いるとする事項が，高齢者にも分かりやすく，目立つように記載されていれば，告示各項の不当表示に該当するとするものではない。 (2) 告示各項に「記載されて」いるとする事項が，告示各項に掲げる表示に近接した箇所に，高齢者にも分かりやすく，目立つように記載されていても，記載されている内容が事実と異なる場合には，原則として，告示各項の不当表示に該当するものとして取り扱う。 （注） 広告媒体の制限により，告示各項において「記載されて」いるとする事項を告示各項に掲げる表示に近接した箇所にすべて記載することができない場合であっても，告示各項に掲げる表示の近接した箇所に，告示各項において「記載されて」いるとする事項の要点を高齢者にも分かりやすく，目立つように記載した上，当該事項の詳細を，当該媒体の他の箇所等に見やすいように記載する必要がある。
備考 １　この告示において，「有料老人ホーム」とは，老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１ 項に規定する有料老人ホームをいう。 ２　この告示において，「常勤換算方法」とは，指定居宅サー	附則（平成１８年事務総長通達第 １号） この通達は，平成１８年 ４月 １日から施行する。 附則（平成１８年事務総長通達第１３号） この通達は，平成１８年１０月１２日から施行する。

ビス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第２条第８号に規定する常勤換算方法をいう。 附則（平成１７年公正取引委員会告示第１２号） この告示は，公布の日〔平成１７年６月２９日〕から施行する。 附則（平成１８年公正取引委員会告示第４号） この告示は，平成１８年４月１日から施行する。	

平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

有料老人ホームにおける
情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業報告書

発行　平成 29 年 3 月

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

〒103-0027　東京都中央区日本橋 3-5-14　アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階
TEL：03-3272-3781（代表）FAX：03-3548-1078
http://www.yurokyo.or.jp/

無断転載を禁ず

公益社団法人
全国有料老人ホーム協会
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14　アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL 03-3272-3781（代表）　03-3548-1077（入居相談）
FAX 03-3548-1078